

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部)

株式会社Synspective

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

**【提出日】** 2024年11月14日

**【会社名】** 株式会社Synspective

**【英訳名】** Synspective Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役CEO 新井 元行

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区三好三丁目10番3号

**【電話番号】** 03-6811-1355(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

**【最寄りの連絡場所】** 東京都江東区三好三丁目10番3号

**【電話番号】** 03-6811-1355(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

# 目 次

	頁
第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【沿革】 .....	5
3 【事業の内容】 .....	6
4 【関係会社の状況】 .....	14
5 【従業員の状況】 .....	14
第2 【事業の状況】 .....	15
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	15
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 .....	21
3 【事業等のリスク】 .....	23
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	33
5 【経営上の重要な契約等】 .....	41
6 【研究開発活動】 .....	46
第3 【設備の状況】 .....	47
1 【設備投資等の概要】 .....	47
2 【主要な設備の状況】 .....	47
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	48
第4 【提出会社の状況】 .....	49
1 【株式等の状況】 .....	49
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	70
3 【配当政策】 .....	71
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	72
第5 【経理の状況】 .....	83
1 【連結財務諸表等】 .....	84
2 【財務諸表等】 .....	138
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	156
第7 【提出会社の参考情報】 .....	157
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	157
2 【その他の参考情報】 .....	157
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	158

	頁
第三部 【特別情報】 .....	159
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】 .....	159
第四部 【株式公開情報】 .....	160
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 .....	160
第2 【第三者割当等の概況】 .....	162
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 .....	162
2 【取得者の概況】 .....	165
3 【取得者の株式等の移動状況】 .....	169
第3 【株主の状況】 .....	172
監査報告書 .....	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第5期	第6期
決算年月		2022年12月	2023年12月
売上高	(千円)	492,413	1,386,283
経常損失(△)	(千円)	△4,340,711	△1,951,232
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△6,272,235	△1,520,458
包括利益	(千円)	△6,275,152	△1,521,703
純資産額	(千円)	8,092,159	7,870,638
総資産額	(千円)	9,893,170	11,314,943
1株当たり純資産額	(円)	△179.97	△193.87
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△88.42	△20.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	81.8	69.5
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△4,136,757	△2,221,564
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,499,887	△3,636,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,885,926	3,722,615
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	6,603,202	4,468,524
従業員数	(名)	176	163
[ほか、平均臨時雇用人員]		[9]	[15]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第5期から第6期について、多額の先行投資と先行して衛星の開発・製造に従事していることにより、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び包括利益(△)を計上しております。また、同様の理由により、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
6. 従業員数は当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、平均臨時雇用者数(契約社員・アルバイト含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

7. 第5期及び第6期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
8. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高	(千円)	37,949	57,344	52,401	498,743	1,414,347
経常損失(△)	(千円)	△1,352,035	△2,696,714	△2,460,388	△4,333,721	△2,000,823
当期純損失(△)	(千円)	△1,355,835	△2,698,572	△2,465,368	△6,265,062	△1,559,650
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数		346,758	346,758	408,683	478,552	495,221
普通株式	(株)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
A種優先株式	(株)	86,200	86,200	86,200	86,200	86,200
B種優先株式	(株)	160,558	160,558	160,558	160,558	160,558
C1種優先株式	(株)	—	—	61,925	131,794	131,794
D種優先株式	(株)	—	—	—	—	16,669
純資産額	(千円)	9,272,106	6,574,659	8,939,441	8,124,448	7,864,980
総資産額	(千円)	9,347,352	6,729,428	9,136,240	9,939,090	11,300,164
1株当たり純資産額	(円)	△4,727.29	△12,509.58	△16,646.56	△179.52	△193.95
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4,831.37	△7,782.29	△6,738.90	△88.32	△21.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	99.2	97.7	97.8	81.7	69.6
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(名)	56	95	119	172	159
[ほか、平均臨時雇用人員]		[—]	[—]	[—]	[9]	[15]

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第2期から第6期について、多額の先行投資と先行して衛星の開発・製造に従事していることにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は他社から当社への出向者を含む就業人員であり、平均臨時雇用者数（契約社員・アルバイト含み、人材会社からの派遣社員を含まない。）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を〔〕外数で記載しております。
9. 第5期及び第6期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、該当各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、2019年3月20日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
11. 当社は、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
12. 当社は、2024年4月12日付で第三者割当増資（D種優先株式22,437株の発行）、2024年4月25日付で第三者割当増資（D種優先株式7,052株の発行）、2024年6月10日付で第三者割当増資（D種優先株式43,591株の発行）が行われた結果、資本金は2,950,120千円となり、発行済株式総数は、普通株式100,000株、A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株、D種優先株式89,749株となりました。その後、2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、発行済優先株式の全てを当社が取得し、引き換えに優先株主に対して当社普通株式の交付を行い、2024年6月23日付で当社が取得した優先株式の全てを消却しております。また、当社は、2019年3月20日付で株式1株につき100株、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は86,944,950株となっております。なお、当社は2024年6月7日開催の臨時株主総会において、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 当社は、2019年3月20日付で株式1株につき100株、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第2期～第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
1株当たり純資産額	(円)	△31.52	△83.40	△110.12	△179.52	△193.95
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△32.21	△51.88	△44.81	△88.32	△21.13
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)

## 2 【沿革】

当社創業者の新井元行と、ImPACTプログラム（注1）でマネージャーとして防災性能向上を目的とした小型SAR衛星（注2）開発を進めていた白坂成功（現 当社顧問、慶應義塾大学大学院教授）（注3）は、ImPACTプログラムの技術成果を社会実装し、「この世代で、人類の経済活動を、地球環境と資源を考慮した持続可能なものにする」ため当社を創立しました。衛星コンステレーション（注4）により全球の環境・経済活動を可視化し、解析できるアナリティクスプラットフォームの構築と、持続可能な社会・経済活動を阻害する恐れのあるリスクを特定・評価し、専門性を持つパートナーとともにソリューションの開発・実装を行っております。ImPACTプログラムの基礎技術と多様なビジネス経験のあるメンバーがこのビジョンの下に集い、事業を進めて参りました。

年月	概要
2018年2月	東京都千代田区に株式会社Synspective（資本金5,000千円）を設立
2018年4月	東京都中央区に本社移転
2018年9月	マーケティング拠点としてシンガポールに連結在外子会社Synspective SG Pte. Ltd. を設立
2018年9月	取締役会を設置
2019年4月	JAXA J-SPARCプログラム（注5）に参画
2019年10月	東京都江東区に本社移転
2020年9月	SAR衛星データを用いたクラウドベースサービス「地盤変動モニタリング（Land Displacement Monitoring）」をリリース
2020年12月	小型SAR衛星の実証初号機の打上に成功
2021年2月	実証初号機の初画像データ取得に成功、小型SAR衛星画像の取得成功は民間で日本初
2021年5月	宇宙セクターにおけるITセキュリティアライアンス「Space ISAC」（注6）に加入
2021年10月	経済産業省のスタートアップ支援プログラム「J-Startup」企業に選定
2022年1月	新設分割により連結子会社 株式会社Synspective Japanを設立、衛星運用を担う
2022年4月	内閣府「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の採択事業者に決定
2023年10月	経済産業省のインパクトスタートアップ育成支援プログラム「J-Startup Impact」に選定
2023年10月	令和4年度経済産業省「中小企業イノベーション創出推進事業」に採択
2024年7月	自社小型SAR衛星のStriXシリーズにより、日本最高分解能である25cmのSAR画像取得に成功
2024年9月	量産工場であるヤマトテクノロジーセンター（神奈川県大和市）が稼働開始（注7）

- （注）1. 内閣府が所管するハイリスク・ハイインパクトの技術開発を目的とした「革新的研究開発推進プログラム」。このうち、当社技術の基礎となるSARシステムは、2015～2018年度で実施された「オンデマンド即時観測が可能な小型合成開口レーダ衛星システム」の技術成果。
2. Synthetic Aperture Radar (SAR) は日本語では「合成開口レーダ」と呼ばれる。SAR衛星はマイクロ波を使って地表面を観測する衛星で、従来のSAR衛星は重量が1,000kgを超えるものであったが、100-500kg程度に小型化したものを小型SAR衛星と呼ぶ。
3. 当社の共同創業者である白坂成功氏は創業以来取締役を務めていたが、内閣府宇宙政策委員会 基本政策部会の部会長就任にあたり2022年3月24日付で取締役を退任。以降当社顧問として、宇宙政策及び宇宙関連技術のアドバイスを行う。
4. 複数の人工衛星を連携させて一体的に運用するシステム。互いに通信範囲が重ならないよう軌道に投入することで世界全域を高頻度で撮像する。constellationとは「星座」の意味。
5. 「宇宙イノベーションパートナーシップ」（J-SPARC：JAXA Space Innovation through Partnership and Co-creation）。民間事業者等とJAXA間でパートナーシップを結び、共同で新たな発想の宇宙関連事業の創出を目指す研究開発プログラム。
6. 米国Space ISAC（Space Information Sharing and Analysis Center）は、公共および民間の宇宙分野のあらゆる脅威に対するセキュリティ情報源センター。このセンターでは、宇宙分野における、セキュリティ、脅威に関するデータ、事実やそれらの分析を得るための包括的な単一の情報源を有しており、宇宙資産を保護するための対応策、緩和策、回復策を支援するための分析とリソースを提供している。
7. ヤマトテクノロジーセンターは2024年9月から順次稼働を開始しており、設備の完成は2024年11月を予定している。

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社で構成されており、「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーションとデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

#### 1. 当社の事業内容

##### (1) 当社の衛星の特徴

当社はSAR衛星の開発・製造・運用を行い、得られたSAR衛星データを用いたデータビジネスを進めています。人工衛星は目的に応じて通信・測位・地球観測衛星の3つに大別され、さらに地球観測衛星は光学衛星、SAR衛星に分類されます。SAR衛星の特徴は、天候や時間帯に依存せずいつでもデータ取得が可能であることです。光学衛星は宇宙から写真を撮影するもので直感的に理解しやすく、Google Earthをはじめとする様々なWEBサービスで利用が進んでいます。しかし、雲により視界が妨げられ、また暗い夜間には視認性が落ちるために、情報取得の機会が限定されます。それに対して、X-band帯域（注1）を利用するSAR衛星は雲を透過する波長の電波を自ら照射し、地上からの反射波を観測するため、これらの影響を受けずいつでもデータ取得が可能です。またデータには、地形や構造物の形・物性の把握に資する情報が含まれています。これらの特徴から、SAR衛星データは時系列分析や変化抽出に強く、経済・環境の連続的変化を捉えるのに適していると言えます。

(図表) 光学衛星とSAR衛星の違い



当社グループの小型SAR衛星「StriX（ストリクス）」は、政府が主導する革新的研究開発推進プログラム（以下、ImPACTプログラム（注2））の成果を応用した独自の小型SAR衛星です。同プログラムでは、JAXA、東京大学、東京工業大学（現、東京科学大学）、慶應義塾大学等との連携により、高性能・低コスト・製造容易性を意識した開発と研究が進められ、小型SAR衛星開発に係るプログラムは2015年度から2019年度まで実施されました。それらの技術を引き継ぎ応用して完成したのが当社グループの小型SAR衛星「StriX（ストリクス）」です。

同機は、従来の大型衛星に比べて重量比（注3）で約1/10の小型化（注4）を達成しており、折り畳み可能なSARアンテナ（展開型スロットアレーアンテナ（注5））、高出力化と高度な熱制御等により、衛星サイズの小型化と大型SAR衛星と遜色ない撮像能力を実現しています。搭載機器開発と既製品の積極利用、並びに小型化により、従来の大型のものと比較し打上げと製造費用をあわせ、およそ1/20の低コスト化が可能（注3）です。これにより従来の衛星では費用が掛かり過ぎて不可能だった、多数機でのコンステレーション（注6）形成が可能となり、多地点の高頻度観測ができるようになります。

(注1) X-band

SAR衛星で用いられる波長帯のひとつです。X-band (波長約3cm)、C-band (波長約6cm)、L-band (波長約24cm)などがあり、波長が短い電波ほど分解能は高くなります。

(注2) 革新的研究開発推進プログラム/ImPACTプログラム

政府の科学技術・イノベーション政策の司令塔である総合科学技術・イノベーション会議が、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を促進し、持続的な発展性のあるイノベーションシステムの実現を目指したプログラム。

(注3) 重量比/コスト比

従来の大型衛星の例として、JAXAが開発、三菱電機が製造した大型SAR衛星「陸域観測技術衛星だいち4号 (ALOS-4)」は重量約3トン、打上費用を含む総事業費は320億円。(JAXA HP予算関連(予算推移、プロジェクト関連)より)

(注4) 小型衛星の定義

重量1,000kg超を大型、100kg~500kgを小型と示します。なお、当社の衛星「StriX (ストリクス)」は100kg級です。

参考：国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルプラットフォームJ-stage「Journal of The Remote Sensing Society of Japan Vol. 34 No. 1」より

(注5) 展開型スロットアレーアンテナ

「展開型スロットアレーアンテナ」とは、展開時には大型SAR衛星と同等の5mになる折り畳み方式のアンテナ。StriXの展開型スロットアレーアンテナは、1kW級の高出力アンプを搭載、さらにバランスのとれた熱制御を実現し、大型SAR衛星に比べて重量比で約1/10の小型化を達成しています。

(注6) コンステレーションと高頻度撮像について

衛星が地球上の同一地点を観測する際の経過時間である衛星再訪問周期(例えばALOS-2(陸域観測技術衛星2号)の回帰日数は14日間)は短縮することはできませんが、小型化・低コスト化によって複数の衛星を製造し、互いに通信範囲が重ならないよう軌道に投入することで、世界全域を高頻度で撮像することができるようになり、従来の課題であった即応性が補完されます。

(図表) 当社グループ小型SAR衛星



## (2) 当社サービスの概要

当社グループのビジネスは、小型SAR衛星と関連システムの開発・製造を通じた衛星コンステレーションの運用とその取得データの販売及びソリューションの開発・販売です。衛星の打上、および衛星・地上間の通信設備利用については外部企業に委託しています。SAR衛星データを取得し、エンドユーザーに対して価値提供するまでのオペレーションを一貫して行うため、安定したデータ取得とマーケットニーズを捉えたサービスの開発・提供が可能となります。これらを通じて顧客に提供するサービスは、データ販売とソリューション提供の2つです。なお、当社グループはセグメント単位としては衛星データ事業の単一セグメントであります。

(図表) 当社の技術

希少なSAR衛星データを取得し、エンドユーザーに対する価値提供まで一貫して行う



### ①データ販売

データ販売は、当社グループの小型SAR衛星「StriX」シリーズによるコンステレーションから取得したデータを販売するサービスです。このデータは地表から反射して返ってきた信号を処理し、画像化されたもので、この画像データを分析することで、地形・対象物の形状や変化を把握することができます。SAR画像分析には高い専門性と知識が必要になるため、この能力を持つ各国政府（特に防衛関連省庁）が直接SAR衛星データを利用する顧客となります。安全保障、防災／減災、インフラ／国土開発等の官需が中心です。サービスはWeb上で完結し、顧客は購入枚数の契約の下、その期間内で当社プラットフォームを用いて興味地域を指定し、当社衛星によるデータ取得後、当該プラットフォーム上で納品を受けます。

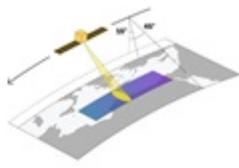
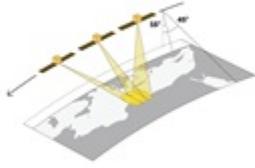
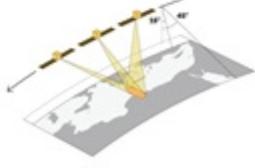
(図表) 当社グループ「StriX」によるSAR画像データ（東京 2021年4月）



画像データを得るための衛星の撮像モードは、ストリップマップモード、スライディングスポットライトモード、ステアリングスポットライトモードの3種類です。ストリップマップモードでは、撮像幅及び撮像域（シーン）の長い画像を、グラウンドレンジ分解能3.5m×グラウンドアジマス分解能2.6mで撮像できます。スライディングスポットライトモードでは、アンテナビームをストリップマップモードより遅く走査させ、電磁パルスをより長い時間、地表の特定箇所照射することでより高分解能な画像が取得でき、グラウンドレンジ分解能0.46m×グラウンドアジマス分解能0.5mで撮像できます。そして、ステアリングスポットライトモードは、より観測域を狭めて照射するモードで、グラウンドレンジ分解能0.46m×グラウンドアジマス分解能0.25mで撮像できます。

(注) 2024年10月リリースのプロダクトガイド最新版数値による

(図表) 撮像モード一覧

ストリップマップモード (Stripmap mode)		
観測幅	10-30km (ノミナル20km)	
撮像域 (シーン) の長さ	50-70km	
分解能	レンジ分解能 3.5m × アジマス分解能 2.6m	
スライディングスポットライトモード (Sliding Spotlight mode)		
観測幅	10km (ノミナル値)	
撮像域 (シーン) の長さ	10km	
分解能	レンジ分解能 0.46m × アジマス分解能 0.5m	
ステアリングスポットライトモード (Staring Spotlight mode)		
観測幅	10km (ノミナル値)	
撮像域 (シーン) の長さ	3km	
分解能	レンジ 分解能 0.46m × アジマス分解能 0.25m	

(注1) ノミナル値

寸法公差の基準となる値で、実測された値の平均値を指します。

(注2) レンジ・アジマス

衛星の進行する軌道方向をアジマス (Azimuth) 方向、レーダーを照射する方向をレンジ (Range) 方向と言います。StriX衛星は、衛星の進行方向 (アジマス方向) に対して、直角方向 (レンジ方向) に斜め下へマイクロ波を照射します。

## ②ソリューション提供

当社グループのSAR衛星「StriX」のコンステレーションで取得したデータを中心に、データサイエンスを用いた自動解析を行い、その結果を業務上すぐ利用できる情報として提供するサービスです。前述のようにSAR衛星データの解釈・分析には専門的知識が必要であり、また今後取得するデータの増加に伴い、その膨大なデータ解析の手間はたいへんな負担となります。当社グループは衛星開発に加え、SAR衛星データ解析のための技術・チームを保有するため、データの付加価値とユーザビリティを向上させたソリューションの提供が可能です。

これにより、一般的にSARデータの分析能力を持たない民間の顧客に対しても、衛星データの価値を提供することができます。また、衛星機数増によりデータ取得量が増えることは、自動解析の精度向上にもつながります。多くの人が扱えるデータとなることでさらなるSAR市場拡大を牽引し、データの取得販売と解析の好循環が実現可能と考えています。

顧客は各国の省庁のみならず、損害保険、インフラ開発・土木工事、資源エネルギー開発などを手掛ける企業にも拡がりつつあり、災害リスク/被害状況評価、大型設備と施工の安全管理・保守、地形・風況・森林等の環境調査などの需要に応じています。サービスはデータ販売と同様にWeb上のプラットフォームにおいて完結しますが、一定枚数の購入ではなく、解析箇所・頻度に基づく解析料によって決まる契約となります。また、初回導入においては、解析結果を利用するためのコンサルティングサービスを伴うことがあります。主なソリューションのラインナップは以下のとおりです。

#### (a) 地盤変動モニタリングソリューション

SAR衛星データを用いて広域の地盤変動を解析し、その結果を提供するソリューションサービスです。当社グループ独自のInSAR解析技術（注1）により、広域な地表面の変動量をmm単位で検出し時系列で表示します。また、地下工事等によって発生する陥没事故の領域予測機能が追加実装されております。当ソリューションにより、以下のような課題を解決できるようになります。

- ・ 1日停滞すると多大なコストが生じる大規模地下工事のリスク管理
- ・ 多額の測量コストがかかる地下資源/エネルギー採掘の地表への影響調査
- ・ 脆弱な地盤や海上に建設した発電プラント、港湾のメンテナンス管理
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの移動制約下での遠隔地/広域の地滑りリスク調査

#### （注1） InSAR解析

Interferometric SARの略で日本語では干渉SARと呼ばれ、SARデータに含まれる反射波の位相情報を用いて地盤や構造物の変動を解析するSARデータ特有の処理技術の1つの手法です。位相にはSAR衛星から地表までの距離の情報が含まれるため、同じ軌道上にあるSAR衛星から同一地点を2回観測すれば、その観測結果を重ねて（干渉させて）差をとることによって、地表のわずかな変動を数mm単位で捉えることができます。

#### (b) 洪水被害分析ソリューション

SAR衛星データを用いて、浸水被害（浸水域、浸水深、被害道路、被害建物）の分析結果を提供するソリューションサービスです。台風などにより洪水被害が発生した際、従来の光学衛星や飛行機・ドローンでは天候が一定程度回復した後にしか状況把握ができませんでしたが、悪天候に強いSAR衛星を用いれば天候に左右されず広域の浸水状況を観測可能です。さらに、データサイエンスや機械学習を利用して即時に自動データ解析を行い、道路・建物などの施設への影響範囲を特定します。以下のような課題を解決できます。

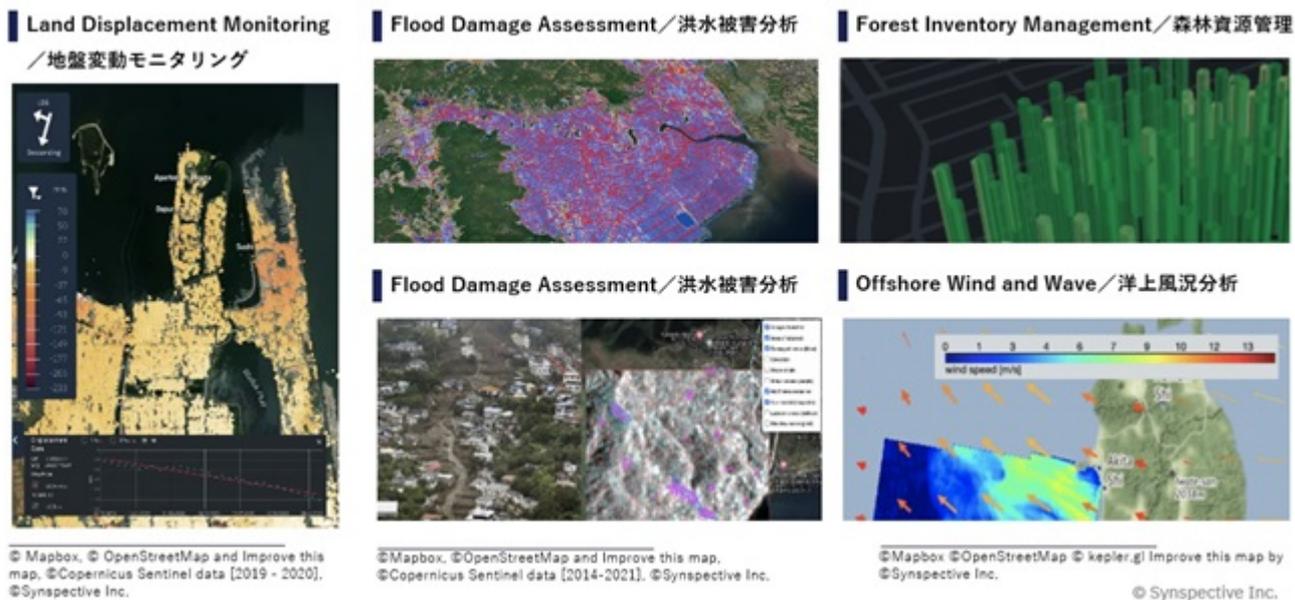
- ・ 大規模災害で大きなコスト・リードタイムのかかる損害保険調査
- ・ 新興国/途上国において迅速な復興支援が必要な国際機関の現地ニーズアセスメント
- ・ 迅速な人命救助活動が求められる政府や自治体の初動計画

#### (c) その他のソリューションサービス例

その他に、森林の状況（林相やバイオマス）を可視化することで、計画外伐採の特定やカーボンクレジット取得を目指した森林資源量の把握に繋がるサービスや、洋上風力発電所付近の風速・風向を解析することで発電所設置の際の選定や保守運用の効率化に資する結果を提供するサービス、さらに土砂災害や家屋の倒壊などの災害時に被害箇所を特定を迅速に行うためのサービスなど、様々なソリューションサービスを開発し提供しています。

これらは国内外の顧客との実証実験契約やサービス契約等を通じてソリューションとして汎用化可能だと判断した衛星データの新たなニーズであり、当社グループが他の衛星事業者に先駆けてサービスの開発および提供が進んでいる分野と言えます。これらは国内のみならず、欧州圏でのサステナビリティへの貢献を目指す多くの企業や、アジア圏で定期的な土砂被害や地震などの災害に困窮している地域の行政への販売が進むものと考えております。

(図表) ソリューションラインナップ一覧



当社グループが提供する上述のソリューションには、SAR、リモートセンシング（注1）、データサイエンス（注2）の3つの技術領域にまたがる高いレベルのエンジニアリングが要求され、当社グループのエンジニアが日々、最新の技術成果の調査・開発を進めています。これら広範なエンジニアリングの要求により、ソリューションを顧客が内部化することが難しく、当社グループの技術が必要とされる理由となっております。

(注1) リモートセンシング (Remote sensing)

「離れた位置から物を触らずに調べる」技術で、主に人工衛星や航空機に専用の測定器（センサ）を載せ、光学的に、あるいは電磁波等を用いて地球の表面を観測する技術を指すことが多いです。

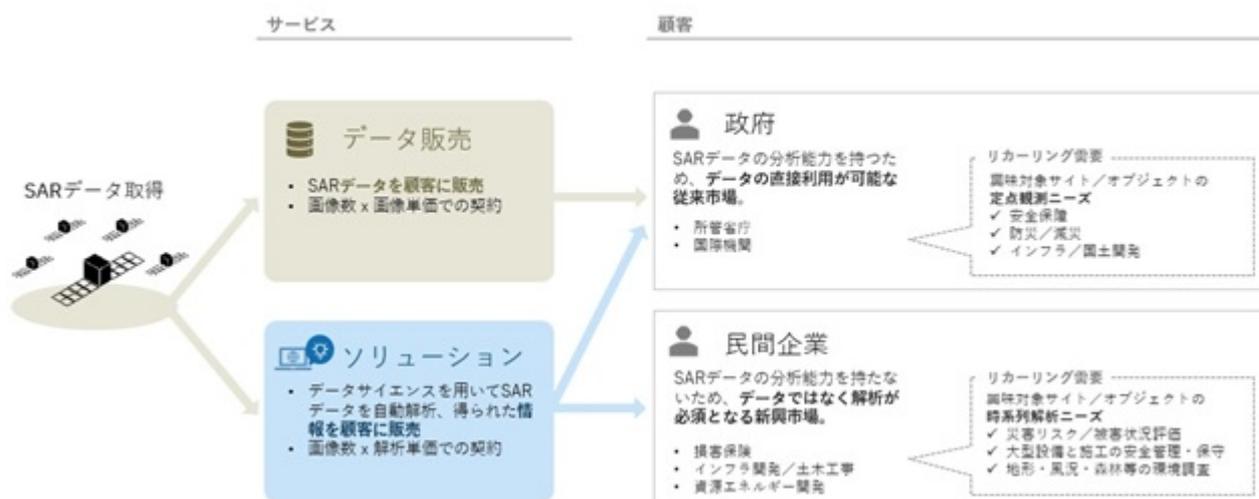
(注2) データサイエンス (Data science)

データを用いて新たな科学のおよび社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチを指します。応用性を重視し、データを扱う手法である情報工学、統計学、データマイニング、機械学習、その他アルゴリズム等を横断的に扱います。

### (3) ビジネスモデル

当社グループのビジネスモデルは、小型SAR衛星「StriX」によるコンステレーションから取得したデータを顧客に販売、並びに自動解析を通じたソリューションとして提供することで収益を上げるものです。前述のように、SAR衛星は24時間365日、全天候下において観測可能であることが特長であるため、興味対象地域の安定的な定点観測が可能であり、そのデータを用いた時系列分析や変化抽出に強みを発揮します。したがって、データ販売の主要顧客である防衛需要においては複数箇所の定点観測を、その他民間需要においても複数箇所の時系列変化の分析結果提供を通じたリカーリング収益が期待できます。

(図表) 当社グループビジネスモデルの概観



(注) 解析単価は1撮像にかかる解析料金を示す。

この2つのサービスの組み合わせは当社を特徴付けるビジネスモデルであり、相乗効果をもたらすものです。特に、自社で保有するコンステレーションから取得されるSAR衛星データを、旧来のデータ販売への利用のみならず、新たにソリューション提供にも用いることは、当社のビジネスモデル上の強みを形成します。これは、以下に概説する拡大する民間市場への入口、余剰データ活用での高収益化、長期視点でのデータ値崩れリスクへのヘッジ、グローバル展開におけるパートナーシップ形成、の4つの重要性から構成されます。

#### ①拡大する民間市場への入口

前述のように、視認性に優れないSAR衛星データの解釈・分析には専門的知識が必要であり、また今後取得するデータの増加に伴い、その膨大なデータ解析の手間はたいへんな負担となります。そのため、一般的にSARデータの分析能力を持たない民間企業は、これまでSAR衛星データを使った業務上のリスク管理や生産性向上などの恩恵を享受することはほとんどなかったものと認識しております。これらの新興市場は、2030年までにリスク管理用途で1.2兆円、生産性向上用途で3.6兆円の規模が期待されており（注）、当社の自動解析を通じたソリューション提供により、これら新興市場の顧客開拓が可能となると考えております。

(注) Amplifying the Global Value of Earth Observation INSIGHT REPORT MAY 2024。出所に記載がある市場規模元データを1ドル=150.0円として換算。データの対象となる「E0」には、光学衛星およびレーダ衛星のデータの他に実地でのIoTセンサーにより収集される「In situ」データも含まれる。また対象とする分野は農業、電力・公益事業、政府、公共・緊急サービス、保険・金融サービス、鉱業、石油・ガス、サプライチェーン・輸送である。記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものであるが、本データは2030年まで世界レベルで地球観測技術の導入が増加することを前提としており、その達成を保証するものでない。

#### ②余剰データ活用での高収益化

SAR衛星は軌道上で充電と撮像を繰り返しながら観測を行いますが、実際に販売可能なデータ取得ができるのは、撮像タイミングと顧客の興味地域が一致するときのみです。したがってコンステレーションの設計上のすべての撮像キャパシティ（注）を、興味地域が似通いがちな防衛需要を主体とするデータ販売で消費することはできません。衛星数が増えるにしたがってこの制約は緩和されていきますが、海外政府を含む契約数を増やしていったとしても、一定の利用率が限度となることが予想されます。そこで、興味地域分布が大きく異なると想定される民間企業の需要に対応することで、当該キャパシティの利用率を上げることができると考えております。これにより、撮像キャパシティの拡大から生み出される撮像余力分を無駄なく使い、利益最大化が可能となると考えております。

また、競争優位上、重要な副次的効果も期待されます。現在、SAR衛星データはそのほとんどの供給量が特に防衛

関連の官需に対して使われており、結果として民間市場向けにはデータ供給がされ難い状況です。これは、解析専門の事業者にとって、時系列分析や機械学習のサンプルデータ不足によって分析精度が限定的なものとなり、市場拡大のボトルネックとなってきたためです。今後、衛星コンステレーション形成が進み、データ総量増大に併せて変化していくことが期待されています。当社は自社でコンステレーションを保有することとなれば、その供給先を決めることができるため、この新興市場形成において重要な役割を果たすとともに、解析事業の競合に対しても大きく先行することができる、と認識しています。

(注) 軌道上で運用中の衛星の総撮像能力（画像データ量）。実際には撮像していない画像データの枚数分も含む。

### ③データ値崩れリスクのヘッジ

伝統的にSARデータを使っている安全保障領域においては、現在は大型の衛星から得られる少数のデータを、各国政府の専門家や分析官が一つ一つ手作業で分析してきましたが、今後、コンステレーション構築に伴う大量のデータ供給によって、データの分析作業が膨大なものになると予想されます。そこで、当社の自動解析技術によって大量のデータを分析し提供することで、分析官は変化箇所の抽出・特定、物体検出、物体分類、物体分割、パターン検出、広域検索、エリア監視、特徴マッピングなどの標準的な分析処理・作業を実施することなく、結果の分析のみに注力することができるようになっておられます。

一方で、このような大量のデータ供給ができる衛星コンステレーションは、同時にデータ販売における値崩れリスクの自己矛盾を抱えています。ここで、ソリューション提供における、自動解析による大量のデータ分析はより高い付加価値を生み出すため、当該リスクに対するヘッジの役割も持ちます。つまり、データの販売単価による契約ロジックが、より多くのデータ利用を伴う高付加価値の解析単価へと移行していくこととなります。

これらの変化は、米国の「LUNO」プロジェクト、日本の防衛省の「AI活用推進基本方針」等によっても確認できますが、依然中長期的な視点での動向であり、当面は大きな防衛需要に対するデータ販売が売上の源泉となります。

### ④グローバル展開におけるパートナーシップの形成

ソリューションは、海外展開においても重要なビジネスモデル形成要素となります。前述のように、当面の主力サービスはデータ販売であり、これは日本のみならず海外政府の防衛・防災需要に対して展開していく方針ですが、中には専門家を持たない海外政府もあります。民間企業を含め、このような顧客拡大に対しては、ソリューションが必須となります。しかし、多様な分析技術が含まれ、また顧客の業務的な理解が必要なソリューション営業には、多大な労力と販売網が要求されます。

当社は特定の産業／地域に強いパートナー企業と組み、共同でソリューションの開発・提供を実施することで、効率的に営業活動を進めています。例えば、現地建設コンサルティングの会社と提携し、当社の解析プラットフォームを操作してもらい、先方の顧客へサービス提供を行います。数回のサービス提供を通じて、パートナー企業自らが弊社プラットフォームを利用してサービス提供ができるようになっていくことで、当社は大規模なマーケティングチームを持つことなく、グローバル展開していくことが期待できます。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Synspective SG Pte.Ltd. (注) 1	シンガポール	27千シンガ ポールドル	SAR衛星データの販売及 び関連するソリューションの提供	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社Synspective Japan	東京都江東区	9,000千円	宇宙機・地上設備及びコ ンピュータシステム・情 報通信ネットワークに関 する設計・製造・試験・ 販売・運用・管理・保守	100.0	役員の兼任3名 業務委託 管理業務受託

(注) 1. 債務超過会社であり、2023年12月末時点で債務超過額は、11,723千円であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
衛星データ事業	186 [13]
合計	186 [13]

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 臨時従業員には、契約社員・アルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 当社グループの事業セグメントは単一であるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (2) 提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(万円)
181 [13]	39.5	2.7	862.6

(注) 1. 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 臨時従業員には、契約社員・アルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

5. 当社グループの事業セグメントは単一であるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

##### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(2015年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(1991年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 1. 会社の経営の基本方針

当社グループは「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーションとデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。人々の生活とそれを支える経済は、地球規模での災害や紛争、気候変動などの、さまざまなリスクに脅かされており、当社グループは人類が自然環境や次世代を思いやりながら安心して生きていくには、それらリスクを定量的に可視化し、理解することが重要だと考えます。それには、地球規模での均質性、定常性、広域性、公正性を備えたデータを、高頻度で取得する必要があります。

当社グループはこのミッションを実現するため、地球を恒常的に俯瞰する自社SAR衛星「StriX」のコンステレーションの衛星機数を増やし、継続的なデータ販売で確実に収益を積み上げつつ、SAR衛星が強みを持ち、かつ社会的関心度も高い自然災害・安全保障・環境リスクを軸にソリューションのラインナップを拡大し、新規衛星データ市場を開拓してまいります。

#### 2. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、以下を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として定めています。

##### ・総収入

売上高の成長に加えて、中期的には補助金収入がグループ全体の収入に占める割合が一定程度あるため、売上高と補助金収入を合算した総収入を当面は重要な指標として管理することとしています。

##### ・衛星運用機数

防衛領域を中心に拡大する世界の需要に対し、供給側のプレイヤー数が不足しており、SAR衛星データの希少性が高いにも関わらず供給力が限定的であることがSAR衛星事業の市場の特徴であり、売上拡大には供給力が重要となります。そのため、当社のSAR衛星データの供給力を決定する衛星運用機数を重要な指標として管理することとしています。

##### ・受注額、受注残高

現在、官公庁を中心に主に1年から複数年の契約を獲得しています。将来の売上を予測するうえで受注額、受注残高は重要な情報であり、重要な指標として管理することとしています。

#### 3. 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

##### (1)防衛・宇宙需要が牽引するSAR衛星データ市場

##### ①防衛・宇宙市場の世界的な拡大

世界のSAR市場は需要の増加や技術の進歩により成長しており、2023年時点の市場規模が9,280億円、2030年までに推定1.89兆円規模になると見込まれています（注2）。これはSAR衛星だけでなく、航空機、UAVなどの市場も含むものですが、基本的に全天候で広範囲の撮像が可能なSARは情報収集・警戒監視・偵察などの防衛用途に広く使用されており、SAR技術の進化に伴い、防衛・情報機関のSAR利用は今後も継続的に拡大し続けることが予想されています。また、従来の防衛・政府利用にとどまらず、環境モニタリングや災害対応、農業、林業、インフラ管理など、さまざまな商業分野での需要の高まりがSAR市場の成長を後押しすると予想されます。

広く防衛領域における需要が見込めるSAR市場ですが、特に宇宙領域における伸びは著しいものです。世界の防衛領域における宇宙予算は、2023年は8.8兆円と推定され、2022年比で21%増という前例のない伸びを示し、過去5年間で継続的に増加しています（注3）。これは、昨今の地政学リスクの高まりや国際情勢の複雑化に伴って安全保障を目的とした衛星データを始めとする宇宙技術活用の重要度が増していることが背景としてあり、今後も各国の防衛領域における宇宙予算は増加することが見込まれています。

その中でも、各国の偵察、通信、ミサイル探知などを目的とした、防衛用途の衛星開発・コンステレーション構

策に対する投資は今後も拡大が予測されます。また、特に北米では、防衛用途の衛星製造や衛星画像データにおける官公庁と民間企業の契約事例が増えており、コンステレーションの構築加速化に向けて、各国政府の民間衛星事業への投資は拡大することが見込まれます。

日本の防衛省も『我が国の防衛と予算（2020-2022）』『防衛力抜本的強化の進捗と予算（2023・2024）』にて示される通り、衛星データ活用に関する予算を過去5年間で約2.5倍と大きく増加させています。また、『防衛省の令和7年度宇宙関連概算要求』において「スタンド・オフ防衛能力に必要な目標の探知・追尾能力の獲得」のため、令和7年度末から衛星コンステレーション構築に3,232億円を要求すること、加えてその衛星構成はSAR衛星が中心となることが公表されており、今後より一層SAR衛星データ活用に関する予算の増加が期待できると想定されます。

他方で、2024年3月に内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省により、民間企業等による宇宙分野の技術開発を複数年度にわたって強力に支援するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に『宇宙戦略基金』が設置されました。本基金では10年間で合計1兆円の支援が想定されており、同年3月に内閣府より公開された『宇宙技術戦略』にて示された日本として注力すべき宇宙技術に沿った事業に対して補助または委託という形で支援されることとなっています。2024年には1兆円のうち約3,000億円の予算が総務省、文部科学省、経済産業省によって確保されており、そのうち950億円が商業衛星コンステレーション構築加速化（注1）に活用されることが決定しています。当社としては、今後各省庁へと配賦されるであろう残りの予算も含めて、今後の事業戦略を実現するための手段として申請検討してまいります。

（注1）経産省およびJAXAが公表している表記および金額を記載。

（注2）Global Market Insights, “Synthetic Aperture Radar (SAR) Market Report, 2024-2032”（2023年5月）。出所に記載がある市場規模元データを1ドル=150.0円として換算。市場規模には衛星、航空機、UAVの市場規模を含む。但し、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものであるが、その予測統計モデルは、複数の予測手法と重要性による加重を組み合わせて設計されており、その達成を保証するものでない。

（注3）Euroconsult, “Government Space Programs, 23rd edition”。出所に記載があるデータを1ドル=150.0円として換算。但し、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものであるが、各国の宇宙予算を算出・推計するために、政府公式発表に加え専門誌やマスメディアの情報、推計も含まれており、その達成を保証するものでない。

## (2) 競争環境と優位性

防衛領域を中心に拡大する世界の需要に対し、供給側のプレイヤー数が不足しており、SAR衛星データの希少性が高いにも関わらず供給力が限定的であることがSAR衛星事業の市場の特徴です。現在、小型SAR衛星を商業運用している事業者は当社を含めて世界に5社ですが、SAR衛星の小型化の技術的難易度の高さ、エンジニアの希少性、衛星開発に係る資本と時間などが障壁となり、新規プレイヤーが参入することは難しいため、当面の間は限定的な競争環境が継続することが想定されます。以下では、この5社間での競争環境と当社の優位性について、技術的側面と事業的側面から記載します。

### ① 技術的な競争優位性

SAR衛星の性能を特徴付ける要素として分解能と広域性の二軸があります。つまり詳細分析と広域分析の実行性、という二軸となりますが、これは観測時の消費エネルギー制約によりトレードオフの関係にあります。昨今は防衛需要へ応える性能向上が各社主流となっており、分解能を高める競争が進んでいますが、当社の小型SAR衛星「StriX」では、ステアリングスポットライトモードにより世界最高水準の0.25mの分解能を実現しています（他社との比較は各社公表情報による（2024年11月上旬時点））。また、広域性の観点では、ストリップマップモードにより、他社に比べて10～50倍の撮像域を実現しています。このように、当社「StriX」では同一衛星での撮像モード切替により、分解能と広域性を両立させており、これによって種々のニーズを広くカバーできることが強みとなっています。

特に広域性の確保ができることは、長い国境線監視や海洋監視などの防衛データ需要に応え得るだけでなく、自動解析を伴うソリューション利用を前提とした価値提供にもつながります。例えば、大規模災害による被災時には、まず広域撮像により災害直後の被災全域を撮像し、ただちに解析することで救命活動等の初動優先度をつけることができます。続いて、選択された特定エリアを対象に、高分解能撮像と解析によって具体的な計画に資する情報提供が可能となります。これらの撮像モード切替と自動解析により、従来ではできなかった被災時の迅速な状況把握と現場対応をはじめとするリスク管理・生産性向上が実現しますが、これは自社内でソリューション開発をする能力とチームを持つ当社独自の強みと言えます。

## ②事業的な競争優位性

前述のように、全世界的に防衛市場が宇宙産業にとって最大顧客であります。各国政府の国防所管省庁の情報管理や優先権要求により、その地域のローカル企業への発注が現在の主流となっております。当社を含む小型SAR衛星事業者5社のうち、2社は日本、2社は米国、1社はヨーロッパに本社が所在していますが、上記理由により各所在地域での防衛需要に対するデータ販売が中心となることが予想されます。現状では、各社供給力よりも世界の防衛需要が大きく競合状況には至っておりませんが、特に日本における防衛市場の規模と成長を鑑みれば、日本に本社を構える企業は当該市場に対して優位に事業展開を進められることが想定できます。

## (3) 中長期の成長戦略

当面の堅実な日本政府のデータ需要を起点に、衛星数を増やしていくとともに、その運用における安定性と生産性を高めて海外展開を進め、さらにはソリューション展開を進めて高収益化を目指していきます。これは、前章(3)ビジネスモデルで述べたデータ販売とソリューション提供の相乗効果によってもたらされる4つのポイント、すなわち、拡大する民間市場への参入、余剰データ活用での高収益化、長期視点でのデータ値崩れリスクへのヘッジ、グローバル展開におけるパートナーシップ形成を活かした成長戦略となります。当成長戦略は大きく3つのステージから成り、日本政府へのデータ販売を中心とする短期、海外政府へのデータ販売拡大が進む中期、そして民間市場でのソリューション提供が拡大する長期です。

まず短期では、防衛需要を軸とする日本政府へのデータ販売、並びに政府補助金収入を活かし、安定した収益基盤の構築を目指します。この先のステージで必要となる、海外展開、ソリューション開発についても平行して投資していく方針です。当社は設立当初より、グローバル市場において優位性のある事業展開をすべく、設立後早期にシンガポールにビジネス拠点を開設し、アジアを中心としたビジネス開発を推進して来ました。2024年10月時点において、北米・ヨーロッパ・中央アジア・インド・東南アジア・オセアニアと世界各国で日本を含むディストリビューター提携や戦略パートナー計25の国や地域（31パートナー）と提携を締結しています。

(図表) 海外パートナーとのグローバル展開



(注1) 2024年10月時点。

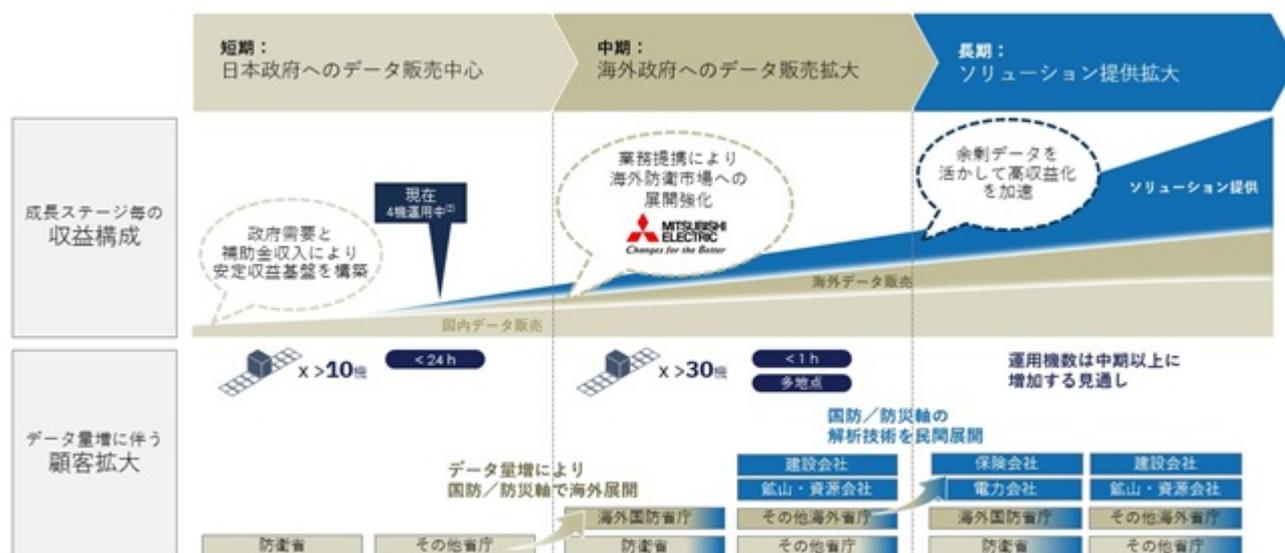
(注2) ここでは、パートナー提携に向けた合意文書(覚書)を締結した段階や、交渉中の段階を含めたものを指す。

(注3) ウズベキスタン、カザフスタン、ベトナムでは政府とMoUを締結。

続く中期では、パートナー提携を活用して、アジアを中心に海外政府へのデータ販売を拡大していくとともに、30機のコンステレーションにより1時間以内にデータと解析結果を提供できるデータ・ソリューションの販売体制を整えていきます。一度に多くの場所のデータや複数の解析結果を提供する事により、この頃から民間事業向けのソリューションビジネスを立ち上げることを目指しております。

その後は、増強されるコンステレーションの膨大な撮像キャパシティから生まれる余剰データを、ソリューション提供に有効活用することで高い利益率を目指す、長期として位置づけられます。ここでは、種々の自動解析技術を広く横展開することを目指しており、民間市場として起点となるインフラ開発・保守や資源エネルギーから、金融・保険やユーティリティといった顧客を主なターゲットとして販売先を広げることを目指しています。

(図表) グローバル展開とソリューション提供による成長戦略



(注) 上記は当社の中長期な収益構成の変遷を示したもので、イメージ図であり、実際の売上高のサイズとは一致せず、実際の業績を示唆するものではない。

#### 4. 成長戦略を支える製造・開発方針

##### (a) 衛星製造・開発体制

前述の成長戦略を実現するための衛星製造・開発にあたっては、国内外の多数のパートナー企業と連携しながら進めています。衛星の通信や姿勢制御などの汎用的機能を司るバス部の部材に関しては、軌道上での稼働実績のあるメーカーより仕入れを行い、SARなど独自機能を含むペイロード部については特注で仕入れています。その後、当社と組立パートナーであるセーレン株式会社（2021年より量産を目的としたパートナーシップ締結）、東京計器株式会社（2022年より量産を目的としたパートナーシップ締結）と協力しながら、衛星の構体およびアンテナの組み立てを行い、各種試験（振動試験、熱真空試験、電気試験等）を経て打上に向けて出荷を行います。打上場所はロケット会社により異なり、当社がこれまで打上に使用したRocket lab社（本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO：Sir Peter Beck）のElectronはニュージーランドより打上を行っています。

さらに、汎用部材等については仕入れの複線化を図り、サプライチェーンの脆弱性を無くすことに努めています。一方で、当社の開発優位性にもあたるImpACT時代の研究成果に関わる部材については特定のパートナーからの仕入れに依存するものの、将来的な製造計画を複数ヶ年に渡って共有し十分な製造ラインを確保することを標準的な対応としています。

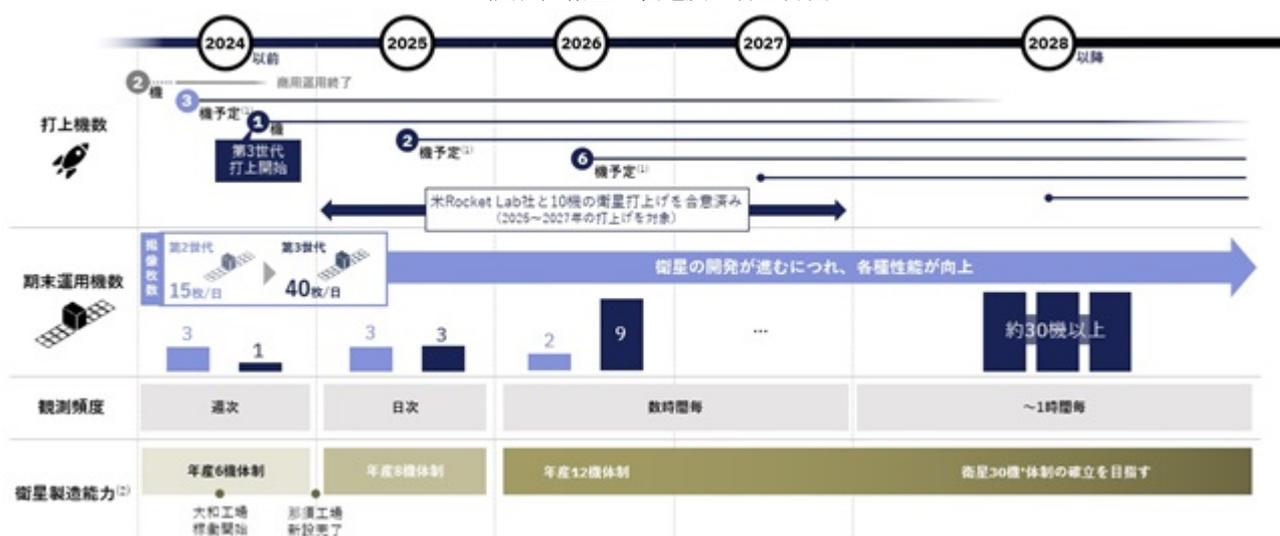
また2023年、神奈川県大和市に量産のための工場を賃貸契約し（賃貸部分面積：8,594.52㎡）、製造工程の汎用化や再現性の高い作業のための治具開発、そして検査器具等の設備投資を行い、2024年9月より本格的に稼働を開始しました。これにより、前述のパートナー企業とともに分業体制を構築し、拠点間を物流網で結ぶことで、将来的には年産12機まで、より効率的で大規模な製造を拡大できる見込みです。また、量産体制の構築と並行してより高スペックの衛星や量産に向けた構造の設計等、継続的な開発を検討しており、国際的に競争力のある衛星を製造してまいります。

#### (b)衛星製造・打上計画

これまでに確立した前述のサプライチェーンをパートナー企業とともに強化し、コンステレーション形成と成長戦略実現に向けて製造・打上を進めてまいります。当社設立以来、これまで「StriX」を5回打上げてきましたが、既に最初の実証機2機「StriX-α」「StriX-β」は商用運用は終了しており、本書提出日現在は3機を軌道上で商用運用しています。今後は、順次機数を増やし、2025年末には軌道上6機、2026年末には11機前後となることを計画しています。これらの過程で、特定地域の観測頻度が週次から数時間毎に向上する見込みで、加えて、より多くの撮像キャパシティを持つ第3世代「StriX」が主力機としてコンステレーションを構成する予定です。

2028年以降には30機以上のコンステレーション形成に加えて、衛星間通信などの追加機能開発や当社自動解析と併せ、1時間以内に顧客に解析結果を届けることを目指しています。これは大規模災害時の生存率向上に加え、多くの民間企業におけるリスク管理・生産性向上に寄与することが期待できます。

(図表) 衛星の製造及び打上計画



(注1) 実際の製造機数は顧客からの需要およびビジネス状況に応じて上下しうる。また、製造能力が増強したのちにも、製造期間が一定程度かかるため、すぐに製造能力分の機数打ち上げとはならない。実際の打上数及び時期は、打上事業者のキャパシティ、天候その他の要因によって決まる。

(注2) 部品・資材の調達、製造の開始を行うことができる機数のキャパシティを指す。製造開始から完成までは約2年を要する。

(注3) 撮像枚数については、スペックから試算される理論キャパシティであり、運用年数によって上下する可能性がある。

(注4) 衛星の性能向上については当社の想定であり、開発の進捗状況によっては当初想定通りには性能向上が達成できない可能性がある。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### ①量産体制の構築

「(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおり、SAR衛星データ市場は、安全保障や防災に関わる世界需要の大きさに対して、供給量に制約があり寡占傾向が強いことが特徴と認識しています。この世界的な需要に応えるために、早期の衛星の量産体制の構築・運用機数の増加が当面の重要課題となります。

当社グループは、これまで衛星5機の製造・打上げを行ってまいりましたが、基本的には年間1機から2機ずつの製造を行ってまいりました。現在多数機のコンステレーションを構築するため、小型SAR衛星を年間最大12機程度同時に生産できる量産体制構築の準備を行っており、今後段階的に量産体制による製造を拡大する予定です。量産を実現するために、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携を進めてまいります。

##### ②衛星の製造・打上げ資金の資金確保

当社グループは、小型SAR衛星の年間最大12機程度の量産製造に向けた製造を開始しています。衛星の製造・打上げの支払いは売上に先行して発生するため、その先行資金の確保が課題となります。

上場により一定の資金の確保はできる見込みではありますが、上場後も継続して資金調達を行っていく必要があります。株式市場からの増資や銀行からの融資等を通して、資金調達手段の確保・拡充・多様化を図ってまいります。

##### ③組織戦略

当社グループの事業内容はハード/ソフトウェアの広範に渡ります。加えて、SARシステムや衛星開発をはじめ専門性の高いエンジニアの確保は難しく、グローバルでの採用を積極的に進めることが求められます。当社グループは、不確実性への対処と組織の魅力付けのため、リーダーシップを持つ専門家集団が、自由に議論と試行錯誤を行い組織的学習を行う組織を目指し、日々改善を続けております。また、国際的なカンファレンスやプレスへの積極的な発信を通じて、グローバルでのプレゼンス向上と採用力の強化を図っております。

##### ④営業戦略

データ販売における顧客基盤確立のため、主要顧客となる政府機関の要求仕様を満たす衛星データ/サービス品質の確保が必要です。当社グループでは、現在は国内官公庁向けにデータ販売を実行しながら、各国政府とのチャネル構築、対話とサンプルデータの提供を通じて、サービス内容や購入予算額、要求されるデータ品質等についてのコミュニケーションを継続しております。

一方で、ソリューションでは、中期での戦略的視点と短期での収益確保のバランスをとりながら営業活動を進める必要があります。当社グループでは、現状の製品版ソリューション展開を軸に、国内の長期プロジェクト確保に有効な公共事業やODA案件をパートナー企業と共に進めつつ、事業環境の異なる海外での展開にも取り組んでおります。

##### ⑤規制への対応

後述の「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (3) 主要な事業活動の前提となる法的規制①人工衛星に関連する法令について」に記載の3つの関連規制のうち、当社グループの業務遂行において特に衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律、電波法への対応に多くの工数/時間を要します。最新の技術動向に照らしてより効率的な申請プロセスとなるよう、関連省庁との情報連携を進めてまいります。

##### ⑥内部管理体制の強化

機微な衛星データを扱う当社グループは、コーポレート・ガバナンス、内部統制、情報管理・セキュリティについて常に高い意識を持ち、継続的な強化を進めていく必要があると認識しております。引き続き、積極的に最新技術動向や重要懸案の情報収集を進め、対応を強化してまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)当社が目指すサステナビリティ経営

当社グループは「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことをミッションに掲げております。当社グループは、衛星コンステレーションを利用した全地球の経済・社会・環境に関わるあらゆる事象を観測・可視化し、解析技術を用いることで、災害・パンデミックなど有事のみならず、日常の活動においても、あらゆる人々がデータに基づき持続可能な社会の構築に資する判断を行えるようにすること、その結果として世界全体で社会課題の解決に貢献してまいります。

### (2)ガバナンス

サステナビリティに係る方針や戦略の検討、立案については、常勤取締役、執行役員が参加する経営会議にて行なっております。経営会議においては各部門の責任者が出席しており、各部門が連携し、サステナビリティの取組みを推進しております。また、重要な案件については、取締役会で審議を行い、実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりです。

### (3)戦略

サステナビリティを巡る課題の解決については、当社グループはリスクの低減のみならず、収益機会にもつながり、また当社グループのミッションに直結する重要なものであると認識し、主に以下の3つの課題解決を目指します。

#### (自然災害)

世界中で頻発・激甚化する自然災害。地震、津波、火山噴火、洪水、土砂・地滑りなどにより、堅実な経済成長が大きく阻害されています。いつ世界のどこで災害が起きても、発災直後に広域データを取得し、迅速な救命・救出活動の開始と早期復興計画の策定を推進します。また、土木・建設領域へのサービスにより、災害に強く安全なインフラ開発・維持の実現に貢献します。

#### (安全保障)

近年の地政学リスクの高まりにより、エネルギー価格高騰、輸出入制限、テロなどが発生し、安全・安定した社会が脅かされています。安全保障領域へのサービスにより、全世界の紛争の状況やロジスティクスの途絶状況を把握し、世界平和と安定したライフラインの提供に貢献します。

#### (環境)

経済成長と人口増加により、世界の資源エネルギー消費は年々増加傾向にあります。石油・ガス、鉱業、林業領域へのサービスにより、地球規模での森林分布や洋上の風況を定量的かつ継続的に把握し、カーボンクレジット取引や再生可能エネルギーの導入等、効率的・安定的な資源利用の促進に貢献します。

### (4) 人的資本経営に関する取組み

人的資本の活用に関しては、小型SAR衛星の開発・製造、データ販売事業に加え、ソリューション事業を持つ当社グループは、他社と比較して幅広い技能の人材を必要としています。宇宙業界に限らない様々な専門知識・技能を持つ人材の採用にグローバルで取組み、役員・管理職には国籍・性別を問わず登用しております。

様々なバックグラウンドを持つ従業員がミッションを達成するために、CREDOを設定し、人事評価制度における評価項目に組み込まれております。全社会議等においてはトップマネジメントから全社員に向けて説明を行うなど、CREDOの徹底・浸透を図っております。

また、言語、宗教、文化の異なる様々な人材が活躍できるよう、社風の構築、労務サポート、語学学習の奨励等に注力しております。

社内環境整備については、従業員の衛生管理と健康の保持増進を図り、快適な職場環境を確立することを目的に安全衛生委員会にて安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善を行っております。

#### (5) リスク管理

当社グループは、リスクコンプライアンス規程に基づき、管理部と各部門にて事業を取り巻く様々なリスクを網羅的にボトムアップで抽出する仕組みを構築し、その発生可能性と事業への影響度の2つの評価基準に基づき、重要度の一次的な評価・特定を行っております。重要度の一次的な評価・特定は経営会議にて再評価を行い、対応方針を設定し、四半期ごとに取締役・監査役で構成されるリスクコンプライアンス委員会に報告を行っております。

リスクコンプライアンス委員会は、当社グループの業務運営におけるリスク及び機会について、設定した対応策の監督、状況の把握・管理を行います。

#### (6) 指標及び目標

本書提出日現在において、当社グループは、「(3)戦略」に記載の3つの課題、および「(4)人的資本経営に関する取り組み」に記載の人材の採用、社内環境整備等に関する方針に係る指標及び当該指標を用いた具体的な目標を設定しておりません。今後、これらの方針に関連する指標のデータ収集及び分析を進め、目標を設定し、その進捗に合わせて開示項目を検討してまいります。

### 3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても投資家の投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、投資家に対する積極的な開示の観点から以下に開示しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を記載した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努めております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 事業環境に関するリスク

##### ①継続的な先行投資と赤字計上について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

当社グループの提供するSAR衛星のデータ販売及びソリューションについては、市場の立ち上げ期であり、現在のところ大きなシェアを獲得できているプレーヤーは存在しておらず、競合事業者に先んじて早急な市場シェアの獲得が重要であると考えております。市場シェア獲得のためには、複数の衛星機システムの早期構築によるSAR衛星データの供給量の確保、継続的な開発や営業活動の実施によるソリューションサービス拡大を実現する必要性があり、継続的に先行投資を実施する方針としています。また、今後一定期間については、黒字化よりも売上高成長率を重視して経営していく方針です。

経営環境の急激な変化、その他本「事業等のリスク」に記載のリスクの顕在化等により、これらの先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかった場合、黒字化しない可能性があります。当社グループでは、継続的な顧客開拓、衛星製造コストの削減努力等を実施することにより、先行投資が将来の黒字化や収益性向上につながるよう努力してまいります。それらが達成できない場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ②社歴、業歴が浅いことによる業績の不確実性について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社グループは、2023年12月期まで赤字決算であり（営業損失1,795,927千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,520,458千円）、過年度の業績のみでは期間比較を行う十分な材料とはならず、今後の業績については当社グループにおいて合理的と考えられる方法により予測、算定したものであります。判断指標が不十分であり、当社グループの業績予測と実績に乖離が生じる可能性があります。

##### ③必要なタイミングで資金を確保できなかった場合の資金繰りについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

当社グループは、(1)①に記載のとおり、継続的に先行投資を実施する方針としており、2023年12月期まで営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、今後も一定期間は継続してマイナスとなる見込みです。過年度は増資による資金調達を実施し事業活動に必要な資金に充当してきました。

当社グループでは必要な資金を確保するために継続的に財務活動を行なっていく方針ですが、政府からの交付金が交付されない等必要なタイミングで資金を確保できなかった場合、資金繰りに窮する可能性があります。

##### ④衛星データ関連市場について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

SAR衛星データは国防に関わる世界の需要の大きさに対して、もともと供給量に制約があり、寡占傾向が強く先行者利益を獲得しやすい市場と当社グループは認識しています。これは市場に参入するための資金的及び技術的ハードルが高いことや、SAR衛星がデータを取得する際に電波照射に多くの電力を使うためSAR衛星以外の観測衛星と比べデータ取得量が限定的であることが理由です。仮に当社グループ以外の競合事業者が各社の計画通りにSAR衛星を打ち上げた場合でも、供給量が飽和することはなく、今後数年程度は供給者優位の市場が保たれると認識しています。

一方で、光学衛星などの他の地球観測データの代替、現在は市場草創期であり将来の市場規模拡大には不確実性が伴うこと、防衛予算の増減・安全保障政策の変更などの各国の方針変更を要因として、想定通りの需要を獲得することができず成長が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤競争状況について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループのターゲットとなるSAR衛星データの市場分野においては、資金的及び技術的な参入障壁が高いため、現在安定して市場にSAR衛星データを供給できている企業は世界で数社程度であり、寡占状態となっていると当社グループは認識しております。

当社グループは、SAR衛星データの取得からデータ販売、ソリューションの提供までをワンストップで行うことにより、競合事業者と差別化したサービス展開をし、継続的な事業成長に努めております。ただし、既存の競合事業者の競争力の向上や、市場の急激な拡大に伴って大型のSAR衛星を製造している大資本の企業などの参入により競争環境の変化が生じ、当社グループや当社グループのサービス等に対する評価を維持することができず、又はその優位性が失われる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥衛星打上の失敗のリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループは自社で衛星を開発・製造し、外部のロケット事業者による衛星打ち上げサービスを利用して衛星の打上を行っています。近年衛星に係る打上の成功率は向上しているものの一定程度失敗のリスクが存在します。当社グループでは、打上の失敗に係る損害を回避するため、人工衛星保険の打上げ危険担保保険（以下、ロケット保険）に加入しています。なお、当社グループが加入している保険は、打上げの点火がされた時に始まり打上ロケットと衛星の分離が完了するまでがてん補対象であり、打上ロケットとの分離後の通信の不具合等をカバーするものではありません。

ロケット保険により、打上ロケットと当社グループ衛星の分離が完了するまでの完全な打上失敗の際の金額的な補償は得ることができるものの、計画していたSAR衛星データの取得はできなくなるため、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦固定資産の減損リスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社グループは、人工衛星、その製造設備及び本社設備の有形固定資産を保有しています。投資実行に際しては規程に基づいて、事業計画、収益率、その他のリスク等を検討して実施の判断を行っており、その後は継続して各資産の収益性に関して管理を行っています。

規程で定めた対策を講じても、市場や競争環境の変化により完全に減損を防止することは不可能であり、減損の兆候が認められ、減損損失の認識をすべきであると判定された固定資産について減損損失を計上する場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧ソリューション事業におけるデータの安定確保のリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社グループのソリューション事業では、衛星データに限らず様々なデータの解析結果を提供する情報提供サービスを行なっています。現在、当社グループの衛星の機数が少なく他社データも併用しており、必要なデータを十分に入手できないこと等により、顧客の要求する品質を充たせずに案件を獲得・継続ができないリスクがあります。当社グループでは、衛星データの購買先の多様化・当社グループの衛星の機数の早期の増加により、データの安定確保を図ってまいります。

上記の対策を講じても、とりわけSAR衛星データによる定期観測の需要が高いため、自社衛星の打上げ計画が想定より遅延し安定したデータの確保が遅延することで収益化が遅延するリスクがあります。

#### ⑨景気変動に関するリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社グループは、クライアントの分散、多様化を図っておりますので景気変動リスクに対し一定の耐性を備えておりますが、国内外の景気動向や外国為替相場の変動により、当社グループの主要クライアントが事業投資等を抑制した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑩為替リスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社グループは、衛星部品の購入の一部を海外から行っており、衛星の打上サービスは海外事業者を利用しています。また、一定程度の海外売上があり今後増加する見込みです。長期の外貨建の債権債務は存在しないものの、急激な為替変動によって価格の変動が生じ為替リスクとなることがあり、当社グループの業績に間接的に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑪衛星の打上機会の確保について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：高

ロシア・ウクライナ情勢以降、ロシアからの上げが実質的に不可能になったことにより、ロケット事業者の選定は以前よりも難しくなっています。一方、各国の新興のロケット事業者が商業化に向けて開発・実証を進めており、中長期的にはロシア・ウクライナ情勢の影響は緩和される見込みであり、当社グループとしては複数のロケット事業者による上げの検討を進めています。

しかしながら、新興のロケット事業者の商業化が遅れるなど想定通りにロケット事業者のサービスを利用することができない場合、計画したスケジュールからの上げ遅延や打上費用の上昇などの影響が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業体制に関するリスク

#### ①研究開発に係るリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループの属する衛星データ関連の業界は、衛星のハードウェア開発及びソリューションのソフトウェア開発共に技術的な進歩が急速であるため、当社グループでは常に技術革新に対応できる最先端の技術開発に努めています。当社グループの衛星のハードウェア開発においては、SARデータ取得のためのSARアンテナの最先端技術の採用のための研究開発等を進めていきます。また、当社グループのソリューションのソフトウェア開発においても、地表面予測に関する自社独自技術を搭載したソリューションサービスを展開するなど、多数のサービスを引き続き展開していきます。

しかしながら、当社グループが顧客又は市場のニーズにマッチした製品をタイムリーに提供できない場合、もしくは競合事業者が先んじてサービスを開発した場合には、当社グループのサービスの競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②衛星の運用に関するリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社グループが保有する小型SAR衛星は5年程度と比較的長期にわたって使用されますが、運用期間中に製造上の瑕疵、デブリ（使用不能になった人工衛星やロケットの破片や部品等のうち軌道に残っているもの）や隕石等との衝突、衛星管制上又は運用上の不具合その他の要因による衛星の機能不全又は運用能力低下の可能性がありま。上記リスクへの対策として、複数機を定期的に上げ続けることによりSAR衛星データの取得における1機当たりの依存度の低減を図っています。当社グループは現在、毎年複数機の上げを計画しており、運用中の衛星に不具合が生じた場合にも可能な限り事業上の影響を小さくする体制をとっています。

このような事態が生じた場合、撮像能力を維持できないことによる顧客の流出などに伴う収益の低下で、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③開発・製造・打ち上げ等の事業計画の進捗に関するリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

衛星の開発・製造・打ち上げの進捗については毎月の取締役会等で継続的に状況を確認・管理をしており、事業計画に沿ったスケジュールの確保に向けて取り組んでおります。しかし、当初の計画通りに衛星の開発・製造・打ち上げが進まなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④特定の販売先への取引依存について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：高

当社グループの主要販売先のうち、官公庁への販売実績が連結売上高に占める割合は、2022年12月期連結会計年度で約6割、2023年12月期連結会計年度で約9割を占める状況にあります。

現時点において、上記の取引先との関係は良好であり、当社グループは今後も友好的関係を維持し、安定的な取引関係を継続する方針で国内の民間顧客のさらなる獲得、海外政府・民間顧客の獲得も強化しており、特定の取引先への取引依存度は順次低減させる方針ですが、当面は引き続き官公庁への販売比率が高い状況が引き続き想定され、また官公庁との契約期間は1年単位のものも多く、何らかの理由により継続できない場合や、入札条件の変更等が生じた場合には、今後の事業運営や経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤海外展開に関するリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループは、収益機会の拡大に向けて海外でも衛星データ販売、ソリューションの提供を展開しており、今後とも海外展開の強化を図っていく予定であります。

なお、海外展開にあたっては、人件費等の投資を今後も相当規模で行う可能性があります。また、言語、地理的要因、法制・税制を含む各種規制、経済的・政治的不安、文化・商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材の確保の困難性、及び展開国において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在する可能性があります。当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの海外展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥協力会社（外注先）への外部委託に関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社グループの小型人工衛星開発においては、多額の開発費と時間を要するだけでなく、一部は協力会社への外部委託品及び協力会社からの購入品を使用しているため、一部の協力会社からの購入品についても、別協力会社からの購入の検討及び内製化を進めており、安定的な衛星開発を実現し、当社グループの衛星データ販売事業及び業績への影響をできる限り低減していきます。しかしながら、協力会社からの納入遅れ、協力会社の喪失、購入品の供給不足や価格上昇により、当社グループの衛星データ販売事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦東京計器株式会社その他のパートナーシップ先への衛星製造の委託に関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：低

当社グループでは、今後の衛星の量産体制を構築するうえで、複数拠点で並行して製造を行うことで、安定的に製造を行うことを実現することを指向しております。このため衛星製造の一部は、2022年6月15日に開示しました通り、東京計器株式会社とのパートナーシップの基本合意に基づき同社に衛星組立の工程を委託しております。現在当該パートナーシップにより安定した生産体制を構築できておりますが、衛星組立に必要な製品・部品の調達の遅れや、各種自然災害の発生等により東京計器株式会社側での製造に遅延等の影響が出た場合、また、その他のパートナーシップ先との間のパートナーシップにおいて同様の影響が出た場合、当社グループの衛星データ販売事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧人材獲得及び育成に関するリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

SAR衛星システムの開発のコア技術であるSARアンテナや信号発生器などのコンポーネントに携わるレーダ技術者、また、データ販売やソリューションサービス提供に関わる画像処理、アルゴリズム開発に携わるレーダ信号処理技術者は、労働市場での絶対数が少なく、また専門性の高い領域で育成も容易ではありません。人材獲得の観点では中途採用をメインとして経験のある候補人材へのアプローチ施策を強化しております。人材育成の観点ではノウハウを社内資料に蓄積し、従業員同士での技術向上に繋がる活動を推進してまいりますが、当社グループが想定どおりの人材獲得及び育成ができない場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨特定人物への依存リスクについて

発生可能性：小、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社グループの経営陣が果たす役割は大きなものであり、特に代表取締役CEOである新井元行は、ミッション、企業理念、会社文化、経営方針・戦略の立案・実行等に大きな役割を担っています。人材育成の強化や人材獲得により経営陣・組織の強化を行ってまいりますが、経営陣の不測の事態や辞任が発生した場合、また、代行体制が十分に機能しない場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑩特定施設の利用に関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：低

衛星の製造工程において、部品の組み立て後に、設計通りの機能や耐久性が備わっているかなどの確認のために各種試験を行う必要があります。当社グループは現在、一部の大規模施設を要する試験については国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の施設を利用しており、当該施設や試験設備を利用できない場合に衛星の開発や製造が遅延する可能性があります。

なお、試験の一部については新工場への移管を進めており、新工場稼働後は当該リスクは軽減する見込みです。

#### ⑪衛星の製造体制が想定通りに構築されないリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

量産体制の構築に伴って年間製造機数の増加を見込んでおり、将来的には年間12機まで製造能力を強化していくことを見込んでいます。現時点では必要な製造体制は構築過程にあり、本格稼働に向けて準備を進めています。当該製造体制の構築が想定通りに進捗せずに、想定した機数を打ち上げられない場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑫想定したシーン数が提供できないリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

衛星1機あたりが提供するシーン数について、商用機は実証機と比較して提供できるシーン数が増えることを見込んでいます。これは、衛星の設計上のキャパシティの改良などから増加することができると見込んでいるためです。当社グループの事業計画は提供シーン数が増えていくことを前提に策定されているため、想定したシーン数を計画通りに提供できない場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 主要な事業活動の前提となる法的規制

#### ①人工衛星に関連する法令について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

当社は人工衛星の打ち上げに関しては、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下、宇宙活動法）、電波法及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下、リモセン法）により、人工衛星の運用等で規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等により、当該法律および関連府・省令を遵守する体制を整備しておりますが、国際法及び各国の国内法ともに整備途上であり、法規制の変更があった場合、当社グループが当該法令に抵触すること等により何らかの行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により当社グループの事業展開を阻害する規制の強化等が行われた場合には、今後の事業運営や経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、重要法令の概要は以下の通りです。

##### ・宇宙活動法について

日本国内から人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し制御する場合、事前に内閣総理大臣の許可を受けるため、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へ許可申請を行う必要があります。人工衛星1機ごとに衛星管理許可を取得しなければならず、許可を受けるためには、人工衛星の利用目的及び方法が宇宙活動法の基本理念や宇宙諸条約に則したものであること、人工衛星に機器や部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること、宇宙空間に有害な汚染をもたらさないための措置に講ずることが管理計画に含まれていること等の措置が適切に講じられていることなどが求められています。

##### ・電波法について

人工衛星を運用するために、無線局（以下、地上局）を使用するにあたり、総務省へ免許申請を行い、許可を得る必要があります。電波法には外資規制がありますが、上場後は外国人による議決権比率をコントロールできないため、規制に該当してしまい免許停止となる可能性があります。そのため、当社が100%の株式を保有する完全子会社の株式会社Synspective Japanにより免許を取得し、免許要件を満たしております。電波法は電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としておりますので、免許申請前に既存免許人と干渉調整をし、同意を得る必要があります。また、免許取得後、登録された地上局は検査を受けることが義務づけられています。

・リモセン法について

リモセン法で規定する衛星リモセン装置の対象物判別精度（いわゆる「地上分解能」）が内閣府令で定める生データの基準（SARセンサーでは3m以下）を超える場合、当該装置の使用につき事前に内閣総理大臣の許可を得る必要があります。許可を得るためには、外部からの不正アクセスを防止する措置や、衛星リモセン記録の漏洩、滅失、損傷を防ぐための安全管理措置が講じられていることなどが求められており、許可後も実効性を担保するため、使用者にデータの暗号化の義務や、許可を受けた送受信設備以外を使用しない義務などが課されています。

②現在適用されている許認可、免許及び登録などの状況について

当社グループの宇宙活動法の許認可

取得・登録者名	許認可等の有効期間	許可番号及び許認可等の内容	所管官庁等	①許認可の根拠となる法律名 ②許認可の要件 ③許認可後の義務
Synspective Japan	2022年 8月31日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：衛星22-001-2 人工衛星「StriX-β」の管理の許可	内閣府宇宙開発 戦略推進事務局	①許認可の法律 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第1項の規定による許可 ②主な許認可の要件 ・使用者が所定の犯罪により処罰された者でないこと等（21条） ・人工衛星の利用目的及び方法が宇宙活動法の基本理念や宇宙諸条約に則したものであること（22条） ・人工衛星に機器や部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること（22条） ・宇宙空間に有害な汚染をもたらさないための措置を講ずることが管理計画に含まれていること（22条） ・人工衛星の管理終了にともなう措置が適切に講じられていることなど（22条） ③主な義務 ・管理計画の遵守義務（24条） ・事故の届出義務（25条）
Synspective Japan	2022年 9月2日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：衛星22-016-2 人工衛星「StriX-1」の管理の許可		
Synspective Japan	2023年 12月1日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：衛星23-014-1 人工衛星「StriX-3」の管理の許可		
Synspective Japan	2024年 6月14日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：衛星24-012 人工衛星「StriX-4」の管理の許可		

当社グループの衛星リモートセンシング法の許認可

取得・登録者名	許認可等の有効期間	許可番号及び許認可等の内容	所管官庁等	①許認可の根拠となる法律名 ②許認可の要件 ③許認可後の義務
Synspective Japan	2022年 7月25日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：RU-22-0001 衛星リモートセンシング装置「StriX-β SARセンサー」の使用の許可	内閣府宇宙開発 戦略推進事務局	①許認可の法律 衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの確保に関する法律第4条第1項の規定による許可 ②主な許認可の要件 ・使用者が所定の犯罪により処罰された者でないこと等（5条） ・外部からの不正アクセスを防止する措置及び衛星リモセン記録の漏洩、滅失、損傷を防ぐための安全管理措置が講じられていなければならないこと（6条） ③主な義務 ・装置及び観測データに対して許可を受けた者以外の者がアクセスしないために暗号化などの措置を講じる義務（8条） ・許可を受けた軌道を外れたときは衛星リモセン装置を停止する義務（9条） ・許可を受けた送受信設備以外を使用しない義務（10条） ・衛星リモセン装置に対する信号の送信や観測データの受信、リモセン記録の他社への提供など衛星リモセン装置の使用状況について記録し、保存する義務（12条、施行規則13条）
Synspective Japan	2022年 7月25日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：RU-22-0002 衛星リモートセンシング装置「StriX-1 SARセンサー」の使用の許可		
Synspective Japan	2023年 10月25日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：RU-23-0005 衛星リモートセンシング装置「StriX-3 SARセンサー」の使用の許可		
Synspective Japan	2024年 5月31日～ 有効期限の 定めなし	許可番号：RU-24-0004 衛星リモートセンシング装置「StriX-4 SARセンサー」の使用の許可		

当社グループの電波法の許認可

取得・登録者名	許認可等の有効期間	許可番号及び許認可等の内容	所管官庁等	① 許認可の根拠となる法律名 ② 許認可の要件 ③ 許認可後の義務
Synspective Japan	2022年12月1日～2027年11月30日	StriX-β 無線局の種類：人工衛星局 免許番号：関字第609号 通信の相手方：KSAT所属のSvalbard局、Troll Antarctic地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のStriX-β人工衛星の受信設備、Synspective岐阜StriX受信設備	総務省	① 許認可の法律 電波法による無線局免許取得 ② 主な許認可の要件 ・ 日本国籍の者（5条1項） ・ 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から二年を経過した者若しくは、電波法第75条第1項、第76条第4項から第6項、第27条の16第1項又は第6項の規定により免許、登録又は認定の取り消しを受け、その取り消し日から2年経過した者（5条3項） ③ 主な義務 ・ 自己若しくは他人に利益を与える、又は他人に損害を加える目的で虚偽の通信をしない（106条） ・ 他の無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害しない（108条の2） ・ 免許がないのに無線局を開設し、又は運営しない（110条） ・ 必要な報告を怠り又は虚偽の報告を行い、検査を拒み、妨げ又は忌避しない（111条） ・ 規定に沿って届け出をし、又は虚偽の報告をしない（112、113条） ・ 行為者を罰するほか、その法人に対して電波法第114条各号に定める罰金刑を課されない（114条）
	2022年12月5日～2027年11月30日	StriX-1 無線局の種類：人工衛星局 免許番号：関字第604号 通信の相手方：KSAT所属のSvalbard局、Troll Antarctic局、Punta Arenas局 免許人所属のStriX-1人工衛星の受信設備、Synspective岐阜StriX受信設備		
	予備免許のため期間の記載無し	StriX-2 無線局の種類：人工衛星局 免許番号：予備免許のため無し 通信の相手方：KSAT所属のSvalbard地球局、Troll Antarctic地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のStriX-2人工衛星の受信設備、Synspective岐阜StriX受信設備		
	2024年5月1日～2027年11月30日	StriX-3 無線局の種類：人工衛星局 免許番号：関字第617号 通信の相手方：KSAT所属のSvalbard地球局、Troll Antarctic地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のStriX-3人工衛星の受信設備、Synspective岐阜StriX受信設備		
	予備免許のため期間の記載無し	StriX-4 無線局の種類：人工衛星局 免許番号：予備免許のため無し 通信の相手方：KSAT所属のPuertollano地球局、Mauritius地球局、Hartebeesthoek地球局、Mingeneu地球局、Awarua地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のSynspective岐阜StriX受信設備、StriX-4人工衛星の受信設備		

### ③知的財産権について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

当社グループでは随時他者の保有する特許調査を行っており、その調査範囲において解決すべき他者特許への侵害は当社グループから抽出されておられません。当社グループで創出した発明・独自技術について権利化を進め、他社の使用等を抑止しています。また、当社グループでは、知的財産権の管理、特に第三者の知的財産権への侵害等を回避することは事業活動に不可欠なものと認識しており、特許公報の調査などを強化することにより当該リスクの低減に努めてまいります。

しかし、第三者との間で、無効、模倣、侵害等の知的財産権の問題が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2024年9月30日現在)

	特許権	実用新案権	商標権	意匠権
取得済件数	1	—	11	—
出願中件数	8	—	1	—
合計	9	—	12	—

### 主な特許権

特許権の名称 (取得済又は出願中の別)	出願年月日出願番号	登録年月日登録番号	存続期間満了日	内容・特徴
解析装置、解析方法及び解析プログラム(取得済み)	2022年3月11日 特願2022-507096 (日本出願)	2024年2月1日 特許第7430008号	2040年3月11日	熱赤外帯域及び熱赤外帯域以外の衛星データ解析により、対象物の変化による工場や公共施設の稼働状況を把握し、その稼働率の検知が可能となります。

### (4) 重要情報の流出や取扱い及びサイバーセキュリティに関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

当社グループのデータ販売の主要な販売先は各国の防衛機能を担う省庁となるため、安全保障上重要な情報を取り扱っており、当社グループは、事業活動を正常かつ円滑に行う上で、法令の遵守、顧客要求の達成をはじめとする情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであると考え、顧客の機密情報や個人情報及び当社グループの情報資産を保護する指針として、情報セキュリティ基本方針を策定し、以下の通り実施し推進しております。

- ①本基本方針は、当社グループが事業の中で取り扱う「情報資産」ならびにすべての役職員及び協力会社社員を対象とします。情報資産とは、当社グループが預託、保有、運用管理する情報、データ及び情報システム、ネットワーク、設備とします。
- ②情報セキュリティに関するリモートセンシングに関連する法令をはじめとする、規則、顧客および外部利害関係者と締結した契約等のセキュリティ要求事項を遵守します。
- ③情報を取り扱う上で事業に影響を及ぼすリスクを識別し、その発生の可能性や影響度を把握することで情報の適正な管理に努めるとともに、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）が経営に寄与することを確実なものとするために、情報セキュリティ目的を設定し、その達成に向けた活動を推進します。
- ④適用範囲内すべての役職員及び関係会社社員に対し、本方針の重要性と情報の適正な管理について啓発させます。
- ⑤ISO/IEC 27001（ISMSに関する国際規格）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを確立した上で、推進体制を確立して運用し、運用状況を監督すると共に本システムを継続的に維持・改善します。
- ⑥情報セキュリティに関連する事故及び事件を予防し、事故及び事件が発生した場合は、内容の報告および必要に応じた緊急措置を迅速に対応し、原因分析の上で適切な再発防止策を講じます。

上記取組みの一つの実績として、国際標準であるISO/IEC 27001に関する認証審査、及び初回認証登録を2021年5

月18日に完了いたしました(認証登録番号: IS 745935)。また、複雑化し変化の速いサイバーセキュリティ攻撃に対応するため、2021年3月に米国Space ISACに加入いたしました。Space ISACにて共有される、宇宙業界に係る脆弱性、インシデント事例、脅威動向の情報を当社グループの情報セキュリティ対策に活用してまいります。

しかしながら、これら情報セキュリティ管理にも関わらず、当社グループが情報資産の情報セキュリティ侵害又はその他法令違反を起こした場合には、損害賠償責任又は刑罰を負う可能性があるほか、当社グループが社会的信用を喪失し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) その他のリスク

##### ①システム障害に関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社グループで扱うシステムには、顧客へ提供しているクラウドベースサービス、当社グループ衛星運用のための地上システム、及び業務システムがあります。これらのシステムにおいて、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、又はサプライヤーや災害等に起因するシステム障害が発生した場合、リスクに応じて予め計画していた冗長化やバックアップを用いた迅速な復旧を試みます。しかし、これら対応にも関わらず障害が深刻・長期化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ②調達資金の使途について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：低

当社グループが計画している公募増資による調達資金については、主に事業の拡大に係る衛星の開発・製造及び関連する設備投資、人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界においては変化が著しく、環境変化に柔軟に対応するため、調達資金を現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。このような場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③財務制限条項に関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：高

金融機関からの借入金には、コベナンツ（財務制限条項）が付されていることがあり、その内容は「5 経営上の重要な契約等」に記載しています。当社グループでは、財務制限条項に抵触しないよう、取締役会や経営会議において事業計画をモニタリングするとともに、財務制限条項に抵触する可能性のある取引の実行は、取締役会の事前の承認があることを条件としています。これらの対応策にもかかわらず、財務制限条項を遵守することができない場合、当社グループは期限の利益を失い、借入金の一部又は全額の返済を求められる可能性があります。

##### ④ストック・オプションの行使による株主価値の希薄化について

発生可能性：高、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：低

当社グループは、当社グループ従業員及び社外協力者に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、本書提出日の前月末現在（2024年6月24日付株式分割の効力発生により）、これらのストック・オプションによる潜在株式数は9,372,750株（うち上場後1年以内に行使可能な潜在株式数は1,092,000株）であり、発行済株式総数86,944,950株の10.8%に相当しております。

##### ⑤税務上の繰越欠損金についてのリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が計画通りに推移することにより、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受けることが予想されます。しかしながら、繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合

には、繰越控除が受けられなくなり、通常の税率に基づく法人税等が計上されることになり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥無配の実績を踏まえた配当政策についてのリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：低

当社は、創業以来繰越利益剰余金がマイナスとなっており配当可能利益がなく、現在まで配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り将来の事業成長のための投資等に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、配当による利益還元を検討していきますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

⑦ベンチャーキャピタル等の株式保有比率についてのリスクについて

発生可能性：高、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：中

当社の本書提出日現在における、当社発行済株式総数86,944,950株のうち、計53,934,750株は、ベンチャーキャピタル、ベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合及びベンチャーキャピタル又は投資事業有限責任組合が株式事務を委託した代行機関、金融商品取引業者（以下「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の割合は62.0%となっております。

株式公開後は、所有する当社株式の一部又は全部を売却することが予想され、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

⑧継続企業の前提に関する重要事象等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：低

当社グループは、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、2023年12月期においても営業損失1,795,927千円及びマイナスの営業キャッシュ・フロー2,221,564千円を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この主たる要因は、衛星データ事業において、衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、投資回収までに期間を要するためであります。

ただし、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施しております。また、株式市場からの増資や銀行からの融資等を通して、資金調達手段の確保・拡充・多様化を図っております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### ①財政状態の状況

第6期連結会計年度(自2023年1月1日至2023年12月31日)

##### (資産)

当連結会計年度末の流動資産合計は5,980,162千円となり、前連結会計年度末に比べ1,470,227千円の減少となりました。これは主に、小型SAR衛星開発関係費用支払増加により現金及び預金が2,134,678千円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末の固定資産合計は5,334,781千円となり、前連結会計年度末に比べ2,892,000千円の増加となりました。これは主に、小型SAR衛星部品等の購入により建設仮勘定が2,773,111千円増加したことによるものであります。

##### (負債)

当連結会計年度末の流動負債合計は1,505,805千円となり、前連結会計年度末に比べ294,205千円の減少となりました。これは主に、戻入により契約損失引当金が933,106千円減少した一方、新規借入により短期借入金が500,000千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の固定負債合計は1,938,500千円となり、前連結会計年度末に比べ1,937,500千円の増加となりました。これは、新規借入により長期借入金が1,937,500千円増加したことによるものであります。

##### (純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は7,870,638千円となり、前連結会計年度末に比べて221,521千円の減少となりました。これは主に、第三者割当増資等により資本金と資本剰余金がそれぞれ650,091千円増加したものの、親会社株主に帰属する当期純損失を1,520,458千円計上したことによるものであります。なお、減資及び欠損填補を行った結果、利益剰余金が6,265,062千円増加し、資本金が650,091千円、資本剰余金が5,614,971千円減少しておりますが、純資産合計に変動はありません。

第7期中間連結会計期間(自2024年1月1日至2024年6月30日)

##### (資産)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて5,818,963千円増加し、17,133,907千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資・新規借入により現金及び預金が2,915,072千円、小型SAR衛星部品等の購入・観測衛星稼働により建設仮勘定から観測衛星へ振替処理をした結果、衛星(純額)及び建設仮勘定が合計2,698,560千円増加したことによるものであります。

##### (負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,323,199千円増加し、4,767,504千円となりました。その主な要因は、長期借入金がタームローン契約について変更契約を締結したため、1年内返済予定の長期借入金から振替分26,500千円、新規借入したことにより1,230,000千円増加したことによるものであります。

##### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べて4,495,764千円増加し、12,366,402千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ2,850,120千円増加した一方、親会社株主に帰属する中間純損失1,266,795千円を計上したことによるものであります。なお、欠損金の解消および財務体質の健全化を目的に、資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年9月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて8,141,777千円増加し、19,456,721千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資・新規借入により現金及び預金が3,965,265千円、小型SAR衛星部品等の購入・観測衛星稼働により建設仮勘定から観測衛星へ振替処理をした結果、衛星（純額）及び建設仮勘定が合計4,147,595千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて4,390,634千円増加し、7,834,939千円となりました。その主な要因は、新規借入等したことにより1年内返済予定の長期借入金が38,500千円、長期借入金金が4,219,500千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べて3,751,143千円増加し、11,621,781千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ2,850,120千円増加した一方、親会社株主に帰属する四半期純損失2,189,251千円を計上したことによるものであります。なお、欠損金の解消および財務体質の健全化を目的に、資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

## ②経営成績の状況

第6期連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルスが感染症法上5類に分類され、各種制限が徐々に緩和されるなど正常化に向けた動きが見られました。一方で、ロシア連邦によるウクライナ侵攻、イスラエルとイスラム組織ハマスの衝突激化、また為替市場においては円安が進行するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当連結会計年度は、小型SAR衛星実証機「StriX- $\alpha$ 」、「StriX- $\beta$ 」及び「StriX-1」で取得した画像データの販売を実施しております。前連結会計年度に引き続き、内閣府宇宙開発戦略推進事務局が推進する「令和5年度小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」「令和5年度 課題解決に向けた先進的な衛星リモートセンシングデータ利用モデル実証プロジェクト」に採択され画像販売や調査研究を実施してまいりました。

また、既存サービスの「Land Displacement Monitoring」サービス及び「Flood Damage Assessment」サービスの提供並びに顧客との共同ソリューション開発プロジェクトは引き続き順調に進捗しており受注、納品を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、1,386,283千円（前連結会計年度比181.5%増）、営業損失は1,795,927千円（前連結会計年度は4,290,931千円の損失）、経常損失は1,951,232千円（前連結会計年度は4,340,711千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,520,458千円（前連結会計年度は6,272,235千円の損失）となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

第7期中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当中間連結会計期間における我が国の経済は、中東情勢の緊迫化や中国経済の先行きの不透明さによる景気の下振れリスクはあるものの、実質所得の上昇やインフレ率の鈍化に伴い安定的な成長が見込まれ緩やかな回復基調が続くものと見込まれています。宇宙業界においては、10年で1兆円という長期かつ大規模な支援となる「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置され、2024年度からスタートした第1期では経済産業省、総務省、文部科学省の合計3,000億円が措置されるほか、総合商社が宇宙事業に参入をはじめると、我が国における宇宙開発に向けた機運は裾野を広げ、官民一体となってこれまでにない高まりを見せております。

このような状況の下、当社グループは、2024年3月13日に打上げた当社4機目の小型SAR衛星「StriX-3」の初画像（ファーストライト）を4月8日に取得し、画像データの販売を開始しました。また内閣府宇宙開発戦略推進事務局が推進する「令和6年度小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の採択事業者として、複数の国内政府機関への納入を開始しました。

また、将来の打上げについて、Rocket Lab社（本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO：Sir Peter Beck）が提供するエレクトロン・ロケットで今後10機の衛星打上げを行うことに合意しました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、1,037,072千円、営業損失は1,166,661千円、経常損失は1,262,273千円、親会社株主に帰属する中間純損失は1,266,795千円となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

#### 第7期第3四半期連結累計期間（自2024年1月1日至2024年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、中東情勢の緊迫化や中国経済の先行きの不透明さによる景気の下振れリスクはあるものの、実質所得の上昇やインフレ率の鈍化に伴い安定的な成長が見込まれ緩やかな回復基調が続くものと見込まれています。宇宙業界においては、10年で1兆円という長期かつ大規模な支援となる「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置され、2024年度からスタートした第1期では経済産業省、総務省、文部科学省の合計3,000億円が措置され、また防衛省の令和7年予算案概算要求において「衛星コンステレーション」構築費用として3,232億円が初めて盛り込まれたほか、総合商社が宇宙事業に参入をはじめると、我が国における宇宙開発に向けた機運は裾野を広げ、官民一体となってこれまでにない高まりを見せております。

このような状況の下、当社グループは、2024年3月13日に打上げた当社4機目の小型SAR衛星の初画像（ファーストライト）を4月8日に、2024年8月3日に打ち上げた当社5機目の小型SAR衛星の初画像を9月17日に取得し、画像データの販売を開始しました。また内閣府宇宙開発戦略推進事務局が推進する「令和6年度小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」、防衛省が推進する安全保障用途に適した小型合成開口レーダ（SAR）衛星の宇宙実証の採択事業者として、複数の国内政府機関への納入を開始しました。

また、自社小型SAR衛星の新たな撮像モードであるステアリング・スポットライトモードでのテスト観測にて、日本最高分解能であるアジマス分解能25cmの画像取得に成功しました。また、将来の打上げについては、Rocket Lab社（本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO：Sir Peter Beck）が提供するエレクトロン・ロケットで今後10機の衛星打上げを行うことに合意しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、1,608,460千円、営業損失は1,969,016千円、経常損失は2,190,874千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は2,189,251千円となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

#### ③キャッシュ・フローの状況

##### 第6期連結会計年度（自2023年1月1日至2023年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ2,134,678千円減少し、4,468,524千円（前連結会計年度末は6,603,202千円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は2,221,564千円（前連結会計年度は4,136,757千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失1,505,008千円（前年同期は税金等調整前当期純損失6,268,147千円）、契約資産の増加額606,432千円（前年同期は契約資産の増加額217,250千円）等によるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動に使用した資金は3,636,955千円（前連結会計年度は2,499,887千円の使用）となりました。これは主に、衛星製造部品等購入による有形固定資産の取得による支出3,619,099千円（前年同期は有形固定資産の取得による支出2,493,776千円）等によるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動から得られた資金は3,722,615千円（前連結会計年度は5,885,926千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,030,000千円（前年同期は長期借入れによる収入1,000千円）、

第三者割当増資により株式の発行による収入1,300,182千円（前年同期は株式の発行による収入5,449,782千円）等によるものです。

第7期中間連結会計期間（自2024年1月1日至2024年6月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、7,383,596千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動に使用した資金は1,039,726千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失1,262,270千円、売上債権及び契約資産の増加額551,217千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動に使用した資金は2,954,355千円となりました。これは主に、衛星製造部品等購入による有形固定資産の取得による支出2,826,024千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動から得られた資金は6,906,779千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,230,000千円、第三者割当増資により株式の発行による収入5,700,240千円等によるものです。

#### ④生産、受注及び販売の実績

##### a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

##### b. 受注実績

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
衛星データ事業	5,631,409	407.8	5,222,714	534.2

（注）第6期連結会計年度において、受注実績に著しい変動がありました。これは、衛星データ事業において、大型案件を受注したことによるものです。

##### c. 販売実績

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであり、第6期連結会計年度及び第7期中間連結会計期間並びに第7期第3四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期 連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)		第7期中間 連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	第7期第3四半期 連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年9月30日)
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	金額(千円)
衛星データ事業	1,386,283	181.5	1,037,072	1,608,460

（注）1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	第5期 連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)		第6期 連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)		第7期中間 連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)		第7期第3四半期 連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
官公庁	297,157	60.3	1,227,669	88.6	947,750	91.4	1,474,384	91.7

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

以下に、各期における重要な経営指標の分析を記載します。

第6期連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

### a. 総収入（売上高と補助金収入の合算額）

総収入は、前連結会計年度に比べて893,869千円（181.5%）増加し、1,386,283千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。特に、宇宙開発利用加速化戦略プログラム（通称：スターダスト・プログラム）「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和5年分（契約期間：2023年4月～2024年3月、契約額：1,178,262千円）が令和4年分の契約額から増額されたことによります。なお、当該期間における補助金収入はありませんでした。

### b. 衛星運用数

期初は1号機の「StriX- $\alpha$ 」、2号機の「StriX- $\beta$ 」、3号機の「StriX-1」の3機で運用を開始しました。その後、2023年10月に1号機の「StriX- $\alpha$ 」が運用を終えたため、期末の衛星運用機数は2機となりました。この2機で各契約のデータ販売におけるデータ提供を行いました。ただし、依然として各国政府からの強い需要には応えられていない状況のため、早急な量産体制の構築・運用機数の増加が必要と判断しております。

### c. 受注額/受注残高

「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和5年分（契約額：1,178,262千円）、中小企業イノベーション創出推進事業（経産省SBIR、金額：4,100,000千円）の受注により、受注額は5,631,409千円、受注残高は5,222,714千円となりました。

なお、当該指標においては、補助金収入を含めて受注額/受注残高を算出しております。

第7期中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

### a. 総収入（売上高と補助金収入の合算額）

総収入は、1,037,072千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。特に、「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和6年分（契約期間：2024年4月～2025年3月、契約額：1,280,070千円）、小型SAR衛星の機能等の向上に関する調査研究（防衛省、契約額：448,500千円）の一部の売上計上を行ったことによります。なお、当該期間における補助金収入はありませんでした。

### b. 衛星運用数

期初は2号機の「StriX- $\beta$ 」、3号機の「StriX-1」の2機で運用を開始しました。その後、4号機の「StriX-3」を行い、2号機の「StriX- $\beta$ 」は試験運用としたため、第7期中間連結会計期間末時点の商用の運用機数は2機となり、この2機で各契約のデータ販売におけるデータ提供を行いました。前年同様、早急な量産体制の構築・運用機数の増加が必要と判断しております。

### c. 受注額/受注残高

「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和6年分（契約額：1,280,070千円）、安全保障用途に適したSAR衛星の宇宙実証（防衛省、契約額：1,050,171千円）の受注により、受注額は2,548,817千円、受注残高は6,734,458千円となりました。

なお、当該指標においては、補助金収入を含めて受注額/受注残高を算出しております。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年9月30日）

### a. 総収入（売上高と補助金収入の合算額）

総収入は、1,608,460千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。特に、「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和6年分（契約期間：2024年4月～2025年3月、契約額：1,280,070千円）、小型SAR衛星の機能等の向上に関する調査研究（防衛省、契約額：448,500千円）の一部の売上計上を行ったことによります。なお、当該期間における補助金収入はありませんでした。

千円)、安全保障用途に適したSAR衛星の宇宙実証(防衛省、契約額:1,050,171千円)の一部の売上計上を行ったことによります。なお、当該期間における補助金収入はありませんでした。

#### b. 衛星運用数

期初は2号機の「StriX-β」、3号機の「StriX-1」の2機で運用を開始しました。その後、4号機の「StriX-3」、5号機の打上げを行い、2号機の「StriX-β」は試験運用としたため、第3四半期連結累計期間末時点の商用の運用機数は3機となり、この3機で各契約のデータ販売におけるデータ提供を行いました。前年同様、早急な量産体制の構築・運用機数の増加が必要と判断しております。

#### c. 受注額/受注残高

「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和6年分(契約額:1,280,070千円)、安全保障用途に適したSAR衛星の宇宙実証(防衛省、契約額:1,050,171千円)の受注により、受注額は2,583,982千円、受注残高は6,202,859千円となりました。

なお、当該指標においては、補助金収入を含めて受注額/受注残高を算出しております。

#### ①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成において適用する会計基準等につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表(注記事項重要な会計上の見積り)」、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表(注記事項重要な会計方針)」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通りです。

#### ②財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

##### a. 財政状態

主な増減内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

##### b. 経営成績

主な当該内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載のとおりであります。

#### 第6期連結会計年度(自2023年1月1日至2023年12月31日)

##### (売上高)

売上高は、前連結会計年度に比べて893,869千円(181.5%)増加し、1,386,283千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。

##### (売上原価、売上総利益)

売上原価は、前連結会計年度に比べて435,405千円(323.6%)増加し、569,944千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は816,338千円(前連結会計年度は357,875千円)となりました。

##### (販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて2,036,539千円(43.8%)減少し、2,612,266千円となりました。これは主に、小型SAR衛星実証機の一部開発終了に伴い研究開発費が1,901,060千円減少したこと等によるものであります。この結果、営業損失は1,795,927千円(前連結会計年度は4,290,931千円の営業損失)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は、前連結会計年度に比べて9,363千円(60.6%)増加し、24,815千円となりました。これは主に、支払手数料返還金が20,000千円発生したこと等によるものであります。営業外費用は、前連結会計年度に比べて114,887千円(176.1%)増加し、180,120千円となりました。これは主に借入金の支払利息が53,454千円、支払手数料が68,997千円増加したこと等によるものであります。この結果、経常損失は1,951,232千円(前連結会計年度は4,340,711千円の経常損失)となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前当期純損失)

特別利益は、446,262千円となりました。これは、固定資産売却益35,365千円、契約損失引当金戻入益410,896千円を計上したことによるものであります。特別損失は、39千円となりました。これは、固定資産除却損39千円を計上したことによるものであります。この結果、税金等調整前当期純損失は1,505,008千円(前連結会計年度は6,268,147千円の税金等調整前当期純損失)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

法人税、住民税及び事業税15,449千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,520,458千円(前連結会計年度は6,272,235千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

第7期中間連結会計期間(自2024年1月1日至2024年6月30日)

(売上高)

売上高は、1,037,072千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、778,357千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は258,715千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、1,425,377千円となりました。これは主に、従業員の増員及び賃上げによる人件費の増加、衛星量産開発に伴う研究開発費の増加によるものであります。この結果、営業損失は1,166,661千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は、11,721千円となりました。これは主に、為替差益が発生したことによるものであります。営業外費用は、107,332千円となりました。これは主に、借入金の支払利息によるものであります。この結果、経常損失は1,262,273千円となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前中間純損失)

特別利益は、36千円となりました。これは、新株予約権戻入益を計上したことによるものであります。特別損失は、32千円となりました。これは、固定資産除却損を計上したことによるものであります。この結果、税金等調整前中間純損失は1,262,270千円となりました。

(親会社株主に帰属する中間純損失)

法人税、住民税及び事業税4,525千円を計上した結果、親会社株主に帰属する中間純損失は1,266,795千円となりました。

第7期第3四半期連結累計期間(自2024年1月1日至2024年9月30日)

(売上高)

売上高は、1,608,460千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、1,348,824千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は259,635千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、2,228,652千円となりました。これは主に、従業員の増員及び賃上げによる人件費の増加、衛星量産開発に伴う研究開発費の増加によるものであります。この結果、営業損失は1,969,016千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は、2,325千円となりました。これは主に、受取出向料が発生したことによるものであります。営業外費用は、224,182千円となりました。これは主に、借入金の支払利息によるものであります。この結果、経常損失は2,190,874千円となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前四半期純損失)

特別利益は、8,443千円となりました。これは、一部未使用の衛星部品を売却したことにより固定資産売却益を計上したことによるものであります。特別損失は、32千円となりました。これは、固定資産除却損を計上したことによるものであります。この結果、税金等調整前四半期純損失は2,182,463千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純損失)

法人税、住民税及び事業税6,787千円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は2,189,251千円となりました。

### ③キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。当社グループの資金需要は主に運転資金需要と設備資金需要があります。運転資金需要は企画から製造に必要な運転資金（研究開発費、人件費、諸経費）、販売費及び一般管理費等の営業活動および広告宣伝等費用によるものです。設備資金需要につきましては、衛星製造設備投資であります。

財務政策につきましては、当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、必要に応じて内部資金の活用及び第三者割当増資により資金調達を行っております。

### ④経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、衛星の開発・製造・打ち上げ等の事業計画の進捗、衛星の製造体制、衛星の運用及び法規制等の様々なリスクの顕在化により業績に影響を受ける可能性があるものと認識しております。

したがって、内外の経営環境及び事業環境に影響を及ぼす要因に留意しつつ、適時に情報を収集・分析する体制を整備し、特に衛星の製造や運用に関するリスクに対応可能な体制を構築するとともに必要な経営上の施策を実行することにより業績に影響を与えるリスク要因の分散及び低減を図ってまいります。

### ⑤経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 主要な販売・業務提携等に関する契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京大学	日本	共同研究契約書	2018年 4月1日	2018年4月1日から 2025年4月30日まで	小型SAR衛星の開発
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京科学大学	日本	共同研究契約及び特 許ノウハウに関する 覚書	2019年 4月23日	2019年3月1日から 2025年3月31日まで	小型合成開口レーダ搭載ア ンテナの性能改善及び設計 手法・高機能化に関する研 究
株式会社 Synspective	国立大学法人東京大 学航空宇宙工学専攻 中須賀・船瀬研究室 工学博士 中須賀真 一	日本	ノウハウの取り扱い に関する契約書	2022年 3月18日	-	ノウハウに関する覚書
株式会社 Synspective	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機 構	日本	実施許諾契約書	2022年 10月12日	2022年10月15日から 2025年3月31日まで	商用機用衛星搭載SARアン テナパネルに関する特許ノ ウハウライセンス契約
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京科学大学	日本	非独占的仮通常実施 権許諾契約書	2022年 10月15日	2022年10月15日から 2027年10月14日まで	特許ライセンス契約
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京科学大学	日本	非独占的通常実施権 許諾契約書	2023年 12月26日	2023年6月1日から 2028年5月31日まで	特許ライセンス契約
株式会社 Synspective	内閣府大臣官房会計 担当参事官	日本	令和6年度 小型SAR 衛星コンステレーション の利用拡大に向けた実証（その2）	2024年 4月1日	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	内閣府からの受注案件
株式会社 Synspective	防衛省 分任支出負 担行為担当官 防衛 装備庁調達事業部	日本	安全保障用途に適し たSAR衛星の宇宙実証	2024年 6月3日	2024年6月3日から 2025年3月31日まで	防衛装備庁からの受注案件
株式会社 Synspective	Rocket Lab USA, Inc.	米国	打上サービス契約に かかる覚書	2024年 6月18日	-	StriX衛星10機の打上サー ビス契約締結について
株式会社 Synspective 株式会社 Synspective Japan Synspective SG Pte. Ltd.	三菱電機株式会社	日本	衛星関連事業に関す る戦略的パートナー シップ覚書	2024年 10月31日	2024年12月19日から 2036年3月31日まで	衛星撮像及び衛星画像販売 に関する協業検討の覚書 (注)

(注) 本覚書締結により、防衛省に対して当社の小型SAR衛星の衛星画像の販売等を行う場合は、三菱電機株式会社のみが行うものとする。また、アジア及びその他地域の安全保障機関に対して当社の小型SAR衛星の衛星画像の販売等を行う場合、別途協議のうえで当該販売の一部を三菱電機株式会社が行うものとする。

(2) タームローン契約

当社は、2022年3月17日開催の取締役会において、タームローン契約の締結について決議し、2022年4月15日付で契約いたしました。なお、2024年3月28日開催の取締役会において、原契約の修正を決議し、2024年3月29日付で変更契約書を締結いたしました。

資金使途	今後の事業成長に伴い発生が見込まれる対象衛星製造及び打上げに係る資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務基盤の強化を図るため
契約締結先	株式会社商工組合中央金庫
契約金額	1,300,000千円
契約締結日	2022年4月15日
期間	開始日 2022年4月15日 満期日 2030年3月31日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする)
金利	基準金利+スプレッド
財務制限条項	各年度の決算期末日において、単年度の貸借対照表における純資産の部の金額を3,000,000千円未満としないこと。  各四半期の末日における借入人の連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないこと。但し、当該四半期の末日において、償却前経常利益が0円以上の場合には、本号に基づく判定を行わない。
担保提供資産及び保証の有無	無

(3) コミットメントライン契約

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、コミットメントライン契約の締結について決議し、2023年2月21日付で契約いたしました。なお、2024年3月14日開催の取締役会において、原覚書の修正を決議し、2024年3月26日付で変更覚書を締結いたしました。

資金使途	今後の事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務基盤の強化を図るため
契約締結先	株式会社みずほ銀行
契約金額	1,000,000千円
契約締結日	2023年2月21日
契約期間	開始日 2023年2月28日 満期日 2026年2月28日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする)
金利	基準金利+スプレッド
財務制限条項	2023年3月末日を初回とし、以降毎月の末日における借主の連結の試算表における純資産の部の金額を正の値に維持すること。  2023年3月末日を初回とし、以降毎月の末日（以下、「判定日」という。）における連結の試算表における現預金残高（但し、「判定日」の「実行済貸付金」を除いた金額をいう。）を、事業計画のうちstandardと表示される資料において、資金繰表に示される当該「判定日」の翌月から3カ月間の「判定対象金額」が負の値となる場合、「判定対象金額」の絶対値以上の金額に維持すること。維持できない場合、借主は、貸主の満足する内容の資金繰り計画を策定し、当該「判定日」の翌々月5「営業日」までに貸主に対して当該資金繰り計画を提出すること。  2023年12月期第1四半期を初回とし、以降2023年12月期第4四半期までの各四半期における借主の連結の試算表における売上を、2023年1月18日付事業計画のうちstandardと表示される資料に示される各四半期の売上の計画値と比べ70%以上の金額とするとともに、2024年1月期第1四半期以降、2025年12月期第4四半期までの各四半期において、借主の当該各四半期時点で最新の事業計画に示される売上の計画値と比べ70%以上の金額とすること。
担保提供資産及び保証の有無	無

#### (4) 実行可能期間付タームローン契約

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、シンジケートローン方式による革新的技術研究成果活用事業活動債務保証付 実行可能期間付タームローン契約の締結について決議し、2023年7月20日付で契約いたしました。

資金用途	産業競争力強化法第21条の5に定められた革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金
アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行（コ・アレンジャー 株式会社みずほ銀行）
参加金融機関	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社りそな銀行
契約形態	革新的技術研究成果活用事業活動債務保証付 実行可能期間付タームローン契約
契約金額	5,000,000千円
金利	変動金利(3ヵ月TIBOR+スプレッド)
契約締結日	2023年7月20日
コミットメント期間	2023年7月31日～2024年7月31日
借入期間	2023年7月31日～2028年7月31日
返済方法	2026年10月31日より3ヵ月毎元金均等返済
財務制限条項	<p>各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、1円以上にそれぞれ維持することを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年12月に終了する決算期とする。</p> <p>各本四半期の末日における連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないことを確約する。</p> <p>遵守の対象となる最初の本四半期は、2023年9月に終了する本四半期とする。但し、当該本四半期の末日において、償却前経常利益が0円以上の場合には、判定を行わない。なお、「有利子負債」とは、連結の試算表又は貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」（但し、資本金借入金を除く。）の合計金額をいい、「償却前経常利益」とは、連結の試算表又は損益計算書における「経常利益」及び「減価償却費」の合計金額をいう。</p>
担保提供資産及び保証の有無	無担保 独立行政法人中小企業基盤整備機構の保証制度による債務保証 貸付未払金のうち保証を履行する時点での元本残高の金額の50%に相当する金額を限度として保証する。

#### (5) 特殊当座貸越契約

当社は、2024年7月29日開催の取締役会において、特殊当座貸越契約の締結について決議し、2024年7月29日付で契約いたしました。

資金用途	今後の事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務基盤の強化を図るため
契約締結先	株式会社三井住友銀行
契約金額	1,000,000千円
契約締結日	2024年7月29日
契約期間	開始日 2024年7月31日 満期日 2025年4月30日
金利	基準金利+スプレッド
財務制限条項	無
担保提供資産及び保証の有無	無

(6) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2023年8月7日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2023年8月10日	
発行新株式数	D種優先株式 16,669株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	1,300,182千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株当たり39千円 総額650,091千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株当たり39千円 総額650,091千円	
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式	
	日本グロースキャピタル投資法人	12,821株
	ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	2,309株
	ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合	256株
	みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	1,283株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

(7) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年4月12日	
発行新株式数	D種優先株式 22,437株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	1,750,086千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株当たり39千円 総額875,043千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株当たり39千円 総額875,043千円	
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式	
	みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合	6,411株
	大和ハウスグループ投資事業有限責任組合	6,410株
	株式会社FEL	3,846株
	豊田合成株式会社	3,205株
	高橋直司	1,283株
	成毛眞	1,282株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

(8) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年4月25日
発行新株式数	D種優先株式 7,052株
発行価額	1株につき78千円
調達資金の額	550,056千円
発行価額のうち資本金組入額	1株当たり39千円 総額275,028千円
発行価額のうち資本準備金組入額	1株当たり39千円 総額275,028千円
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式
	りそなキャピタル8号投資事業組合 3,847株 トヨタ紡織株式会社 3,205株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

(9) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会、2024年3月28日開催の定時株主総会、2024年6月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年6月10日
発行新株式数	D種優先株式 43,591株
発行価額	1株につき78千円
調達資金の額	3,400,098千円
発行価額のうち資本金組入額	1株当たり39千円 総額1,700,049千円
発行価額のうち資本準備金組入額	1株当たり39千円 総額1,700,049千円
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式
	SPエースタート1号投資事業有限責任組合 41,026株 株式会社エースタート 2,565株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

## 6 【研究開発活動】

当社はこれまでの研究開発の成果により、小型SAR衛星において世界トップクラスの解像度・広域性の実現を達成してきました。一方で、未だ黎明期にあるSAR衛星コンステレーションの継続的な能力向上と、市場ニーズに順次応えるためのコンステレーション拡大を両立させる必要があると認識しており、漸進的开发と量産体制の確立、それを通じたコンステレーション構築が必要となります。

これらを実現するために、社内体制としましては、衛星システム開発第1部は衛星設計・開発を主に担当し、衛星システム開発第2部は、衛星の量産やそれに必要な工場・量産体制整備を主に担当し、技術戦略室が技術監修を実施しております。

第6期連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当連結会計年度は、コンステレーション（衛星群）構築へ向け、量産機の性能と低コスト化のバランスを考慮し、SARの高分解能化に向けたアンテナパネルの高性能化、高出力アンプの開発、高性能衛星プラットフォーム開発、他社地上局と連携し衛星コンステレーションの運用自動化等を見据えた研究開発、複数の分野に渡る新領域でのSAR衛星データソリューションの開発を行って参りました。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は1,452,987千円となりました。

第7期中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、666,583千円であります。なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年9月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、947,857千円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

なお、当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

第6期連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループの設備投資の総額は3,626,599千円であり、主なものは衛星製造設備及び小型SAR衛星部品並びに生産性の向上を目的としたPC等の情報機器の購入によるものです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第7期中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当中間連結会計期間において、当社グループの設備投資の総額は2,845,369千円であり、主なものは衛星製造設備及び小型SAR衛星部品の購入によるものです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第7期第3四半期連結累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年9月30日）

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの設備投資の総額は4,779,619千円であり、主なものは衛星製造設備及び小型SAR衛星部品の購入によるものです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都 江東区)	事業所設備 小型SAR衛星 衛星製造設備 等	84,524	287,620	4,881,497	12,552	5,266,195	159(15)

- (注) 1. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は67,732千円であります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 従業員数は、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。また、臨時雇用者数は期中平均人員を（ ）外書きで記載しております。
4. 当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
5. 第7期中間連結会計期間、第7期第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

(2) 国内子会社 該当事項はありません。

(3) 在外子会社 該当事項はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2024年9月30日現在)

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金 調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (東京都江東区)	6号機 (小型SAR衛星)	1,818,098	1,027,317	増資及び 銀行借入	2022年10月	2024年12月	(注1)
		7号機 (小型SAR衛星)	2,838,985	2,150,612	増資及び 銀行借入	2024年6月	2025年9月	(注1)
		8号機 (小型SAR衛星)	2,448,424	493,213	増資及び 銀行借入	2024年9月	2025年12月	(注1)
		9-14号機 (小型SAR衛星)	15,000,000	1,146,199	増資及び 銀行借入	2024年11月	2026年12月	(注1、3)
		15-20号機 (小型SAR衛星)	15,000,000	312,807	増資及び 銀行借入	2025年11月	2027年12月	(注1、3)
	大和工場 (神奈川県 大和市)	新工場	611,500	372,517	増資及び 銀行借入	2023年11月	2024年11月	(注1)
	協力会社 (栃木県那 須郡那須町)	工場	650,000	—	増資及び 銀行借入	2024年8月	2025年2月	(注1)
	協力会社 (福井県福井市)	工場	372,600	—	増資及び 銀行借入	2023年11月	2025年4月	(注1)

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はして  
おりません。

3. 着手年月は衛星の製造開始時期であり、部材の支払いはそれに先んじて進行しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000

(注) 1. 2024年6月7日開催の臨時株主総会における決議に基づき、定款の一部変更を行い、2024年6月7日付で普通株式の発行可能株式総数を増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が、1,120,000株となりました。また、同日開催の臨時株主総会における定款変更決議に基づき、2024年6月24日付でA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止すると共に、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき普通株式150株に株式分割を実施しております。またこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は166,880,000株増加し、168,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	86,944,950	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	86,944,950	—	—

(注) 1. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が86,365,317株増加して86,944,950株となっております。

2. 2024年6月7日開催の臨時株主総会決議により、2024年6月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 当社は、2024年4月12日付で第三者割当増資（D種優先株式22,437株の発行）、2024年4月25日付で第三者割当増資（D種優先株式7,052株の発行）、2024年6月10日付で第三者割当増資（D種優先株式43,591株の発行）が行われた結果、資本金は2,950,120千円となり、発行済株式総数は、普通株式100,000株、A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株、D種優先株式89,749株となりました。その後、2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、発行済優先株式の全てを当社が取得し、引き換えに優先株主に対して当社普通株式の交付を行い、2024年6月23日付で当社が取得した優先株式の全てを消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回 新株予約権

決議年月日	2020年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社新株予約権の受託者 1
新株予約権の数(個)※	32,164 [-] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 32,164 [-] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	20,000 [-] (注)2
新株予約権の行使期間※	2021年5月1日～2032年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格20,035 [-] 資本組入額10,018 [-] (注)3
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

※最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しております。なお、受託者の放棄による権利の喪失により、2024年5月22日付で本新株予約権は消滅しました。

(注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、最近事業年度の末日現在は当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、調整の結果生じる1株未満の端数は、本新株予約権のうち、現時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行

使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

②本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期における、当社の月次損益計算書（連結月次損益計算書を作成した場合には連結月次損益計算書）等に記載された月次売上高を觀察し、その単月の売上高が70百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

③本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

##### (6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (7) その他新株予約権の行使の条件

注5に準じて決定する。

##### (8) 新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、注5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社の代表取締役である新井元行及び顧問である白坂成功は、現在及び将来の当社及びその子会社・関係会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月24日開催の臨時株主総会に基づき、「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託」という。)を設定しており、当社は、本信託に基づき、公認会計士である日下大輔に対して、2020年9月30日に第2回新株予約権を発行しております。

本信託は、当社の役職員等に対して、その功績に応じて、第2回新株予約権を配分するものであります。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員等に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ配分の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員等に対しても関与時期によって過度の差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	新井元行、白坂成功
受託者	日下大輔
受益者	受益者指定日において当社等に在籍又は関与する役職員等のうち、別途定める交付ガイドラインに定める要件を充足し、当社から指定を受けた者が受益者となります。
信託契約日（信託期間開始日）	2020年9月30日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 25,674個 (A02) 3,245個 (A03) 3,245個
信託期間満了日	(A01) ①発行会社の株式が上場した日から6か月が経過した日、又は②（発行会社株式が上場していない時点において）発行会社の発行済株式総数の過半数を占める株式について取締役会において株式譲渡が承認された日のいずれか早い日 (A02) ①発行会社の株式が上場した日から3年3か月が経過した日、又は②（発行会社株式が上場していない時点において）発行会社の発行済株式総数の過半数を占める株式について取締役会において株式譲渡が承認された日のいずれか早い日 (A03) ①発行会社の株式が上場した日から6年3か月が経過した日、又は②（発行会社株式が上場していない時点において）発行会社の発行済株式総数の過半数を占める株式について取締役会において株式譲渡が承認された日のいずれか早い日
信託の目的	受託者による第2回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第2回新株予約権32,164個となっております。
分配のための基準	信託期間満了日時点の当社等の役職員の中から、受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。

本信託は「信託型ストックオプション」であり、国税庁が2023年5月30日に発表した「ストックオプションに対する課税（Q&A）」において、受益者の課税に関する見解が示されております。この見解によれば、役職員が信託型ストックオプションを行使し株式を取得した場合、権利行使時点で経済的利益が給与所得として認

識され課税が発生すること、また、会社は源泉所得税を納める義務を負うこととされております。  
 なお、受託者の放棄による権利の喪失により、2024年5月22日付で本新株予約権は消滅しました。

### 第3回 新株予約権

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 98 当社子会社従業員 1 (注) 6
新株予約権の数(個) ※	12,997 [12,518] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,997 [1,877,700] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	20,000 [134] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	2023年7月1日～2032年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 20,000 [134] 資本組入額 10,000 [67] (注) 3、7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、最近事業年度の末日現在は当社普通株式1株、提出日の前月末現在は当社普通株式150株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、調整の結果生じる1株未満の端数は、本新株予約権のうち、現時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1}{\text{株あたり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発

行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①本新株予約権者は、2023年12月期乃至2027年12月期までのいずれかの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が400百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥新株予約権の割当を受けた者は、上記①の条件を満たした場合に、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。

株式公開日の半年後の翌日から、1年後まで：40%

株式公開日の1年後の翌日から、株式公開日の2年後まで：70%

株式公開日の2年後の翌日以降：100%

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力

発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

注5に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、注5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社役員3名、当社従業員89名、当社子会社従業員1名となっております。

7. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

第4回 新株予約権

決議年月日	2024年6月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 166 当社子会社従業員 5 (注) 6
新株予約権の数(個) ※	44,826 [44,285] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 44,826 [6,642,750] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	20,000 [134] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	2024年6月10日から10年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 20,000 [134] 資本組入額 10,000 [67] (注) 3、7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※新株予約権の発行時（2024年6月10日）における内容を記載しております。新株予約権の発行日から提出日の前月末現在（2024年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は最近事業年度の末日現在は当社普通株式1株、提出日の前月末現在は当社普通株式150株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（但し、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。
- ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り

上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(1)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。

(2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。

(3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合

(4)当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。

(5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。

①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員、使用人、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7)権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

③本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑥ 1年間（各年の1月1日から12月31日まで）に行使される本新株予約権の権利行使価額の合計額は1,200万円を超えないものとし、権利者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できる。

⑦その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

##### (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

##### (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

##### (8) 組織再編行為の際の取扱い

本注に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社役員3名、当社従業員162名、当社子会社従業員5名となっております。

7. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

## ② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

第1回 新株予約権

決議年月日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 社外協力者 1 (注)6
新株予約権の数(個)※	5,682 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,682[852,300] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	20,000 [134] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2019年3月20日から10年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 20,000 [134] 資本組入額 10,000 [67] (注)3、7
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

※最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は当社普通株式1株、提出日の前月末現在は当社普通株式150株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を無償割当て前の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式により調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（但し、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。
  - ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
  4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
    - ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
      - (1)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
      - (2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
      - (3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合
      - (4)当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
      - (5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
        - ①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
        - ②当社又は子会社の使用人
        - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継

統的な契約関係にある者

(6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合

① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員、使用人、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑥ 1年間（各年の1月1日から12月31日まで）に行使される本新株予約権の権利行使価額の合計額は3,600万円を超えないものとし、権利者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できる。

⑦ その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本注に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員15名、社外協力者1名となっております。

7. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年3月20日 (注) 1	普通株式 99,000 A種優先株式 85,338	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200	—	100,000	—	1,120,600
2019年4月12日 (注) 2	B種優先株式 65,741	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 65,741	1,775,007	1,875,007	1,775,007	2,895,607
2019年5月16日 (注) 3	B種優先株式 12,963	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 78,704	350,001	2,225,008	350,001	3,245,608
2019年6月14日 (注) 4	B種優先株式 13,334	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 92,038	360,018	2,585,026	360,018	3,605,626
2019年6月28日 (注) 5	B種優先株式 27,777	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 119,815	749,979	3,335,005	749,979	4,355,605
2019年7月12日 (注) 6	B種優先株式 40,743	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558	1,100,061	4,435,066	1,100,061	5,455,666
2019年12月27日 (注) 7	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558	△4,335,066	100,000	—	5,455,666
2021年8月12日 (注) 8	C1種優先株式 31,155	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 31,155	1,215,045	1,315,045	1,215,045	6,670,711
2021年10月18日 (注) 9	C1種優先株式 30,770	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 61,925	1,200,030	2,515,075	1,200,030	7,870,741

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月23日 (注) 10	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 61,925	△2,415,075	100,000	2,415,075	10,285,816
2022年1月11日 (注) 11	C1種優先株式 28,843	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 90,768	1,124,877	1,224,877	1,124,877	11,410,693
2022年2月25日 (注) 12	C1種優先株式 25,641	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 116,409	999,999	2,224,876	999,999	12,410,692
2022年3月24日 (注) 13	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 116,409	—	2,224,876	△6,808,166	5,602,525
2022年3月31日 (注) 14	C1種優先株式 6,410	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 122,819	249,990	2,474,866	249,990	5,852,515
2022年6月20日 (注) 15	C1種優先株式 8,975	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794	350,025	2,824,891	350,025	6,202,540
2022年12月27日 (注) 16	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794	△2,724,891	100,000	2,724,891	8,927,431
2023年3月30日 (注) 17	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794	—	100,000	△6,265,062	2,662,368

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年8月10日 (注) 18	D種優先株式 16,669	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	650,091	750,091	650,091	3,312,459
2023年12月31日 (注) 19	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	△650,091	100,000	650,091	3,962,550
2024年3月28日 (注) 20	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	—	100,000	△1,559,650	2,402,900
2024年4月12日 (注) 21	D種優先株式 22,437	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 39,106	875,043	975,043	875,043	3,277,943
2024年4月25日 (注) 22	D種優先株式 7,052	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 46,158	275,028	1,250,071	275,028	3,552,971
2024年6月10日 (注) 23	D種優先株式 43,591	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	1,700,049	2,950,120	1,700,049	5,253,020

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年6月12日 (注) 24	普通株式 479,633	普通株式 579,633 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	—	2,950,120	—	5,253,020
2024年6月23日 (注) 25	A種優先株式 △86,200 B種優先株式 △160,558 C1種優先株式 △131,794 D種優先株式 △89,749	普通株式 579,633	—	2,950,120	—	5,253,020
2024年6月24日 (注) 26	普通株式 86,365,317	普通株式 86,944,950	—	2,950,120	—	5,253,020

(注) 1. 2019年3月20日付で、1対100の株式分割が行われたことに伴い、発行済株式総数の増減および残高は分割後の株数で記載しております。

2. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 清水建設株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、Abies Ventures Fund I L.P.

3. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 芙蓉総合リース株式会社、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合

4. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合、慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合

5. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合

6. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合、森トラスト株式会社、みらい創造1号投資事業有限責任組合

7. 財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が4,335,066千円減少（減資割合97.7%）しております。

8. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合、ASエースター1号投資事業有限責任組合、EEI4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコグループ株式会社、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合
9. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 宇宙フロンティア・ファンド）、SBI Ventures Two株式会社、日本郵政キャピタル株式会社
10. 財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が2,415,075千円減少（減資割合96.0%）しております。
11. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 Tsunagu Investment, Pte. Ltd.、損害保険ジャパン株式会社、新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合、Abies Ventures Fund I, L.P.
12. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 日本グロースキャピタル投資法人、Nikon-SBI Innovation Fund
13. 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定にもとづき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。この結果、資本準備金が6,808,166千円減少（減資割合54.9%）しております。
14. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 森トラスト株式会社
15. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、ASエースター1号投資事業有限責任組合
16. 財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が2,724,891千円減少（減資割合96.5%）しております。
17. 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定にもとづき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。この結果、資本準備金が6,265,062千円減少（減資割合70.2%）しております。
18. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 日本グロースキャピタル投資法人、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合
19. 財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が650,091千円減少（減資割合86.7%）しております。

20. 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定にもとづき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。この結果、資本準備金が1,559,650千円減少（減資割合39.4%）しております。
21. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合、大和ハウスグループ投資事業有限責任組合、株式会社FEL、豊田合成株式会社、高橋直司、成毛眞
22. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 りそなキャピタル8号投資事業組合、トヨタ紡織株式会社
23. 有償第三者割当  
発行価格 78,000円  
資本組入額 39,000円  
割当先 SPエーススタート1号投資事業有限責任組合、株式会社エーススタート
24. 2024年6月12日付で株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。
25. 当社が取得した当該A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株及びD種優先株式89,749株について、2024年6月23日付で消却しております。
26. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で、普通株式1株につき普通株式150株に株式分割を実施しました。

(4) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	3	11	2	—	28	45	—
所有株式数(単元)	—	13,890	41,929	209,754	41,052	—	562,819	869,444	550
所有株式数の割合(%)	—	1.60	4.82	24.13	4.72	—	64.73	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,944,400	869,444	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 550	—	—
発行済株式総数	86,944,950	—	—
総株主の議決権	—	869,444	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	—

(注) 2024年6月12日付で、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式の取得の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。また、当社が取得した当該A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株及びD種優先株式89,749株について、2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月23日付で消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月23日付で会社法第178条の規定に基づき、A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株、及びD種優先株式89,749株を消却しております。

### 3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、最近事業年度においても配当は行っていません。今後の配当実施の可能性および時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、有効に活用していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業価値を継続的に向上させ、株主利益を最大化するとともに、経済環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる組織体制を運用することであり、

具体的には、代表取締役CEO以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、利害関係者に説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性のある内部統制システムを構築すること、及び監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

#### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### 1. 企業統治の体制の概要

当社における、企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査役会、内部監査担当による内部監査機能を適切に機能させ、会社法をはじめとした各種関係法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっており、法令及び定款に基づく取締役会に加えて、管理・監督の機能と業務執行の機能とを明確に区分するために、執行役員制度を導入しております。

##### (1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO新井元行が議長を務め、小畑俊裕、志藤篤、金山秀樹、海老澤観、渥美優子の取締役6名（うち社外取締役は金山秀樹、海老澤観、渥美優子の3名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、監査役の出席のもと、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

##### (2) 監査役・監査役会

当社の監査役及び監査役会は、常勤監査役服部実穂が議長を務め、非常勤監査役吉村龍吾、非常勤監査役戸田隆夫の計3名（全て社外監査役）で構成されております。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、経営会議等の議事録及び必要と判断した契約書等の閲覧を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。

各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

##### (3) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

##### (4) 経営会議

当社では、代表取締役CEO新井元行が議長を務め、常勤取締役小畑俊裕、常勤取締役志藤篤、常勤監査役服部実穂、執行役員全員が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役CEO新井元行の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。

##### (5) 内部監査担当

当社の内部監査は、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

##### (6) リスクコンプライアンス委員会

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、

リスクコンプライアンス規程を制定し、社内横断的なリスクコンプライアンス委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスクコンプライアンス委員会は、毎四半期に代表取締役CEO新井元行がリスクコンプライアンス委員長を務め、小畑俊裕、志藤篤、金山秀樹、海老澤観、渥美優子の取締役6名（うち社外取締役は金山秀樹、海老澤観、渥美優子の3名）、服部実穂、吉村龍吾、戸田隆夫の監査役3名（全て社外監査役）を中心に実施し、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、必要に応じて臨時委員会を開催することとしております。リスクコンプライアンス委員長が指名した各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を部員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスクコンプライアンス委員会へ報告することとなっております。

### (7)外部専門家

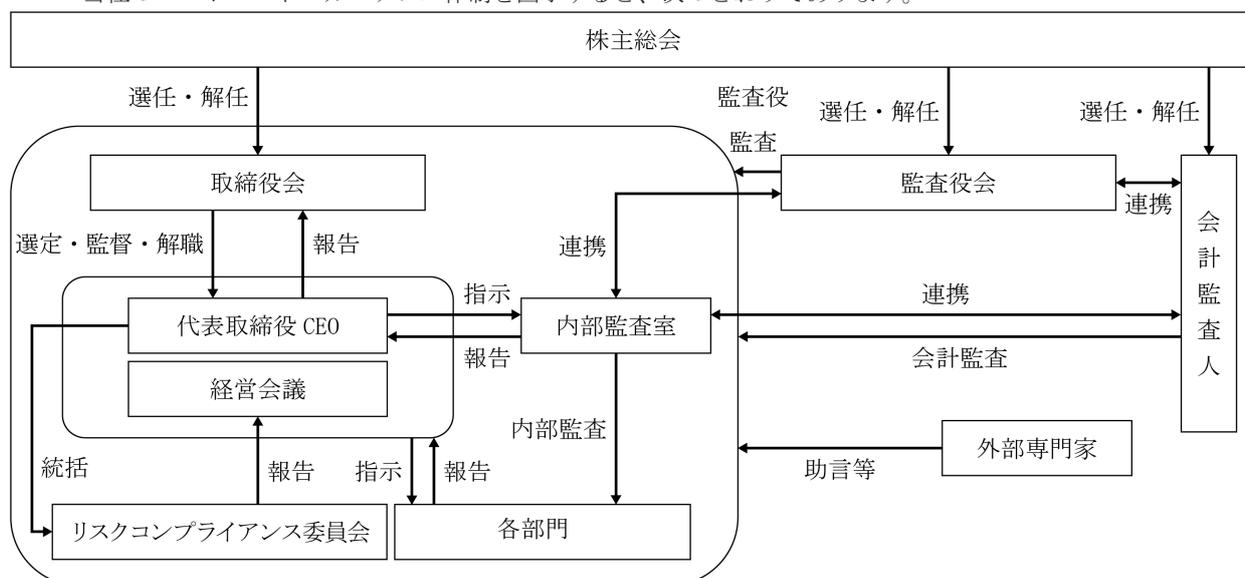
当社では、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えております。

## 2. 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。監査役会が、内部監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。当社の内部監査は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

## 3. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。



### ③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制について、2023年7月13日付の取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき内部統制システムを整備しております。

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、新しい価値を創り出す組織として法令の遵守、損失の危機管理、適正かつ効率的な事業運営を目的に、実効的かつ合理的な内部統制システムの整備に努めます。

#### 1. 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営し、組織的かつ自律的な課題解決を推

進するため以下の取り組みを行う。

- (1) 就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- (2) 企業倫理については、グループ行動指針「CREDO」を策定し、全ての役員及び社員に対して、企業倫理、組織行動に関する具体的行動指針とする。
- (3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、代表取締役を委員長として、リスクコンプライアンス委員会を設置する。
- (4) 風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内の内部通報受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、内部通報窓口及び監査役に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わない。
- (5) 役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、コンプライアンス研修等を実施する。また、必要に応じ企業倫理、社内制度・環境の充実強化を図るため意識調査等を行なう。
- (6) 内部監査を分掌する部門を設置し、グループ全体における内部統制の運用状況に関する監査を実施し、必要に応じ改善を求める。結果については代表取締役・監査役・リスクコンプライアンス委員会に報告する。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

## 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動上のリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (1) リスクコンプライアンス規程を定め、リスクマネジメントの責任体制を明確化し、企業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するための管理体制の整備、発生したリスクへの対応を実施する。
- (2) 代表取締役を委員長として、会社運営に関わる新たなリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにリスクコンプライアンス委員会を設置する。また、組織が一体となりリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、リスクコンプライアンス委員会運用細則を策定する。

## 3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (1) 組織の構成を定める組織規程、各組織の所掌業務を定める業務分掌規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。
- (3) 取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、取締役及び執行役員は、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (4) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (5) Synspectiveグループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

## 4. 取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 文書(関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。)その他の情報の管理について必要事項を定めるため、情報セキュリティ管理規程等を策定する。
- (2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

## 5. Synspectiveグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、Synspectiveグループが適正な

事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。

- (1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- (2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- (4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
- (5) 親会社の内部監査を分掌する部門による内部監査を実施する。

#### 6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が求めた場合には監査役の職務を補助すべき社員を配置する。当該社員は、監査役の業務の補助を行う。

- (1) 監査役の職務を補助すべき社員は、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
- (2) 監査役の職務を補助すべき社員の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

#### 8. 取締役、執行役員及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役、執行役員及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。

- (1) 執行役員会議で決議された事項
- (2) 会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
- (3) 月次決算報告
- (4) 内部監査の状況
- (5) 法令・定款等に違反するおそれのある事項
- (6) 内部通報窓口への通報状況
- (7) グループ会社から報告を受けた重要な事項
- (8) 上記以外のコンプライアンス上重要な事項

監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査を分掌する部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。

監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。

監査役は、職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取り扱いを受けない。

#### ④取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### 1. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

##### 2. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

### 3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### ⑤取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

#### ⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ⑦責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

#### ⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### ⑨会社の支配に関する基本方針について

当社は、会社法施行規則第118条第3号の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

#### ⑩取締役会の活動状況

当社は、最近事業年度において取締役会を原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
新井 元行	20回	20回
小畑 俊裕	20回	20回
志藤 篤	20回	20回
金山 秀樹	20回	20回
海老澤 観	20回	20回
渥美 優子	—	—

(注) 渥美 優子は、2024年6月に取締役就任。

取締役会における具体的な検討内容は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、重要な営業戦略、組織・人事関連を含むコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等、設備投資に関する事項等であります。

## (2) 【役員 の 状 況】

## ① 役員 一 覧

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数(株)
代表取締役 CEO	新井 元行	1978年11月18日	2004年4月 2013年4月 2015年4月 2018年2月 2018年9月 2022年1月	BearingPointinc. (現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 E2Nlab. 代表社員 株式会社DigitalGrid (現 WASSHA株式会社) 設立取締役 当社創業代表取締役CEO (現任) 在外子会社Synspective SG Pte. CEO (現任) 子会社株式会社Synspective Japan代表取締役 (現任)	(注) 3	9,015,000
取締役	小畑 俊裕	1973年1月17日	1997年4月 2016年7月 2019年4月 2022年1月	三菱電機株式会社入社 東京大学 (現 国立大学法人東京大学) 大学院工学系研 究科学術支援専門職員 当社入社取締役 (現任) 子会社株式会社Synspective Japan取締役 (現任)	(注) 3	735,000
取締役	志藤 篤	1980年5月15日	2004年11月 2008年1月 2013年11月 2017年7月 2017年7月 2018年7月 2021年4月 2022年1月	明和監査法人 (現 仰星監査法人) 入所 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法 人) 入所 株式会社DigitalGrid (現 WASSHA株式会社) 設立取締役 清流監査法人入所 InstitutionforaGlobalSociety株式会社監査役 当社入社 当社取締役 (現任) 子会社株式会社Synspective Japan取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	金山 秀樹	1962年1月21日	1988年3月 2007年4月 2015年6月 2018年1月 2018年4月 2019年4月	清水建設株式会社入社 シー・エス・ピー・ジャパン株式会社取締役 (現任) 同社代表取締役社長 (現任) 清水建設株式会社 次世代リサーチセンター主査 同社 フロンティア開発室宇宙開発部長 (現職) 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	海老澤 観	1960年3月25日	1982年4月 2014年4月 2014年12月 2018年4月 2019年4月 2021年5月 2024年6月	ソニー株式会社入社 株式会社ソニー・コンピュータサイエンス研究所取締役 Qrio株式会社取締役 モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締 役社長 中央大学ビジネススクール (CBS) 客員教授 (現任) 当社取締役 (現任) モバイル・インターネットキャピタル株式会社取締役会 長 (現任)	(注) 3	—
取締役	渥美 優子	1971年6月25日	1994年4月 1998年11月 2008年12月 2013年3月 2018年11月 2019年6月 2020年12月 2022年1月 2023年11月 2024年6月	UBS証券会社 入社 ドレスナー・クラインオート証券会社入社 ペーカー&マッケンジー法律事務所入所 早稲田リーガルコモンズ法律事務所入所 コンプライアンス・パートナーズ株式会社社外取締役 (現任) 株式会社JPHF社外監査役 ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社社外監査役 (現任) Kollectパートナーズ法律事務所代表就任 (現任) 株式会社エスポリア社外取締役 (現任) 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤 監査役	服部 実穂	1984年4月16日	2011年2月 2016年10月 2020年8月 2021年4月	新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法 人) 入所 税理士法人タックス・ブレーン入所 服部実穂公認会計士・税理士事務所代表就任 (現任) 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役	吉村 龍吾	1965年2月17日	1990年4月 2003年6月 2009年7月 2019年3月 2020年2月 2022年1月 2022年10月 2023年1月	アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 伊藤見富法律事務所 (現 モリソン・フォースター法律事 務所) 入所 プロメテックソフトウェア株式会社社外監査役 (現任) 当社監査役 (現任) フォルシア株式会社社外監査役 (現任) 株式会社ニュー・クイック社外監査役 (現任) 株式会社KINS社外監査役 (現任) 賢誠総合法律事務所入所パートナー (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	戸田 隆夫	1960年8月2日	1984年4月 独立行政法人国際協力機構 総務部改革推進室長代理、国際協力専門員、米国外務省次長、企画部平和構築支援室長、人間の安全保障グループ長、人間開発部次長、 Bangladesh 事務所長、人間開発部長、上級審議役 (Vice President for Global Health and Human Security)、理事長特別補佐 (国際保健、人間の安全保障) 等 (～2021年3月) 2021年12月 当社監査役(現任) 2022年4月 明治大学特別招聘教授(現任) 2022年6月 公益財団法人味の素ファンデーション 理事(現任) 2023年7月 特定非営利活動法人Forum2050 代表(現任) 2024年4月 東京外国語大学連携教授(現任) 2024年4月 川村学園女子大学特任教授(現任)	(注)4	—
計					9,750,000

- (注) 1. 取締役 金山秀樹、海老澤観及び渥美優子は、社外取締役であります。渥美優子の戸籍上の氏名は菊地優子であります。
2. 監査役 服部実穂、吉村龍吾及び戸田隆夫は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、次の5名であります。

役職名	氏名
執行役員 データプロダクション部 ゼネラルマネージャー	今泉 友之
執行役員 ビジネス部 ゼネラルマネージャー	小田原 孝行
執行役員 ソリューション開発部 ゼネラルマネージャー	藤原 敬三
執行役員 衛星システム開発第一部 ゼネラルマネージャー	ケラリウ ステファン アンドレイ
執行役員 衛星システム開発第二部 ゼネラルマネージャー	森岡 肇

## ②社外役員の状況

### a. 社外取締役

当社の取締役6名のうち、金山秀樹、海老澤観及び渥美優子は、社外取締役であります。

金山秀樹は、これまで長年にわたる宇宙・建設業界における豊富な知見を有しており、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありませんが、同氏が兼任する清水建設株式会社は当社の主要株主であり、また当社の取引先であります。

海老澤観は、これまで上場企業の経営者の経験が豊富であり、特に技術開発における手腕を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

渥美優子は、弁護士として会社法や資金調達取引などに造詣が深く、弁護士としての経験のみならず金融機関での勤務経験に基づく豊富な金融知識及び幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

### b. 社外監査役

当社の監査役3名のうち、当社の監査役3名服部実穂、吉村龍吾、戸田隆夫とも社外監査役であります。

服部実穂は、公認会計士・税理士の資格を有し、その経歴を通じて培った財務・会計や内部統制等に関する経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権(35,550株)を保有しておりますが、それ以外に当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

吉村龍吾は、弁護士としての専門性を有しており、企業法務とコンプライアンスの観点から監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

戸田隆夫は、独立行政法人国際協力機構(JICA)で培われたSDGsへの貢献及び新興国・途上国を含む世界の動向を踏まえた企業のグローバル展開についての幅広い見識を有しており、当社のグローバル展開や持続

可能な社会の実現について監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資金的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては金融商品取引所が定める独立性基準や、機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を参考にしており、現時点の社外監査役は十分な独立性を確保していると考えております。

全ての社外取締役、社外監査役とは会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

### ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、内部監査、会計監査及び監査役監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜社外監査役と打合せを行い、相互連携を図っております。また、会計監査人及び内部監査室とも適宜情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜社外取締役、内部監査室及び会計監査人と打合せを行い、相互連携を図っております。なお、四半期毎に監査役、内部監査室及び会計監査人による三様監査会議を行っております。

## (3) 【監査の状況】

### ①監査役監査の状況

当社の監査役会の体制は、社外監査役3名で構成されており、その構成員の氏名は前記「(2) 役員の状況」に記載のとおりです。常勤監査役は、取締役会その他経営会議等の重要な会議体への出席、業務の調査等を通じて取締役の業務の監督を行っております。

また、監査役は監査役会を開催し、監査役間での情報共有を行っております。

常勤監査役 服部実穂氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 吉村龍吾氏は、弁護士資格を有し、企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識を有しております。監査役 戸田隆夫氏は、主に独立行政法人国際協力機構（JICA）で培われたSDGsへの貢献及び新興国・途上国を含む世界の動向を踏まえた企業のグローバル展開についての幅広い見識を有しております。

当事業年度における監査役会の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
服部 実穂	13回	13回
吉村 龍吾	13回	13回
戸田 隆夫	13回	13回

監査役会における具体的な検討事項として、取締役会及び代表取締役CEOに対し、監査計画及び監査の実施状況結果について適宜報告し、また代表取締役CEOとは定期的な会合をもつことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をし、相互認識を深めるよう努めております。

また、常勤監査役の活動として、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。監視及び検証の結果から知り得た情報は、他の非常勤監査役と共有するよう努めております。

### ②内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室を設置し、内部監査室長1名が担当しております。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、年間を通じて必要な内部監査を、監査役と連携のもと、内部監査計画に基づき実施しております。内部監査の結果は、代表取締役CEO・監査役に報告され、被監査部門に対して具体的な助言・勧告・改善状況の確認などを行い、その内容を必要に応じて取締役会へ報告する仕組みになっております。

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

### ③会計監査の状況

#### a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### b. 継続監査期間

5年

#### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 坂井 知倫

指定有限責任社員 業務執行社員 有吉 真哉

#### d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等16名であります。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏の立場から監査を受けております。

#### e. 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって、有限責任 あずさ監査法人は経験豊富な公認会計士を多数有し、充実した監査体制を備えていることのほか、当社事業への理解が深く、当社の株式上場に向けて真摯に対応していただけると判断し、また、株式上場に関する豊富な実績と経験があることから、有限責任 あずさ監査法人が適任であると判断し、選定しております。当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査役会全員の同意に基づく解任、又は監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行っております。また、監査役会は、会計監査人の独立性、専門性及び監査活動の適切性、妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

#### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人との定期的な意見交換を通じて、監査法人の品質管理体制の構築状況、監査チームの独立性と専門性及び業務遂行状況の確認を行い、総合的に評価しております。その結果、有限責任 あずさ監査法人を適任と判断しております。

### ④監査報酬の内容等

#### a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	34,326	—	35,298	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34,326	—	35,298	—

#### b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社の規模及び業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定する方針です。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、十分な監査を実施する為に必要な額か、合理的な範囲であるか等について検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について同意を行っております。

#### (4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。

(取締役報酬)

##### 1. 固定報酬

業務執行取締役、社外取締役ともに固定報酬を支給とし、業績連動報酬は採用していません。

業務執行取締役の個人別の固定報酬は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。社外取締役の個人別の固定報酬は、当該取締役の職務の内容及び上場会社一般の水準を考慮して決定しております。

上記に係る取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

##### 2. ストックオプション

業務執行取締役には、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、ストックオプションを付与しています。個人別の付与数は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。

(監査役報酬)

監査役報酬は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬のみとしております。

(役員報酬等に関する株主総会決議の内容)

2022年3月24日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額については年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額については年額30,000千円以内（決議日時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名）として決議しております。

② 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限

(決定権限を有する者、権限の内容及び裁量の範囲)

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、個人別の取締役の報酬額の決定であります。

監査役報酬は、監査役会の協議により決定しております。

(報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容)

代表取締役が社外取締役から適切な助言を得た上で、個人別の取締役の報酬額を取締役に提案し、これを取締役会で審議した上で決定しております。

③役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	43,752	43,752	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	10,200	10,200	—	—	4

④役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

⑤使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の第3四半期連結会計期間(2024年7月1日から2024年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年1月1日から2024年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

(4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)及び当連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)及び当事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2024年7月1日から2024年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年1月1日から2024年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,603,202	4,468,524
売掛金	40,081	19,745
契約資産	217,250	823,682
仕掛品	56,978	148,426
貯蔵品	3,228	54,039
未収入金	653,517	303,186
その他	226,997	162,558
貸倒引当金	△350,866	—
流動資産合計	7,450,389	5,980,162
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	114,848	114,848
減価償却累計額	△22,296	△30,323
建物及び構築物（純額）	92,551	84,524
機械装置及び運搬具	6,650	6,650
減価償却累計額	△6,649	△6,649
機械装置及び運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	358,392	628,411
減価償却累計額	△167,392	△340,790
工具、器具及び備品（純額）	191,000	287,620
建設仮勘定	2,108,385	4,881,497
有形固定資産合計	2,391,937	5,253,643
無形固定資産		
ソフトウェア	6,881	12,552
無形固定資産合計	6,881	12,552
投資その他の資産		
敷金及び保証金	42,217	68,062
長期未収入金	—	350,866
その他	1,743	523
貸倒引当金	—	△350,866
投資その他の資産合計	43,961	68,585
固定資産合計	2,442,780	5,334,781
資産合計	9,893,170	11,314,943

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	※1 500,000	※1 1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	—	※1 91,500
未払法人税等	4,087	15,449
契約負債	5,753	8,076
契約損失引当金	949,183	16,076
その他	340,987	374,703
流動負債合計	1,800,010	1,505,805
固定負債		
長期借入金	※1 1,000	※1 1,938,500
固定負債合計	1,000	1,938,500
負債合計	1,801,010	3,444,305
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	14,288,097	9,323,216
利益剰余金	△6,293,573	△1,548,969
株主資本合計	8,094,523	7,874,247
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△3,778	△5,023
その他の包括利益累計額合計	△3,778	△5,023
新株予約権	1,413	1,413
純資産合計	8,092,159	7,870,638
負債純資産合計	9,893,170	11,314,943

## 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(2024年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,383,596
売掛金及び契約資産	1,398,529
仕掛品	49,730
貯蔵品	387
その他	157,015
流動資産合計	8,989,259
固定資産	
有形固定資産	
観測衛星（純額）	1,973,465
建設仮勘定	5,606,592
その他（純額）	349,554
有形固定資産合計	7,929,611
無形固定資産	30,787
投資その他の資産	
長期未収入金	350,866
その他	184,247
貸倒引当金	△350,866
投資その他の資産合計	184,247
固定資産合計	8,144,647
資産合計	17,133,907

(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(2024年6月30日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※ 1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 65,000
未払法人税等	4,525
契約負債	21,099
契約損失引当金	16,076
その他	465,804
流動負債合計	1,572,504
固定負債	
長期借入金	※ 3,195,000
固定負債合計	3,195,000
負債合計	4,767,504
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,950,120
資本剰余金	10,613,686
利益剰余金	△1,256,114
株主資本合計	12,307,691
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△6,110
その他の包括利益累計額合計	△6,110
新株予約権	64,820
純資産合計	12,366,402
負債純資産合計	17,133,907

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 492,413	※1 1,386,283
売上原価	※3 134,538	※3 569,944
売上総利益	357,875	816,338
販売費及び一般管理費	※2、3 4,648,806	※2、3 2,612,266
営業損失(△)	△4,290,931	△1,795,927
営業外収益		
受取利息	87	59
受取給付金	5,726	1,812
受取褒賞金	5,000	—
支払手数料返還金	—	20,000
為替差益	3,008	1,258
その他	1,629	1,685
営業外収益合計	15,452	24,815
営業外費用		
支払利息	98	53,553
支払手数料	46,000	114,997
株式交付費	19,134	4,580
業務委託料	—	6,988
営業外費用合計	65,232	180,120
経常損失(△)	△4,340,711	△1,951,232
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 35,365
契約損失引当金戻入益	—	410,896
特別利益合計	—	446,262
特別損失		
固定資産売却損	※5 426	—
減損損失	※7 626,522	—
固定資産除却損	※6 437	※6 39
貸倒引当金繰入額	350,866	—
契約損失引当金繰入額	949,183	—
特別損失合計	1,927,436	39
税金等調整前当期純損失(△)	△6,268,147	△1,505,008
法人税、住民税及び事業税	4,087	15,449
法人税等合計	4,087	15,449
当期純損失(△)	△6,272,235	△1,520,458
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△6,272,235	△1,520,458

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純損失 (△)	△6,272,235	△1,520,458
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△2,917	△1,245
その他の包括利益合計	※1 △2,917	※1 △1,245
包括利益	△6,275,152	△1,521,703
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△6,275,152	△1,521,703

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1,037,072
売上原価	778,357
売上総利益	258,715
販売費及び一般管理費	* 1,425,377
営業損失(△)	△1,166,661
営業外収益	
受取利息	24
為替差益	10,823
その他	873
営業外収益合計	11,721
営業外費用	
支払利息	83,872
株式交付費	20,070
支払手数料	3,389
営業外費用合計	107,332
経常損失(△)	△1,262,273
特別利益	
新株予約権戻入益	36
特別利益合計	36
特別損失	
固定資産除却損	32
特別損失合計	32
税金等調整前中間純損失(△)	△1,262,270
法人税、住民税及び事業税	4,525
法人税等合計	4,525
中間純損失(△)	△1,266,795
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△1,266,795

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
中間純損失 (△)	△1,266,795
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△1,086
その他の包括利益合計	△1,086
中間包括利益	△1,267,882
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△1,267,882

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	15,646,482	△6,829,504	8,916,977
当期変動額				
新株の発行	2,724,891	2,724,891	—	5,449,782
欠損填補	—	△6,808,166	6,808,166	—
減資	△2,724,891	2,724,891	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△6,272,235	△6,272,235
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△1,358,384	535,931	△822,453
当期末残高	100,000	14,288,097	△6,293,573	8,094,523

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益累計額合計		
当期首残高	△861	△861	1,125	8,917,241
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	5,449,782
欠損填補	—	—	—	—
減資	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	△6,272,235
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,917	△2,917	288	△2,628
当期変動額合計	△2,917	△2,917	288	△825,082
当期末残高	△3,778	△3,778	1,413	8,092,159

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	14,288,097	△6,293,573	8,094,523
当期変動額				
新株の発行	650,091	650,091	—	1,300,182
欠損填補	—	△6,265,062	6,265,062	—
減資	△650,091	650,091	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△1,520,458	△1,520,458
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△4,964,880	4,744,604	△220,276
当期末残高	100,000	9,323,216	△1,548,969	7,874,247

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益累計額合計		
当期首残高	△3,778	△3,778	1,413	8,092,159
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	1,300,182
欠損填補	—	—	—	—
減資	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	△1,520,458
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,245	△1,245	—	△1,245
当期変動額合計	△1,245	△1,245	—	△221,521
当期末残高	△5,023	△5,023	1,413	7,870,638

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失 (△)	△6,268,147	△1,505,008
減価償却費	89,053	115,259
減損損失	626,522	—
受取利息	△87	△59
為替差損益 (△は益)	△7,768	△5,068
受取給付金	△5,726	△1,812
受取褒賞金	△5,000	—
支払手数料返還金	—	△20,000
支払利息	98	53,553
支払手数料	46,000	114,997
業務委託料	—	6,988
株式交付費	19,134	4,580
固定資産売却損益 (△は益)	426	△35,365
契約損失引当金戻入益	—	△410,896
固定資産除却損	437	39
貸倒引当金繰入額	350,866	—
契約損失引当金繰入額	949,183	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△30,967	23,289
契約資産の増減額 (△は増加)	△217,250	△606,432
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△46,888	△142,258
未収入金の増減額 (△は増加)	△481,809	21,556
契約負債の増減額 (△は減少)	5,753	2,323
その他	832,568	206,366
小計	△4,143,602	△2,177,947
利息の受取額	87	59
給付金の受取額	5,726	1,812
褒賞金の受取額	5,000	—
利息の支払額	△98	△41,401
法人税等の支払額	△3,871	△4,087
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,136,757	△2,221,564
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△2,493,776	△3,619,099
無形固定資産の取得による支出	△5,187	△7,500
固定資産の売却による収入	0	17,156
敷金及び保証金の差入による支出	△924	△27,723
敷金及び保証金の回収による収入	—	210
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,499,887	△3,636,955

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	500,000	500,000
長期借入れによる収入	1,000	2,030,000
長期借入金の返済による支出	—	△1,000
新株予約権の発行による収入	288	—
株式の発行による収入	5,449,782	1,300,182
株式の発行による支出	△19,134	△4,580
借入手数料の支払額	△46,000	△114,997
上場関連費用の支出	—	△6,988
借入手数料返還による収入	—	20,000
その他	△10	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,885,926	3,722,615
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,749	1,226
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△746,969	△2,134,678
現金及び現金同等物の期首残高	7,350,172	6,603,202
現金及び現金同等物の期末残高	*1 6,603,202	*1 4,468,524

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純損失 (△)	△1,262,270
減価償却費	122,598
株式報酬費用	63,443
受取利息	△24
為替差損益 (△は益)	△6,769
支払利息	83,872
株式交付費	20,070
支払手数料	3,389
新株予約権戻入益	△36
固定資産除却損	32
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△551,217
棚卸資産の増減額 (△は増加)	174,677
契約負債の増減額 (△は減少)	13,022
その他	394,911
小計	△944,300
利息の受取額	24
利息の支払額	△80,000
法人税等の支払額	△15,449
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,039,726
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△2,826,024
無形固定資産の取得による支出	△19,344
敷金及び保証金の差入による支出	△108,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,954,355
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	1,230,000
株式の発行による収入	5,700,240
株式の発行による支出	△20,070
借入手数料の支払額	△3,389
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,906,779
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,374
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,915,072
現金及び現金同等物の期首残高	4,468,524
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,383,596

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Synspective SG Pte.Ltd.

(株)Synspective Japan

#### (2) 非連結子会社の名称等

第2回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(第2回新株予約権信託)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### a 貯蔵品

個別法による原価法

##### b 仕掛品

個別法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～20年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

#### ① プロダクトの販売

プロダクトの販売に係る収益は、当社が開発・製造・運用している小型SAR衛星StriXから生成される画像データの販売であり、当該画像データを納品する履行義務を負っています。顧客に画像データを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

#### ② 自社サービスの提供

自社サービスの提供に係る収益は、主として衛星の画像データを含む様々なデータの解析サービスを提供するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一時点で移転されるサービスと一定期間にわたり履行義務を充足する取引の2つの形態があり、前者は当該サービスに係る顧客の検収完了時点で、後者は契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

#### ③ その他

その他の収益は、主として衛星の開発・実証等に係る受託サービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一定の期間にわたり顧客へ移転すると判断されるため、顧客との契約に含まれる履行義務の進捗度を測定し、これらに対応する収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

#### 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Synspective SG Pte.Ltd.

(株)Synspective Japan

(2) 非連結子会社の名称等

第2回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(第2回新株予約権信託)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 貯蔵品

個別法による原価法

b 仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

#### ① プロダクトの販売

プロダクトの販売に係る収益は、当社が開発・製造・運用している小型SAR衛星StriXから生成される画像データの販売であり、当該画像データを納品する履行義務を負っています。顧客に画像データを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

#### ② 自社サービスの提供

自社サービスの提供に係る収益は、主として衛星の画像データを含む様々なデータの解析サービスを提供するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一時点で移転されるサービスと一定期間にわたり履行義務を充足する取引の2つの形態があり、前者は当該サービスに係る顧客の検収完了時点で、後者は契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

#### ③ その他

その他の収益は、主として衛星の開発・実証等に係る受託サービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一定の期間にわたり顧客へ移転すると判断されるため、顧客との契約に含まれる履行義務の進捗度を測定し、これらに対応する収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

#### 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (単位：千円)
有形固定資産	2,391,937
無形固定資産	6,881
減損損失	626,522

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づき策定しており、衛星の打ち上げ機数やデータの提供枚数等の見込みに関する仮定が事業計画に含まれています。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (単位：千円)
未収入金	653,517
未収入金に対する 貸倒引当金(△)	△350,866

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

②主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権の回収可能性の

評価にあたっては、滞留期間や債務者の財政状態、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して債権の回収可能性を評価しております。

### ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、返金交渉の状況、代金回収方法、事業自体の付加価値等の変化によって回収可能性の検討については、経営者の不確実性を伴う判断が含まれております。そのため、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(衛星部品に係る契約損失引当金)

#### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (単位：千円)
契約損失引当金	949,183

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

##### ①算出方法

当社グループは、顧客のニーズや研究開発計画に沿って衛星開発を行っており、定期的に開発・製造する衛星の仕様変更等を行っております。新たな中期事業計画の策定にあたり、従来の事業計画よりも早期に仕様変更等を行う必要があると判断し、一部の仕様変更前の衛星に使用する予定であった衛星部品に関しては使用しないこととしました。契約損失引当金は、当該部品に関する発注契約に基づき算出しております。

##### ②主要な仮定

中期事業計画に基づき、使用しないことが見込まれる衛星部品のうち、返還や売却が不能なものを見積っております。

##### ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

損失見込額については現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、購入先との交渉状況や売却金額、また追加作業等の想定し得ない事象の発生によって影響を受ける可能性があり、見積りと実績が異なった場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

#### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (単位：千円)
有形固定資産	5,253,643
無形固定資産	12,552
減損損失	—

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

##### ①算出方法

当社グループは、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能

価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づき策定しており、衛星の打ち上げ機数やデータの提供枚数等の見込みに関する仮定が事業計画に含まれています。

## ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### （貸倒引当金）

#### （1）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (単位：千円)
長期未収入金	350,866
長期未収入金に対する 貸倒引当金（△）	△350,866

#### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

貸倒引当金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

## ②主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権の回収可能性の評価にあたっては、滞留期間や債務者の財政状態、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して債権の回収可能性を評価しております。

## ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、返金交渉の状況、代金回収方法、事業自体の付加価値等の変化によって回収可能性の検討については、経営者の不確実性を伴う判断が含まれております。そのため、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

### （会計方針の変更）

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

#### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際しての審議の過程で、2018年2月の企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表後に改めて検討を行うこととされた以下の2つの論点について、その検討の結果が公表されたものです。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

#### (2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約並びに貸出タームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	700,000 千円	2,000,000 千円
タームローンの総額	2,300,000 "	6,300,000 "
借入実行残高	501,000 "	3,030,000 "
差引額	2,499,000 千円	5,270,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	535,324 千円	503,387 千円
研究開発費	3,339,771 "	1,438,711 "

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
一般管理費	3,339,771 千円	1,438,711 千円
当期製造費用	2,471 "	14,275 "
計	3,342,242 千円	1,452,987 千円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
建設仮勘定	— 千円	35,365 千円

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
工具、器具及び備品	426 千円	－ 千円

※6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
工具、器具及び備品	437 千円	39 千円
建設仮勘定	－ "	0 "
	437 千円	39 千円

※7 減損損失

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京本社	事業用資産	建設仮勘定	626,522

当社グループは、原則として、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、中長期の事業計画を見直した結果、一部の衛星部品について遊休資産に該当し、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、割引率の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,917 千円	△1,245 千円
その他の包括利益合計	△2,917 千円	△1,245 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	100,000	—	—	100,000
A種優先株式	86,200	—	—	86,200
B種優先株式	160,558	—	—	160,558
C1種優先株式	61,925	69,869	—	131,794
合計	408,683	69,869	—	478,552

(変動事由の概要)

第三者割当増資のC1種優先株式の発行による増加 69,869株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	400	—	—	400	—
提出会社	第2回ストックオプションとしての新株予約権(時価発行新株予約権信託)	普通株式	—	—	—	—	1,125
提出会社	第3回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	288
合計			400	—	—	400	1,413

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	100,000	—	—	100,000
A種優先株式	86,200	—	—	86,200
B種優先株式	160,558	—	—	160,558
C1種優先株式	131,794	—	—	131,794
D種優先株式	—	16,669	—	16,669
合計	478,552	16,669	—	495,221

(変動事由の概要)

第三者割当増資のD種優先株式の発行による増加 16,669株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	400	—	—	400	—
提出会社	第2回ストックオプションとしての新株予約権(時価発行新株予約権信託)	普通株式	—	—	—	—	1,125
提出会社	第3回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	288
合計			400	—	—	400	1,413

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	6,603,202 千円	4,468,524 千円
現金及び現金同等物	6,603,202 千円	4,468,524 千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については設備投資計画、資金繰り表に照らして、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針であります。多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建ての営業債権債務は為替リスクに晒されております。

金銭債権である未収入金は、取引先の信用リスクにさらされております。

金融債務である短期借入金及び長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)の用途は、主に運転資金及び設備投資に係る資金であります。借入金については、市場及び信用状況により金利が変動するリスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務についての為替変動リスクに対しては、契約金額の一部を前受けするなど、為替変動に対するリスク低減に努めております。

また、借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,000	1,000	—
負債計	1,000	1,000	—

※「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,603,202	—	—	—
売掛金	40,081	—	—	—
未収入金 ※1	302,650	—	—	—
合計	6,945,935	—	—	—

※1 未収入金に対応する貸倒引当金350,866千円を控除しております。

(注2) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	1,000	—	—	—	—
合計	500,000	1,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,000	—	1,000
負債計	—	1,000	—	1,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については設備投資計画、資金繰り表に照らして、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針であります。多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建ての営業債権債務は為替リスクに晒されております。

金銭債権である未収入金は、取引先の信用リスクにさらされております。

金融債務である短期借入金及び長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)の用途は、主に運転資金及び設備投資に係る資金であります。借入金については、市場及び信用状況により金利が変動するリスクがあります。また、一部の借入金については、財務制限条項の抵触により、借入金の繰上返済請求を受けるリスクがあります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務についての為替変動リスクに対しては、契約金額の一部を前受けするなど、為替変動に対するリスク低減に努めております。

また、借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期未収入金	350,866		
貸倒引当金 ※2	△350,866		
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	2,030,000	2,030,000	—
負債計	2,030,000	2,030,000	—

※1 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 長期未収入金には、個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,468,524	—	—	—
売掛金	19,745	—	—	—
未収入金	303,186	—	—	—
合計	4,791,456	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	—	—	—	—	—
長期借入金(1年以内返済予定 の長期借入金含む)	91,500	122,000	299,500	832,000	624,000	61,000
合計	1,091,500	122,000	299,500	832,000	624,000	61,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	—	—	350,866	350,866
貸倒引当金	—	—	△350,866	△350,866
資産計	—	—	—	—
長期借入金(1年以内返済予定の長期 借入金含む)	—	2,030,000	—	2,030,000
負債計	—	2,030,000	—	2,030,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期未収入金

個別取引毎にその概要、現況、債務者の状況等を確認したうえで回収可能性を検討し、回収見込み額を算定しているため、レベル3の時価に分類しています。なお、回収不能見込額については、貸倒引当金を計上しています。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)の時価は、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	2019年3月19日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21	社外協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,182,900株	普通株式 60,000株
付与日	2019年3月20日	2019年3月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況③ [その他の新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況③ [その他の新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年3月20日から10年間	2019年3月20日から10年間

	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年9月24日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	新株予約権の受託者 1	当社役員 3 当社従業員 123 当社子会社従業員 2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,824,600株	普通株式 2,164,200株
付与日	2020年9月30日	2022年11月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年5月1日～2032年9月29日	2023年7月1日～2032年9月29日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2024年6月24日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2024年6月24日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)による分割後の数値を記載しております。

### ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	801,900	60,000	4,824,600	—
付与	—	—	—	2,164,200
失効	—	—	—	2,400
権利確定	—	—	—	—
未確定残	801,900	60,000	4,824,600	2,161,800
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

### ② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	134	134	134	134
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	0	0

(注)「権利行使価格」及び「付与日における公正な評価単価」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

### (1) 第1回新株予約権

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与時点では当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算出しております。

### (2) 第2回新株予約権

#### ① 使用した評価技法:モンテカルロ・シミュレーション

#### ② 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注1)	48.52%
予想残存期間(注2)	12年
予想配当(注3)	—円/株
無リスク利子率(注4)	0.13%

(注) 1. 類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近事業年度における配当予想に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(3) 第3回新株予約権

①使用した評価技法:モンテカルロ・シミュレーション

②主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注1)	45.37%
予想残存期間(注2)	9.92年
予想配当(注3)	一円/株
無リスク利子率(注4)	0.33%

(注) 1. 類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近事業年度における配当予想に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	一千万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千万円

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	2019年3月19日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21	社外協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,182,900株	普通株式 60,000株
付与日	2019年3月20日	2019年3月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況③ [その他の新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況③ [その他の新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年3月20日から10年間	2019年3月20日から10年間

	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年9月24日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	新株予約権の受託者 1	当社役員 3 当社従業員 123 当社子会社従業員 2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,824,600株	普通株式 2,164,200株
付与日	2020年9月30日	2022年11月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年5月1日～2032年9月29日	2023年7月1日～2032年9月29日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2024年6月24日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。2024年6月24日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)による分割後の数値を記載しております。

### ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	801,900	60,000	4,824,600	2,161,800
付与	—	—	—	—
失効	9,600	—	—	212,250
権利確定	—	—	—	—
未確定残	792,300	60,000	4,824,600	1,949,550
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

### ② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	134	134	134	134
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	0	0

(注)「権利行使価格」及び「付与日における公正な評価単価」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

### (1) 第1回新株予約権

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与時点では当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算出しております。

### (2) 第2回新株予約権

#### ① 使用した評価技法:モンテカルロ・シミュレーション

#### ② 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注1)	48.52%
予想残存期間(注2)	12年
予想配当(注3)	—円/株
無リスク利子率(注4)	0.13%

(注) 1. 類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近事業年度における配当予想に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(3) 第3回新株予約権

①使用した評価技法:モンテカルロ・シミュレーション

②主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注1)	45.37%
予想残存期間 (注2)	9.92年
予想配当 (注3)	―円/株
無リスク利子率 (注4)	0.33%

(注) 1. 類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近事業年度における配当予想に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,798,977千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	―千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	1,417,754 千円
研究開発費	183,487 "
減価償却超過額	2,245,570 "
未確定債務	9,665 "
未払事業税	61 "
貸倒引当金	119,941 "
減損損失	215,184 "
契約損失引当金	328,322 "
その他	4,309 "
繰延税金資産小計	4,524,297 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△1,417,754 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,106,542 "
評価性引当額小計(注) 1	△4,524,297 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円

(注) 1. 評価性引当額が2,169,249千円増加しております。その主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額と減価償却超過額に係る評価性引当額の増加であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	24,519	1,393,235	1,417,754
評価性引当額	—	—	—	—	△24,519	△1,393,235	△1,417,754
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	2,542,818 千円
研究開発費	648,563 "
減価償却超過額	1,525,636 "
未確定債務	9,683 "
未払事業税	2,744 "
貸倒引当金	118,692 "
減損損失	200,485 "
契約損失引当金	5,560 "
その他	4,883 "
繰延税金資産小計	5,059,068 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△2,542,818 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,516,250 "
評価性引当額小計(注) 1	△5,059,068 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円

(注) 1. 評価性引当額が534,771千円増加しております。その主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	24,519	—	2,518,298	2,542,818
評価性引当額	—	—	—	△24,519	—	△2,518,298	△2,542,818
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	衛星データ事業
画像データ販売	288,728
ソリューション	185,877
その他	17,807
顧客との契約から生じる収益	492,413
その他の収益	—
外部顧客への売上高	492,413

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,915	40,081
契約資産	—	217,250
契約負債	871	5,753

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

契約資産の増減は、主として収益認識(契約資産の増加)と、売上債権への振替(同、減少)により生じたものであります。

契約負債は、契約に基づき顧客から受領した前受金で翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、主として前受金の受取(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は871千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、調査研究業務の受託に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	246,479
1年超2年以内	185,713
合計	432,192

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	衛星データ事業
画像データ販売	756,905
ソリューション	382,896
その他	246,481
顧客との契約から生じる収益	1,386,283
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,386,283

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	40,081	19,745
契約資産	217,250	823,682
契約負債	5,753	8,076

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

契約資産の増減は、主として収益認識(契約資産の増加)と、売上債権への振替(同、減少)により生じたものであります。

契約負債は、契約に基づき顧客から受領した前受金で翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、主として前受金の受取(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,753千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、調査研究業務の受託に関するものであり、未充足の履行義務は当連結会計年度末において185,713千円であります。なお、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

画像データ販売	ソリューション	その他	合計
288,728	185,877	17,807	492,413

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
官公庁	280,850	衛星データ事業

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

画像データ販売	ソリューション	その他	合計
756,905	382,896	246,481	1,386,283

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
官公庁	1,227,669	衛星データ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	△179円97銭	△193円87銭
1株当たり当期純損失(△)	△88円42銭	△20円60銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
4. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△6,272,235	△1,520,458
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式(普通株主と同等の株主を含む)に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△6,272,235	△1,520,458
普通株式(普通株主と同等の株主を含む)の期中平均株式数(株)	70,935,761	73,804,776
(うちA種優先株式(株))	(12,930,000)	(12,930,000)
(うちB種優先株式(株))	(24,083,700)	(24,083,700)
(うちC1種優先株式(株))	(18,922,061)	(20,780,250)
(うちD種優先株式(株))	(—)	(1,010,826)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (7,848,300株) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権3種類 (7,626,450株) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

- (注) 1. 優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 当社は、2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき普通株式150株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2024年3月28日、2024年4月11日及び2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。

詳細につきましては「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (7)～(9) 第三者割当による新株式の発行」に記載しております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2024年6月12日付で、株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式全てにつき自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。また、当社が取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式について、2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月23日付で消却しております。

なお、当社は、2024年6月7日開催の臨時株主総会により、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況は以下の通りです。

1. 取得及び消却した株式数

A種優先株式 86,200株

B種優先株式 160,558株

C1種優先株式 131,794株

D種優先株式 89,749株

2. 交換により交付した普通株式数 普通株式 479,633株

3. 交付後の発行済普通株式数 579,633株

(新株予約権の発行)

当社は、2024年6月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の役員及び従業員並びに子会社の従業員に対し、第4回新株予約権を発行することを決議いたしました。

詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年6月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月24日付をもって株式分割を行い、2024年6月7日開催の臨時株主総会により、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

①分割方法

2024年6月23日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき150株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 579,633株

今回の株式分割により増加する株式数 86,365,317株

株式分割後の発行済株式総数 86,944,950株

株式分割後の発行可能株式総数 168,000,000株

③株式分割の効力発生日

2024年6月24日

④1株当たり情報に与える影響

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	△179円97銭	△193円87銭
1株当たり当期純損失(△)	△88円42銭	△20円60銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

2024年6月24日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

**【注記事項】**

(中間連結貸借対照表関係)

※当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,000,000 千円
タームローンの総額	6,300,000 "
借入実行残高	4,260,000 "
差引額	4,040,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
給料及び手当	307,172 千円
研究開発費	662,262 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	7,383,596 千円
現金及び現金同等物	7,383,596 千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年3月28日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を1,559,650千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

また、2024年4月12日、2024年4月25日及び2024年6月10日を払込期日とする第三者割当増資により、資本金及び資本準備金がそれぞれ合計2,850,120千円増加しております。

結果として、当中間連結会計期間末において資本金が2,950,120千円、資本剰余金が10,613,686千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、衛星データ事業のみを営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
画像データ販売	375,225
ソリューション	475,018
その他	186,828
顧客との契約から生じる収益	1,037,072
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,037,072

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△16円16銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△1,266,795
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△)(千円)	△1,266,795
普通株式の期中平均株式数(株)	78,396,621
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純損失の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権 (新株予約権の目的となる 株式の数 6,723,900株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(2023年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	1,000,000	5.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	91,500	3.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,000	1,938,500	4.7	2025年～2029年
合計	501,000	3,030,000	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	122,000	299,500	832,000	624,000

【資産除去債務明細表】

連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当該連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2024年11月14日開催の取締役会において承認された第7期第3四半期連結会計期間（2024年7月1日から2024年9月30日まで）及び第7期第3四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	8,433,789
売掛金及び契約資産	674,931
仕掛品	59,310
貯蔵品	328
その他	358,614
流動資産合計	9,526,974
固定資産	
有形固定資産	
観測衛星（純額）	3,641,778
建設仮勘定	5,387,313
その他（純額）	688,001
有形固定資産合計	9,717,093
無形固定資産	
投資その他の資産	
長期未収入金	350,866
その他	180,716
貸倒引当金	△350,866
投資その他の資産合計	180,716
固定資産合計	9,929,746
資産合計	19,456,721

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※ 1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 130,000
未払法人税等	6,787
契約負債	66
契約損失引当金	16,076
その他	524,009
流動負債合計	1,676,939
固定負債	
長期借入金	※ 6,158,000
固定負債合計	6,158,000
負債合計	7,834,939
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,950,120
資本剰余金	10,613,686
利益剰余金	△2,178,570
株主資本合計	11,385,236
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△5,529
その他の包括利益累計額合計	△5,529
新株予約権	242,074
純資産合計	11,621,781
負債純資産合計	19,456,721

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)
売上高	1,608,460
売上原価	1,348,824
売上総利益	259,635
販売費及び一般管理費	2,228,652
営業損失(△)	△1,969,016
営業外収益	
受取利息	713
受取出向料	1,000
その他	611
営業外収益合計	2,325
営業外費用	
支払利息	163,761
株式交付費	20,070
支払手数料	17,137
その他	23,212
営業外費用合計	224,182
経常損失(△)	△2,190,874
特別利益	
固定資産売却益	7,280
新株予約権戻入益	1,163
特別利益合計	8,443
特別損失	
固定資産除却損	32
特別損失合計	32
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,182,463
法人税、住民税及び事業税	6,787
法人税等合計	6,787
四半期純損失(△)	△2,189,251
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△2,189,251

四半期連結包括利益計算書  
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)
四半期純損失(△)	△2,189,251
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△506
その他の包括利益合計	△506
四半期包括利益	△2,189,757
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,189,757

### (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前題に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (2024年9月30日)	
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,000,000 千円
タームローンの総額	6,300,000 "
借入実行残高	7,288,000 "
差引額	1,012,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)	
減価償却費	262,053 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)

#### 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

#### 2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

#### 3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年3月28日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を1,559,650千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

また、2024年4月12日、2024年4月25日及び2024年6月10日を払込期日とする第三者割当増資により、資本金及び資本準備金がそれぞれ合計2,850,120千円増加しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,950,120千円、資本剰余金が10,613,686千円となっております。

(セグメント情報等の注記)

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、衛星データ事業のみを営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)
画像データ販売	640,760
ソリューション	517,140
その他	450,559
顧客との契約から生じる収益	1,608,460
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,608,460

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△27円04銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△2,189,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(千円)	△2,189,251
普通株式の期中平均株式数(株)	80,961,120
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純損失の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権 (新株予約権の目的となる 株式の数 6,642,750株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。当連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,538,312	4,345,333
売掛金	※2 45,303	※2 27,462
契約資産	217,250	823,682
仕掛品	56,978	148,426
貯蔵品	3,228	54,039
前渡金	142,613	61,618
前払費用	62,147	84,873
未収入金	※2 681,740	※2 334,972
その他	※2 22,472	※2 820
貸倒引当金	△350,866	—
流動資産合計	7,419,180	5,881,229
固定資産		
有形固定資産		
建物	114,848	114,848
減価償却累計額	△22,296	△30,323
建物（純額）	92,551	84,524
車両運搬具	6,650	6,650
減価償却累計額	△6,649	△6,649
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	358,392	628,411
減価償却累計額	△167,392	△340,790
工具、器具及び備品（純額）	191,000	287,620
建設仮勘定	2,108,385	4,881,497
有形固定資産合計	2,391,937	5,253,643
無形固定資産		
ソフトウェア	6,881	12,552
無形固定資産合計	6,881	12,552
投資その他の資産		
関係会社株式	20,257	20,257
関係会社長期貸付金	55,700	60,613
長期前払費用	1,733	513
長期未収入金	—	350,866
出資金	10	10
その他	※2 43,388	※2 71,345
貸倒引当金	—	△350,866
投資その他の資産合計	121,090	152,739
固定資産合計	2,519,909	5,418,935
資産合計	9,939,090	11,300,164

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	※1 500,000	※1 1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	—	※1 91,500
未払金	※2 290,559	※2 309,699
未払費用	36,091	46,478
未払法人税等	3,904	5,050
契約負債	5,753	8,076
預り金	28,149	19,802
契約損失引当金	949,183	16,076
流動負債合計	1,813,641	1,496,683
固定負債		
長期借入金	※1 1,000	※1 1,938,500
固定負債合計	1,000	1,938,500
負債合計	1,814,641	3,435,183
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	8,927,431	3,962,550
その他資本剰余金	5,360,666	5,360,666
資本剰余金合計	14,288,097	9,323,216
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△6,265,062	△1,559,650
利益剰余金合計	△6,265,062	△1,559,650
株主資本合計	8,123,034	7,863,566
新株予約権	1,413	1,413
純資産合計	8,124,448	7,864,980
負債純資産合計	9,939,090	11,300,164

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 498,743	※1 1,414,347
売上原価	134,538	569,944
売上総利益	364,204	844,403
販売費及び一般管理費	※1、2 4,645,919	※1、2 2,691,993
営業損失(△)	△4,281,714	△1,847,590
営業外収益		
受取利息	1,851	1,985
受取給付金	1,380	64
受取褒賞金	5,000	—
支払手数料返還金	—	20,000
為替差益	3,364	3,151
その他	1,629	1,685
営業外収益合計	13,225	26,887
営業外費用		
支払利息	98	53,553
支払手数料	46,000	114,997
株式交付費	19,134	4,580
業務委託料	—	6,988
営業外費用合計	65,232	180,120
経常損失(△)	△4,333,721	△2,000,823
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 35,365
契約損失引当金戻入益	—	410,896
特別利益合計	—	446,262
特別損失		
固定資産売却損	※4 426	—
減損損失	626,522	—
固定資産除却損	※5 437	※5 39
貸倒引当金繰入額	350,866	—
契約損失引当金繰入額	949,183	—
特別損失合計	1,927,436	39
税引前当期純損失(△)	△6,261,158	△1,554,600
法人税、住民税及び事業税	3,904	5,050
法人税等合計	3,904	5,050
当期純損失(△)	△6,265,062	△1,559,650

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	17,934	10.1	203,289	30.7
II 労務費		99,615	55.9	184,783	27.9
III 経費		60,795	34.1	273,317	41.3
当期総製造費用		178,345	100.0	661,391	100.0
仕掛品期首棚卸高		13,171		56,978	
合計		191,517		718,370	
仕掛品期末棚卸高		56,978		148,426	
当期売上原価		134,538		569,944	

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
システム利用料	31,808	38,724
業務委託料	16,369	197,629

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	10,285,816	5,360,666	15,646,482
当期変動額				
新株の発行	2,724,891	2,724,891	—	2,724,891
欠損填補	—	—	△6,808,166	△6,808,166
減資	△2,724,891	2,724,891	—	2,724,891
準備金から剰余金への振替	—	△6,808,166	6,808,166	—
当期純損失(△)	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△1,358,384	—	△1,358,384
当期末残高	100,000	8,927,431	5,360,666	14,288,097

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△6,808,166	△6,808,166	8,938,315	1,125	8,939,441
当期変動額					
新株の発行	—	—	5,449,782	—	5,449,782
欠損填補	6,808,166	6,808,166	—	—	—
減資	—	—	—	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	△6,265,062	△6,265,062	△6,265,062	—	△6,265,062
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	288	288
当期変動額合計	543,103	543,103	△815,280	288	△814,992
当期末残高	△6,265,062	△6,265,062	8,123,034	1,413	8,124,448

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	8,927,431	5,360,666	14,288,097
当期変動額				
新株の発行	650,091	650,091	—	650,091
欠損填補	—	—	△6,265,062	△6,265,062
減資	△650,091	650,091	—	650,091
準備金から剰余金への振替	—	△6,265,062	6,265,062	—
当期純損失(△)	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△4,964,880	—	△4,964,880
当期末残高	100,000	3,962,550	5,360,666	9,323,216

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△6,265,062	△6,265,062	8,123,034	1,413	8,124,448
当期変動額					
新株の発行	—	—	1,300,182	—	1,300,182
欠損填補	6,265,062	6,265,062	—	—	—
減資	—	—	—	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	△1,559,650	△1,559,650	△1,559,650	—	△1,559,650
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	4,705,412	4,705,412	△259,468	—	△259,468
当期末残高	△1,559,650	△1,559,650	7,863,566	1,413	7,864,980

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### ① 仕掛品

個別法による原価法

##### ② 貯蔵品

個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

#### ① プロダクトの販売

プロダクトの販売に係る収益は、当社が開発・製造・運用している小型SAR衛星StriXから生成される画像データの販売であり、当該画像データを納品する履行義務を負っています。顧客に画像データを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

## ②自社サービスの提供

自社サービスの提供に係る収益は、主として衛星の画像データを含む様々なデータの解析サービスを提供するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一時点で移転されるサービスと一定期間にわたり履行義務を充足する取引の2つの形態があり、前者は当該サービスに係る顧客の検収完了時点で、後者は契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

## ③その他

その他の収益は、主として衛星の開発・実証等に係る受託サービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一定の期間にわたり顧客へ移転すると判断されるため、顧客との契約に含まれる履行義務の進捗度を測定し、これらに対応する収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### ①仕掛品

個別法による原価法

##### ②貯蔵品

個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～20年

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ① プロダクトの販売

プロダクトの販売に係る収益は、当社が開発・製造・運用している小型SAR衛星StriXから生成される画像データの販売であり、当該画像データを納品する履行義務を負っています。顧客に画像データを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

##### ② 自社サービスの提供

自社サービスの提供に係る収益は、主として衛星の画像データを含む様々なデータの解析サービスを提供するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一時点で移転されるサービスと一定期間にわたり履行義務を充足する取引の2つの形態があり、前者は当該サービスに係る顧客の検収完了時点で、後者は契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

##### ③ その他

その他の収益は、主として衛星の開発・実証等に係る受託サービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一定の期間にわたり顧客へ移転すると判断されるため、顧客との契約に含まれる履行義務の進捗度を測定し、これらに対応する収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
有形固定資産	2,391,937
無形固定資産	6,881
減損損失	626,522

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
未収入金	681,740
未収入金に対する 貸倒引当金(△)	△350,866

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(衛星部品に係る契約損失引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
契約損失引当金	949,183

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社株式及び関係会社貸付金の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
関係会社株式	20,257
関係会社長期貸付金	55,700

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理する方針としております。また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上する方針としております。

当事業年度において、関係会社株式・関係会社長期貸付金の実質価額・回収可能性は低下しているものの、将来の事業計画に基づいて回復することが見込まれることから、評価損・貸倒引当金を計上しておりません。

②主要な仮定

関係会社株式、関係会社長期貸付金の回収可能性の評価は、各関係会社の事業計画を基礎としております。事業計画には、将来の売上予測、人員計画を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
有形固定資産	5,253,643
無形固定資産	12,552
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
長期未収入金	350,866
長期未収入金に対する 貸倒引当金(△)	△350,866

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社株式及び関係会社貸付金の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
関係会社株式	20,257
関係会社長期貸付金	60,613

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理する方針としております。また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上する方針としております。

当事業年度において、関係会社株式・関係会社長期貸付金の実質価額・回収可能性は低下しているものの、将来の事業計画に基づいて回復することが見込まれることから、評価損・貸倒引当金を計上しておりません。

②主要な仮定

関係会社株式、関係会社長期貸付金の回収可能性の評価は、各関係会社の事業計画を基礎としております。事業計画には、将来の売上予測、人員計画を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。当事業年度の損益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号、2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約並びに貸出タームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	700,000 千円	2,000,000 千円
貸出タームローンの総額	2,300,000 "	6,300,000 "
借入実行残高	501,000 "	3,030,000 "
差引額	2,499,000 千円	5,270,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
売掛金	5,221 千円	7,717 千円
立替金	22,472 "	37 "
未収入金	28,223 "	31,785 "
長期未収利息	2,128 "	4,268 "
未払金	32,625 "	35,673 "

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	6,329 千円	28,064 千円
業務委託料	176,566 "	384,606 "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	465,256 千円	344,337 千円
減価償却費	16,446 "	7,565 "
業務委託費	309,041 "	521,471 "
研究開発費	3,298,462 "	1,396,687 "
おおよその割合		
販売費	2.1 %	2.1 %
一般管理費	97.9 %	97.9 %

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
建設仮勘定	－ 千円	35,365 千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
工具、器具及び備品	426 千円	－ 千円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
工具、器具及び備品	437 千円	39 千円
建設仮勘定	－ "	0 "
計	437 千円	39 千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、関係会社株式20,257千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、関係会社株式20,257千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,410,597 千円
研究開発費	183,487 "
減価償却超過額	2,245,570 "
未確定債務	9,665 "
貸倒引当金	119,941 "
減損損失	215,184 "
契約損失引当金	328,322 "
その他	4,309 "
繰延税金資産小計	4,517,079 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,410,597 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,106,481 "
評価性引当額小計	△4,517,079 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,541,295 千円
研究開発費	631,110 "
減価償却超過額	1,525,636 "
未確定債務	9,683 "
貸倒引当金	118,692 "
減損損失	200,485 "
契約損失引当金	5,560 "
その他	4,883 "
繰延税金資産小計	5,037,348 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,541,295 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,496,052 "
評価性引当額小計	△5,037,348 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金資産純額	— 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】(2023年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	114,848	—	—	114,848	30,323	8,026	84,524
車両運搬具	6,650	—	—	6,650	6,649	—	0
工具、器具及び備品	358,392	283,164	13,146	628,411	340,790	186,504	287,620
建設仮勘定	2,108,385	2,776,995	3,883	4,881,497	—	—	4,881,497
有形固定資産計	2,588,276	3,060,159	17,029	5,631,406	377,763	194,531	5,253,643
無形固定資産							
ソフトウェア	8,522	7,500	—	16,022	3,469	1,829	12,552
無形固定資産計	8,522	7,500	—	16,022	3,469	1,829	12,552
長期前払費用	1,733	—	1,220	513	—	—	513

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

2. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	本社	業務用パソコン、衛星製造器具等	283,164 千円
建設仮勘定	本社	衛星部品等	2,776,995 千円
ソフトウェア	本社	衛星構造解析用ソフトウェア等	7,500 千円

3. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	本社	業務用パソコン	13,146 千円
建設仮勘定	本社	衛星部品	3,883 千円

4. 長期前払費用は、期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	350,866	—	—	350,866	—
貸倒引当金(固定)	—	350,866	—	—	350,866
契約損失引当金	949,183	—	522,210	410,896	16,076

(注) 1. 貸倒引当金(流動)の当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、洗替により全額流動から固定になったことで発生したものであります。

2. 契約損失引当金の当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、損失見込額の減少による取崩しによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2023年12月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。          但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。          当社の公告掲載URLは次のとおりであります。  <a href="https://synspective.com/jp/">https://synspective.com/jp/</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものとします。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年6月12日	-	-	-	スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社エースタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △8,611,200 普通株式 8,611,200	-	B種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 三好 啓介	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △4,890,000 B種優先株式 △1,176,000 C1種優先株式 △865,500 D種優先株式 △346,350 普通株式 7,339,800	-	A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	清水建設株式会社 代表取締役社長 井上 和幸	東京都中央区京橋二丁目16番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △6,944,400 普通株式 6,944,400	-	B種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	SPエースタート1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社エースタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 △6,153,900 普通株式 6,469,050	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	日本グロースキャピタル投資法人 執行役員 茂木 豊	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C1種優先株式 △2,884,500 D種優先株式 △1,923,150 普通株式 5,053,650	-	C1種優先株式及びD種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	森トラスト株式会社 代表取締役社長 伊達 美和子	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △1,389,000 C1種優先株式 △961,500 普通株式 2,399,700	-	B種優先株式及びC1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 代表取締役社長 植田 浩輔	東京都文京区本郷七丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,725,000 B種優先株式 △555,450 普通株式 2,280,450	-	A種優先株式及びB種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	Tsunagu Investment Pte. Ltd. Choun Chee Kong an authorized signatory	3 Fraser Street, #10-23 Duo Tower, Singapore 189352	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C1種優先株式 △2,115,000 普通株式 2,223,300	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に經理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2022年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、

当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができる」とされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる」とされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
  - (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行っております。なお、当該優先株式の発行価格については、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、A種優先株式1株の発行時の価格は2,600,000円、B種優先株式1株の発行時の価格は54,000円、C1種優先株式1株の発行時の価格は78,000円、D種優先株式1株の発行時の価格は78,000円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式、は、会社法第178条の規定に基づき2024年6月23日付で全て消却しております。また、当社は、2024年6月7日開催の臨時株主総会決議により、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
5. 当社は、2019年3月20日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2022年1月11日	2022年2月25日	2022年3月31日
種類	C1種優先株式	C1種優先株式	C1種優先株式
発行数	4,547,850株	4,042,950株	1,010,700株
発行価格	494円 (注)4	494円 (注)4	494円 (注)4
資本組入額	247円	247円	247円
発行価額の総額	2,249,754,000円	1,999,998,000円	499,980,000円
資本組入額の総額	1,124,877,000円	999,999,000円	249,990,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式④	株式⑤	株式⑥
発行年月日	2022年6月20日	2023年8月10日	2024年4月12日
種類	C1種優先株式	D種優先株式	D種優先株式
発行数	1,415,100株	2,628,150株	3,537,450株
発行価格	494円 (注)4	494円 (注)4	494円 (注)4
資本組入額	247円	247円	247円
発行価額の総額	700,050,000円	1,300,182,000円	1,750,086,000円
資本組入額の総額	350,025,000円	650,091,000円	875,043,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2

項目	株式⑦	株式⑧	新株予約権①
発行年月日	2024年4月25日	2024年6月10日	2022年11月15日
種類	D種優先株式	D種優先株式	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	1,111,950株	6,873,450株	普通株式 1,877,700株
発行価格	494円 (注)4	494円 (注)4	134円 (注)5
資本組入額	247円	247円	67円
発行価額の総額	550,056,000円	3,400,098,000円	250,360,000円
資本組入額の総額	275,028,000円	1,700,049,000円	125,180,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2022年10月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	—

項目	新株予約権②
発行年月日	2024年6月10日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 6,642,750株
発行価格	134円 (注)5
資本組入額	67円
発行価額の総額	885,700,000円
資本組入額の総額	442,850,000円
発行方法	2024年6月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、

新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年12月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。なお、上記「発行価格」及び「資本組入額」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、第三者評価機関が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき134円	1株につき134円
行使期間	2023年7月1日から 2032年9月29日まで	2024年6月10日から10年間
行使の条件	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 I 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 I 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 I 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 I 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況① [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。

7. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
8. 新株予約権①については、退職により従業員34名286,500株分の権利が喪失しており、記載の発行数は喪失分を減算後の数値を記載しております。
9. 新株予約権②については、退職により従業員4名81,150株分の権利が喪失しており、記載の発行数は喪失分を減算後の数値を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Tsunagu Investment Pte. Ltd. Director Choun Chee Kong 資本金2シンガポールドル	3 Fraser Street, #10-23 Duo Tower, Singapore 189352	投資業	2,223,300	1,099,800,000 (494)	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)1
損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長 石川 耕治 資本金70,000百万円	東京都中央区日本橋二丁目2番10号	保険業	1,010,700	499,980,000 (494)	—
新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 新生ベンチャーパートナーズ2号有限責任事業組合 組合員 新生ベンチャーパートナーズ株式会社 職務執行者 松原 一平	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	投資業	1,010,700	499,980,000 (494)	—
Abies Ventures Fund I, L.P. General Partner Abies Ventures GP I有限責任事業組合組合員 Abies Ventures株式会社 職務執行者 山口 冬樹	Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands	投資業	303,150	149,994,000 (494)	—

(注)1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

### 株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
日本グロースキャピタル 投資法人 執行役員 茂木 豊 資本金95百万円	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	投資業	3,032,100	1,499,940,000 (494)	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)1
Nikon-SBI Innovation Fund 業務執行組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員会長兼社長 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	投資業	1,010,850	500,058,000 (494)	—

(注)1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

### 株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森トラスト株式会社 代表取締役 伊達 美和子 資本金30,000百万円	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	不動産開発、ホテル経営および投資業	1,010,700	499,980,000 (494)	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)1

(注)1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

## 株式④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 代表取締役 米澤 栄二 資本金490百万円	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	開発および建設技術コンサルティング業	808,500	399,984,000 (494)	—
ASエースタート1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社エースタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	投資業	606,600	300,066,000 (494)	—

(注)2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

## 株式⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
日本グロースキャピタル 投資法人 執行役員 茂木 豊 資本金95百万円	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	投資業	2,021,550	1,000,038,000 (494)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコSV5共有 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 取締役社長 三好 啓介	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	投資業	364,050	180,102,000 (494)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコSV5スター 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 取締役社長 三好 啓介	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	投資業	40,350	19,968,000 (494)	—
みずほ成長支援第4号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資業	202,200	100,074,000 (494)	—

(注)2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

## 株式⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資業	1,010,850	500,058,000 (494)	—
大和ハウスグループ投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和ハウスベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 鈴木 哲雄	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号	投資業	1,010,700	499,980,000 (494)	—
株式会社FEL 代表取締役社長 長瀬 文男 資本金50百万円	東京都品川区東五反田二丁目7番18号	不動産代理業・仲介業	606,300	299,988,000 (494)	—
豊田合成株式会社 代表取締役社長 齋藤 克巳 資本金280,000百万円	愛知県清須市春日長畑1番地	自動車部分品製造	505,350	249,990,000 (494)	—
高橋直司	東京都中央区	会社役員	202,200	100,074,000 (494)	—
成毛眞	東京都杉並区	会社員	202,050	99,996,000 (494)	—

(注)2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

## 株式⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
りそなキャピタル8号投資事業組合 業務執行組合員 りそなキャピタル株式会社 代表取締役社長 相原 直也	東京都江東区木場一丁目5番25号	投資業	606,600	300,066,000 (494)	—
トヨタ紡織株式会社 代表取締役社長 白柳 正義 資本金84,000百万円	愛知県刈谷市豊田町一丁目1番地	自動車部分品製造	505,350	249,990,000 (494)	—

(注)2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

## 株式⑧

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
SPエースタート1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社エースタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	投資業	6,469,050	3,200,028,000 (494)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社エースタート 代表取締役 渡邊 一正 資本金1,000万円	東京都港区三田三丁目5番27号	投資業	404,400	200,070,000 (494)	—

(注)1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当 株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小畑 俊裕	—	会社役員	127,500	17,017,000 (134)	特別利害関係者等 (当社取締役)
志藤 篤	—	会社役員	125,100	16,696,680 (134)	特別利害関係者等 (当社取締役)
服部 実穂	—	会社役員	6,300	840,840 (134)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

2. 上記のほか、新株予約権証券取得者である提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）90名、割当株式総数は1,618,800株に関する記載は省略しております。
3. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小畑 俊裕	—	会社役員	151,950	20,260,000 (134)	特別利害関係者等 (当社取締役)
志藤 篤	—	会社役員	157,650	21,020,000 (134)	特別利害関係者等 (当社取締役)
服部 実穂	—	会社役員	29,250	3,900,000 (134)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

2. 上記のほか、新株予約権証券取得者である提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）167名、割当株式総数は6,303,900株に関する記載は省略しております。
3. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき、普通株式150株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

表中に含まれるもの以外の移動の状況については「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年6月12日	-	-	-	株式会社SMB C信託銀行(特定運用金外信託口 宇宙フロンティアファンド) 代表取締役 西崎 龍司	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	-	C1種優先株式 △1,923,000 普通株式 2,021,400	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	Abies Ventures Fund I, L.P. General Partner Abies Ventures GP I 有限責任事業組合 組合員 Abies Ventures株式会社 職務執行者 山口 冬樹	Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands	-	A種優先株式 △1,440,000 B種優先株式 △138,750 C1種優先株式 △288,450 普通株式 1,881,900	-	A種優先株式、B種優先株式、及びC1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 慶應イノベーション・イニシアティブ1号有限責任事業組合 山岸 広太郎	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	-	A種優先株式 △1,140,000 B種優先株式 △555,600 普通株式 1,695,600	-	A種優先株式及びB種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	ASエースタート1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社エースタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	-	C1種優先株式 △1,538,700 普通株式 1,617,450	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	みらい創造一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社みらい創造機構 代表取締役社長 岡田 祐之	東京都港区芝浦三丁目3番6号	-	A種優先株式 △1,140,000 B種優先株式 △277,800 普通株式 1,417,800	-	A種優先株式及びB種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	-	B種優先株式 △1,389,000 普通株式 1,389,000	-	B種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	芙蓉総合リース株式会社 取締役社長 織田 寛明	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	-	B種優先株式 △1,389,000 普通株式 1,389,000	-	B種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員会長兼社長 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	-	B種優先株式 △1,389,000 普通株式 1,389,000	-	B種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役社長 吉田 憲正	東京都港区芝三丁目33番1号	-	C1種優先株式 △1,346,250 普通株式 1,415,100	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	SBI Ventures Two株式会社 代表取締役社長 中野 幸二	東京都港区六本木一丁目6番1号	-	C1種優先株式 △1,346,250 普通株式 1,415,100	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役社長 丸田 俊也	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	-	C1種優先株式 △1,346,250 普通株式 1,415,100	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年6月12日	-	-	-	ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 取締役社長 三好 啓介	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	-	A種優先株式 △885,000 B種優先株式 △213,000 C1種優先株式 △96,150 D種優先株式 △38,400 普通株式 1,239,300	-	A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	Nikon-SBI Innovation Fund 業務執行組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 執行役員会長兼社長 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	-	C1種優先株式 △1,010,850 普通株式 1,010,850	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	-	D種優先株式 △961,650 普通株式 1,010,850	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	EE14号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社環境エネルギー投資 代表取締役 河村 修一郎	東京都品川区東五反田五丁目11番1号	-	C1種優先株式 △961,500 普通株式 1,010,700	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長 石川 耕治	東京都中央区日本橋二丁目2番10号	-	C1種優先株式 △961,500 普通株式 1,010,700	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 新生ベンチャーパートナーズ2号有限責任事業組合組合員 新生ベンチャーパートナーズ株式会社 職務執行者 松原 一平	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	-	C1種優先株式 △961,500 普通株式 1,010,700	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	大和ハウスグループ投資事業有限責任組合無限責任組合員 大和ハウスベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 鈴木 哲雄	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号	-	D種優先株式 △961,500 普通株式 1,010,700	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	ライドオン・エーススタート2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社エーススタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	-	A種優先株式 △855,000 普通株式 855,000	-	A種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	株式会社オリエントラル コンサルタンツグローバル 代表取締役 米澤 栄二	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	-	C1種優先株式 △769,200 普通株式 808,500	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	株式会社エーススタート 代表取締役 渡邊 一正	東京都港区三田三丁目5番27号	-	A種優先株式 △285,000 D種優先株式 △384,750 普通株式 689,400	-	A種優先株式及びD種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	りそなキャピタル8号投資事業組合 業務執行組合員 りそなキャピタル株式会社 代表取締役社長 相原 直也	東京都江東区木場一丁目5番25号	-	D種優先株式 △577,050 普通株式 606,600	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	株式会社FEL 代表取締役社長 長瀬 文男	東京都品川区東五反田二丁目7番18号	-	D種優先株式 △576,900 普通株式 606,300	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年6月12日	-	-	-	みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	-	A種優先株式 △570,000 普通株式 570,000	-	A種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	豊田合成株式会社 代表取締役 齋藤 克己	愛知県清須市春日長畑1番地	-	D種優先株式 △480,750 普通株式 505,350	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	トヨタ紡織株式会社 代表取締役 白柳 正義	愛知県刈谷市豊田町一丁目1番地	-	D種優先株式 △480,750 普通株式 505,350	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	ジャフコグループ株式会社 代表取締役 三好 啓介	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	-	C1種優先株式 △384,600 普通株式 404,250	-	C1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦夫	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	-	D種優先株式 △192,450 普通株式 202,200	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	高橋 直司	東京都中央区	-	D種優先株式 △192,450 普通株式 202,200	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	成毛 眞	東京都杉並区	-	D種優先株式 △192,300 普通株式 202,050	-	D種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2024年6月12日	-	-	-	みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦夫	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	-	B種優先株式 △55,500 C1種優先株式 △57,600 普通株式 115,950	-	B種優先株式及びC1種優先株式の普通株式への転換(取得条項の行使)

(注) 1. 2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行っております。なお、当該優先株式の発行価格については、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、A種優先株式1株の発行時の価格は2,600,000円、B種優先株式1株の発行時の価格は54,000円、C1種優先株式1株の発行時の価格は78,000円、D種優先株式1株の発行時の価格は78,000円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、D種優先株式、は、会社法第178条の規定に基づき2024年6月23日付で全て消却しております。また、当社は、2024年6月7日開催の臨時株主総会決議により、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 当社は、2019年3月20日付で株式1株につき100株、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
新井元行 ※1、2	東京都文京区	9,015,000	9.36
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区三田三丁目5番27号	8,611,200	8.94
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	7,339,800	7.62
清水建設株式会社 ※1	東京都中央区京橋二丁目16番1号	6,944,400	7.21
SPエースタート1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区三田三丁目5番27号	6,469,050	6.72
日本グロースキャピタル投資法人 ※1	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	5,053,650	5.25
白坂成功 ※1、7	東京都世田谷区	4,500,000	4.67
森トラスト株式会社 ※1、4	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	2,399,700	2.49
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都文京区本郷七丁目3番1号	2,280,450	2.37
Tsunagu Investment Pte. Ltd. ※1	3 Fraser Street, #10-23 Duo Tower, Singapore 189352	2,223,300	2.31
株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 宇宙フロンティアファンド）	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	2,021,400	2.10
Abies Ventures Fund I, L.P.	Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands	1,881,900	1.95
慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	1,695,600	1.76
ASエースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	1,617,450	1.68
みらい創造一号投資事業有限責任組合	東京都港区芝浦三丁目3番6号	1,417,800	1.47
ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合	東京都港区芝三丁目33番1号	1,415,100	1.47
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,415,100	1.47
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,415,100	1.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,389,000	1.44
芙蓉総合リース株式会社 ※4	東京都千代田区麴町五丁目1番地1	1,389,000	1.44
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,389,000	1.44
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	1,239,300	1.29
小畑 俊裕 ※3	—	1,014,450 (279,450)	1.05 (0.29)
Nikon-SBI Innovation Fund	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,010,850	1.05
みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	1,010,850	1.05
EEI4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合	東京都品川区東五反田五丁目11番1号	1,010,700	1.05
損害保険ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋二丁目2番10号	1,010,700	1.05
新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	1,010,700	1.05
大和ハウスグループ投資事業有限責任組合	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号	1,010,700	1.05

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
ライドオン・エースタート2号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	855,000	0.89
株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	808,500	0.84
株式会社エースタート	東京都港区三田三丁目5番27号	689,400	0.72
りそなキャピタル8号投資事業組合	東京都江東区木場一丁目5番25号	606,600	0.63
株式会社FEL	東京都品川区東五反田二丁目7番18号	606,300	0.63
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	570,000	0.59
豊田合成株式会社	愛知県清須市春日長畑1番地	505,350	0.52
トヨタ紡織株式会社	愛知県刈谷市豊田町一丁目1番地	505,350	0.52
— ※5	—	462,150 (312,150)	0.48 (0.32)
ジャフコグループ株式会社 ※4	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	404,250	0.42
— ※6	—	300,000	0.31
中須賀 真一	東京都渋谷区	300,000	0.31
志藤 篤 ※3	—	282,750 (282,750)	0.29 (0.29)
— ※6	—	261,600 (261,600)	0.27 (0.27)
— ※6	—	260,100 (260,100)	0.27 (0.27)
— ※6	—	226,500 (226,500)	0.24 (0.24)
— ※6	—	218,850 (218,850)	0.23 (0.23)
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	202,200	0.21
高橋 直司	東京都中央区	202,200	0.21
成毛 眞	東京都杉並区	202,050	0.21
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	115,950	0.12
その他163名		7,531,350 (7,531,350)	7.82 (7.82)
計	—	96,317,700 (9,372,750)	100.00 (9.73)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
  2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
  3. 特別利害関係者等(当社取締役)
  4. 特別利害関係者等(金融商品取引業者等)
  5. 当社の執行役員
  6. 当社の従業員
  7. 当社の元取締役
2. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

坂井知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

有吉真哉

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関

して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

坂井 知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

有吉 真哉

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年3月28日、2024年4月11日及び2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

坂井知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

有吉真哉

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月 8 日

株式会社Synspective  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 坂井知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 有吉真哉

## 監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社Synspectiveの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年7月1日から2024年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

坂井知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

有吉真哉

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspectiveの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係

はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

坂井知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

有吉真哉

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspectiveの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年3月28日、2024年4月11日及び2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい

るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上